

多様な人材が輝く議会のための 17 の提言

令和 6（2024）年 3 月 15 日

多様な人材が輝く議会のための懇談会

目 次

○ 委員名簿	1
○ 開催実績	2
○ はじめに	3
○ 提 言	7
○ 多様な人材が輝く議会のために （課題・提言・取組事例等）	9
1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために	9
2 多様な人材が立候補しやすくするために	17
3 多様な人材が働きやすい議会にするために	25
4 その他	31
○ おわりに	34
○ 委員からのメッセージ	35
○ 懇談会で発言のあった各県の取組事例	40

資料編目次

<u>第1回資料「多様な人材の議会参画に向けた取組」</u>	64
○ 多様な人材の参画に関する地方議会の現状	66
○ 議会への多様な人材の参画を推進する答申等	76
○ 多様な人材の議会参画への障壁	83
○ 女性・子育て世代・勤労者の議会参画に向けた取組	87
○ 主権者教育の推進	94
○ 多様な人材の参画に向けた議会のデジタル化	102
<u>第2回「多様な人材が輝く議会のための懇談会」資料</u>	106
○ 都道府県議会議員の選挙区制度（合区）	108
○ 厚生年金への地方議会議員の加入について	114
○ 主権者教育の推進	120
○ 政治分野における男女共同参画	127
○ 立候補環境の整備	130
○ 女性・若者等に対する障壁の除去 （会議規則における育児・介護等の取扱の明確化 ／議会活動における旧姓使用）	134
<u>令和2年3月30日 第4次都道府県議会制度研究会</u> <u>（座長 中邨 章 明治大学名誉教授）報告書 抜粋</u>	137

委員名簿

令和6年3月15日

- 座長 岡田 理絵 徳島県議会議員
(前徳島県議会議長、前全国都道府県議会議長会副会長)
- 副座長 石井 邦一 茨城県議会議員
(前茨城県議会議長、前全国都道府県議会議長会地方自治委員長)
- 佐藤 良 栃木県議会議長
- 委員 鈴木 健太 秋田県議会副議長
- 岡田 静佳 埼玉県議会副議長
- 杉本 熊野 三重県議会副議長
- 奥野 詠子 富山県議会副議長
- 徳安 淳子 兵庫県議会副議長
- 緒方 直之 広島県議会副議長
- 佐々木 允 福岡県議会副議長

開 催 実 績

- 令和5（2023）年12月1日（金） 第1回懇談会
- 令和6（2024）年1月26日（金） 第2回懇談会
- 令和6（2024）年2月22日（木） 第3回懇談会

はじめに

地方議会は、地域住民の多様な声を把握し、幅広い視点で地域のあり方や課題を議論し、地方公共団体の重要な意思を決定する、地方自治の根幹をなす存在である。しかし一方で、近年の地方議会議員選挙の投票率は低下傾向にあり、また、議員のなり手不足や、議会を構成する議員の性別・年齢に多様性を欠くという課題が指摘されている。

令和4(2022)年12月28日に第33次地方制度調査会が岸田文雄 内閣総理大臣に提出した「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(以下「地制調答申」という。)では、我が国は全国的に人口減少と高齢化が進行し、地方公共団体の経営資源がますます制約される一方、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大する見込みと指摘されている。

併せて、行政のほか、コミュニティ組織やNPO、企業等の多様な主体が組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要であり、これらの多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要であり、このような役割を議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要であると指摘された。

そして、議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられるとし、政府はこれを踏まえ、令和5(2023)年3月3日、「地方自治法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法律案は令和5(2023)年4月26日に成立し、次のとおり議会の役割及び議員の職務等が明確化された。

改正後の地方自治法

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体

の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(下線が改正により条文に新たに追加された部分)

地方自治法の改正を踏まえ、議会がさらに活性化し、その機能を十分に発揮していくためには、住民の方々に議会・議員に対する興味と関心を深めていただき、女性や若者など多様な人材が参画しやすく、活躍できる環境にしていくことが必要である。

その一方で、令和5(2023)年4月27日の都道府県議会デジタル化専門委員会座長記者会見配付資料「令和5年統一地方選挙(道府県議会議員選挙)の結果について」によると、令和5(2023)年統一地方選挙(道府県議会議員選挙)において、投票率は41.85%で過去最低となり、無投票当選者の割合は25.0%と過去2番目に高かった。また、女性候補者の割合は15.6%、女性当選者の割合も14.0%といずれも過去最高となったが、我が国の人口性比¹を踏まえると、女性の候補者・当選者の割合は依然として極めて低い水準である。

候補者全体の平均年齢をみると、56歳と過去2番目に高く、候補者全体に占める20代及び30代の割合は7.7%であった。当選者の平均年齢は56歳とこちらも過去2番目に高く、当選者全体に占める20代及び30代の割合は7.1%であった。

今回の選挙結果から、住民の地方議会に対する興味・関心が薄れているとともに、現在の都道府県議会は性別や年齢構成の面で多様性を欠いた状態であるという課題が改めて浮き彫りとなった。

では、そもそも、議会が多様性を欠いていることの何が問題なのか。

地制調答申においては、「とりわけ、女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向にあり、議会が性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることは、繰り返される一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせていると考えられる。この結果、意欲のある住民が立候補を思いとどまるよう

¹ 人口性比 女性100人に対する男性の数をいう。令和2年国勢調査によると、男性は6,136万人、女性は6,486万7千人であり、女性が男性より350万7千人多く、人口性比は94.6となっている。

になるなど、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている面がある。」とある。

さらに、全国都道府県議会議長会（以下「議長会」という。）が有識者などに協力をいただき設置した、都道府県議会制度研究会の報告書（令和 2（2020）年 3 月 30 日）において、「多様な意見を集約することが必要とされる議会で、選挙によって選ばれる議員の構成が、現実の住民の構成と大きく乖離していることには大きな問題がある。」と指摘されており、議会に多様性が必要であることがわかる。

また、自治会、町内会などにおける全国的な加入率の低下の背景として、住民の自治意識の低下が指摘されているが、議会が多様性を欠くことは、女性や若者などを中心とした住民の議会に対する関心を失わせ、さらなる自治意識の低下につながるのではないだろうか。

議会が性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることについては様々な要因が考えられるが、議員のなり手不足、住民の議会への関心の低下などと相まって、その解消はまさに喫緊の課題である。

議長会ではこういった課題に取り組むために、「全国都道府県議会議長会創立 100 周年宣言－真の地方自治の実現と更なる都道府県議会の活性化を目指して－」を採択し、「女性や若者、勤労者など多様な人材が参画できるよう、（中略）環境整備に取り組む」ことを宣言している。また、令和 5（2023）年 10 月 17 日には、議長会副会長である中森博文 三重県議会議長及び岡田理絵 徳島県議会議長が山本徹 議長会会長（富山県議会議長）のもとを訪れ、女性議員が抱える課題等について意見交換を行った。

こうしたことを踏まえ、山本 会長は、女性や若者など多様な人材の地方議会への参画についての意見交換を行うための場として、令和 5（2023）年 11 月 8 日、「多様な人材が輝く議会のための懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置を決定した。

懇談会は、岡田理絵 徳島県議会議長を座長とし、女性・若手の正副議長及び議長会地方自治委員会委員長の 10 名で構成され、女性や若者、勤労者など多様な人材が活躍しやすい議会の実現に向けた課題や取組等について意見交換を行ってきた。本提言書は、令和 5（2023）年 12 月 1 日に開催された第 1 回から、令和 6（2024）年 2 月 22 日に開催された第 3 回までの懇談会の中で委員から出された

意見等を取りまとめたものである。

意見交換の話題は多岐にわたったが、各委員の意見や、発表のあった委員県の取組事例などを次の4つの区分に整理し、今後の各議会及び議長会の取組に向けた提言として取りまとめた。

- ① 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために
(主権者教育の推進、広聴・広報の充実による住民とのコミュニケーションの確保、開かれた議会の実現についての提言など)
- ② 多様な人材が立候補しやすくするために
(立候補するためのハードルを下げる方策、議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度についての提言など)
- ③ 多様な人材が働きやすい議会にするために
(議会のデジタル化の推進、育児・介護等と議員活動の両立支援、ハラスメント防止対策の実施、議員同士の交流についての提言など)
- ④ その他

現在、各議会及び議長会において、主権者教育の推進や議会のデジタル化等の課題に取り組んでいるが、懇談会で議論を重ねる中で、こうした取組の必要性を再認識した。本提言書では、「多様な人材が輝く議会」の実現のために、今後、各議会及び議長会などが取り組むべき方策について、次のように提言する。

<多様な人材が輝く議会のための17の提言>

1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために

◎ 主権者教育の推進

提言1 主権者教育は、議会も主体となり、知事部局や教育委員会、選挙管理委員会などと連携し、議員自らが積極的に現場に出向いて地方議会や議員の活動を伝え、児童、生徒、学生と意見交換するなど、こどもたちの記憶に残るよう取り組む

提言2 主権者教育は、こどもたちが地域や政治への関心・意欲を持てるように、小学校、中学校、高校、大学など発達段階の課題や意識を踏まえた取組を実施する

提言3 主権者教育の実施前後にアンケートをとり、児童、生徒、学生の理解や意識の変化を確認するなどして取組の改善を図るとともに、好事例については議長会等を通じて広く情報共有を図る

◎ 広聴・広報の充実による住民とのコミュニケーションの確保

提言4 議会広報は、議決結果だけでなく、議案の背景をストーリー化するなどの工夫を凝らし、議会が住民に身近な課題を扱っていることが伝わるものとする。
作成に当たっては若者の目線を取り入れるとともに、情報拡散力の高いSNS等のメディアを積極的に活用するなど、多様な方々に親しまれるよう努める

提言5 議会・議員は、デジタルツールの活用や対面による意見交換等を通して、女性や若者をはじめ幅広い層の住民とのコミュニケーションを図り、その意思を把握し、議会審議や施策形成、国等への要請など議会や議員の活動に反映する

◎ 開かれた議会の実現

提言6 傍聴規則を改正し、児童・乳幼児の傍聴を認めるなど、子育て世代等が傍聴しやすい環境整備を図るとともに、委員会のインターネット中継や休日議会の開催など勤労者等の住民にも配慮した議会運営上の工夫を進める

2 多様な人材が立候補しやすくするために

◎ 立候補するためのハードルを下げる方策

提言7 地方議会議員を目指す方々の立候補の手助けとなるよう、各議会や議員、政党などが説明会、勉強会、情報提供などの支援を行う

提言8 各議会は、地域の経済団体に企業の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けるよう働きかけを行う。
また、選挙管理委員会等と連携して立候補に係るハラスメントの防止を図る

提言9 議長会は、各議会等と連携し、弾力的な市と市の合区の実現、人口が少ない地域の議員定数の確保や、被選挙権年齢の引下げ、選挙ポスターの貼り出しの効率化など選挙活動の負担軽減等を検討し、国に要請を行う

◎ 議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度

提言10 各議会は、地域の経済団体へ働きかけ、勤労者が就業しながら議員活動を行う際の企業の理解を求める。

また、議長会等が中心となり、厚生年金などの社会保障制度への加入や、小規模の市町村議会における議員報酬のあり方について検討し、国へ要請を行う

3 多様な人材が働きやすい議会にするために

◎ 議会のデジタル化の推進

提言11 各議会は、議員が介護や子育てなどで議場等に参集できない際にも議会活動ができるよう、オンラインによる委員会の開催を進める。

また、議長会は、オンラインによる本会議への出席が可能となるよう国に要請を行うなど、各議会と連携し、議会のデジタル化を推進する

◎ 育児・介護等と議員活動の両立支援

提言12 各議会は、会議規則における欠席の規定に出産や育児、介護などを例示するとともに、議会活動における通称（旧姓）使用を認める規定整備や、保育サービスの導入及び子育てスペースの設置など子育てを行う議員への配慮、会議時間の見直しや計画的な休憩の導入など議会の働き方改革を進める

◎ ハラスメント防止対策の実施

提言13 議会のハラスメントを防止するための条例の制定など、各都道府県でハラスメントを防止するための規定整備を進め、市町村を包含した相談窓口の設置や研修の実施など具体的な取組を行う

◎ 議員同士の交流

提言14 多様な人材が議会に参画し、生き生きと働けるよう、議員同士が連携し、意見交換などを通して課題の解決や意識改革に努める

4 その他

提言15 少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化を踏まえて、多様な人材が輝く議会とするための取組を継続して実施する

提言16 多様な人材が輝く議会の実現のために、議会や議員、三議長会、政党、報道機関、民間団体、住民等が連携して取り組んでいく

提言17 投票を通して政治への興味・参画を促し、多様な人材の議会への参画を進めるため、投票環境の整備など、だれもが投票しやすい環境の実現を国等へ働きかける

多様な人材が輝く議会のために（課題・提言・取組事例等）

1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために

◎現状と取組の方向性

地方議会には、懇談会が立ち上がる契機ともなった投票率の低下や議員のなり手不足、議会の年齢や性別の構成が多様性を欠くという課題がある。

懇談会では様々な視点から対応策が提案されたが、まず、住民に議会を知っていただき、そして議会への関心を深めていただくことが重要との意見が多く出された。

（1）主権者教育の推進

地方議会に興味を持っていただき、その関心を深めていただくことは一朝一夕でできることではない。学校教育などを通して若い頃から集団で議論を行い、課題解決能力等を育むとともに、地域の課題や地方議会に目を向けていただく主権者教育の推進が必要である。

18歳選挙権を実現する改正公職選挙法が平成28（2016）年に施行され、こどもたちへの主権者教育がより一層重要となった。

地方議会も実施主体の一つとして、知事部局や教育委員会、選挙管理委員会などと連携しながら、議員自らが積極的に現場に出向き、こどもたちの記憶に残るよう熱意をもって主権者教育に取り組み、好事例を地方議会の間で共有していくことが必要である。

提言1 主権者教育は、議会も主体となり、知事部局や教育委員会、選挙管理委員会などと連携し、議員自らが積極的に現場に出向いて地方議会や議員の活動を伝え、児童、生徒、学生と意見交換するなど、こどもたちの記憶に残るよう取り組む

（委員の意見）

- 主権者教育に関するイベント終了後に参加者に感想を聞くと、議員は思っていたより優しかった、議会は思ったより身近なことを決めていると知ったなどの声があった。

- こどもたちにとっては、本物の知事や局長が現場にいるというのがポイントになっているようだ。議員が答弁することも可能だが、こどもたちに議会をよりリアルに感じてもらうという意味では、知事に答弁してもらって良かったという声が多かった。
- 主権者教育については、それぞれの学校現場での事例を参考にさせていただきたいという思いから教育委員会にも提言していく必要がある。
- 議長会主催で高校生や大学生との意見交換会を試験的に実施し、参加を希望する都道府県議会の議長が意見交換会を体験することで、その後の地元議会における主権者教育の展開につながるような具体的な取組があってもよいのではないか。

提言2 主権者教育は、こどもたちが地域や政治への関心・意欲を持てるように、小学校、中学校、高校、大学など発達段階の課題や意識を踏まえた取組を実施する

(委員の意見)

- 主権者教育の実施については、年齢等に応じ進めていくことが大切であると思う。
- 模擬議会では、参加者の質問作成時に運営側が過度な修正を加えることがある。本当の議会の面白さや多様性が損なわれ、参加者に誤解を持って捉えられる恐れがあるため、もう少しのびのびできるようにしたほうがよい。
- 青年議会で提案されて答弁をしたものについては、実際に実現されているものがいくつもある。参加者には、過去に青年議会で出された提案が実現していることを紹介しながら、モチベーションを上げて取り組んでいた。

提言3 主権者教育の実施前後にアンケートをとり、児童、生徒、学生の理解や意識の変化を確認するなどして取組の改善を図るとともに、好事例については議長会等を通じて広く情報共有を図る

(委員の意見)

- 実際に主権者教育に参加していただいた方や、議会だよりを読んでいた方がどういった感想を持ったか、どのくらい議会に興味を持つことができたのかというアンケート調査等を踏まえて、次の機会に向けてブラッシュアップしていくことが有効ではないか。
- 令和6年度の夏を目途に議長会において主権者教育にかかる事例集を取りまとめていただく予定とのことだが、単に取組の紹介にとどまらず、成果や課題を含めて調査し、共有していただきたい。

委員県の取組事例

・模擬議会

- 夏休みの中学生を対象とした議会体験会（徳島県 44 頁参照）や、使われなくなった旧庁舎などを活用し、子供議会や高校生議会などの模擬議会を行う事例（広島県）があった。
- 参加者に、議員バッジに似せた「子供議員バッジ」を授与し、県知事や教育長などが模擬議会で答弁することで、より本物に近い議会を体験できるような取組を実施した。（広島県 44 頁参照）
- 高校生県議会（三重県 45 頁参照）や、18 歳から 40 歳までの方たちを対象とした青年議会（富山県（運営は教育委員会） 45 頁参照）では、年代ごとの興味のある分野や目線を捉えることができた。

・出前講座

- 高校生や中学生と意見交換等を行う県政ミーティング（栃木県 46 頁参照）や、高校への出前講座（富山県 46 頁参照）を実施した。
- 県内の大学ゼミを対象に県議会サテライトゼミの受入れを実施した。（兵庫県 47 頁参照）
- 大学と包括連携協定を締結し、議員活動の見学・体験等を行うインターンシップや意見交換等（徳島県 47 頁参照）を行ったり、議長が包括連携協定を結ぶ大学に出向いて学生との意見交換を実施し、また、休日議会の常任委員会に学生が参加する取組（茨城県 48 頁参照）を実施した。

・意見交換会

- 10代から30代までの県民と議会議員が意見交換を行う場を設け、「若者とこれからの地域づくり」、「若者の人口流出について」という2つのテーマで意見交換を実施した。（三重県 48頁参照）
- 20代、30代の若者12人、議員10人で、3回にわたって「議会における情報発信のあり方」、「議員のなり手不足の解消について」、「住民の議会への関心を高めるためには」というテーマのもと、ワークショップ形式の意見交換会を実施した。（秋田県 49頁参照）

・議事堂見学の実施

- 小学4～6年生とその保護者を対象とした議事堂見学会と投票体験（埼玉県 49頁参照）や、小学生が県議会本会議を傍聴し、議事堂見学等を行うバスツアー（徳島県 50頁参照）を開催した。

(2) 広聴・広報の充実による住民とのコミュニケーションの確保

議会や議員の活動を住民の方々に知っていただくためには、活動内容を発信していくことが必要であるが、多くの議会だよりは議決結果を伝える内容に偏り、読みにくさを感じるため、住民から敬遠されがちである。

そこで、例えば若者をターゲットにした広報誌の発行や、多くの住民が利用している SNS を活用するなど、より幅広い層に興味を持っていただくための工夫が必要である。

また、情報発信だけでなく、デジタルツールの活用や対面での意見交換等を通して積極的に住民とコミュニケーションを図り、多様な住民の意思の把握に努めることは、住民の負託を受け、職務を行う議員として重要である。

提言4 議会広報は、議決結果だけでなく、議案の背景をストーリー化するなどの工夫を凝らし、議会が住民に身近な課題を扱っていることが伝わるものとする。

作成に当たっては若者の目線を取り入れるとともに、情報拡散力の高い SNS 等のメディアを積極的に活用するなど、多様な方々に親しまれるよう努める

(委員の意見)

- 県議会はどのような取組をしているのかを住民の方々に理解していただく必要がある。議会が様々な意見を吸い上げ、それをどうやって実現しているのかをしっかりと広報していくべきだ。
- 固く難しく感じないような雰囲気作りが必要。同じ立場で話をし、身近な存在だと感じてもらえるような工夫。これが原点に立ち返って一番必要なことではないか。
- 道路ができた、トンネルができたといった事実を伝えるだけでなく、そこに至るまでの背景、ストーリーそういったものを同時にうまく伝えていく仕組みなどがあってもよいのではないか。
- マスコミや SNS の力というものは非常に強い。そこをうまく活用することが必要ではないか。
- 本県議会で SNS 等での情報発信を強化したが、次なる課題は、その SNS 等を見てももらえない、評価されないということであり、発信する情報の中身の改善が必要であると感じる。
- SNS 等を活用して発信する議員が増えてきているが、炎上するリスクが高いため、議論を呼びそうな投稿はせず、どこに行ってきましたと写真だけ載せるなど、あまり人々の関心を惹きつけない内容となり、その結果、政治家の SNS は面白くないという認識が徐々に広がってしまっているように思う。
- 不特定多数の方々を相手に発信するのはなかなか難しいが、議員の発信スキルの向上という観点も大事であると思う。
- デジタル化が進んでいる中で、SNS などのネット上の誹謗中傷があり、情報の一部分だけを切り取られて、悪意をもって拡散されることもある。国がしっかりと法改正をして、取締りを強化する必要があるのではないか。

- 議会や地方自治の制度を周知していくためには、質の高い動画が有効だと思う。大きなリソースを持っている議長会で、各都道府県議会が活用できる共通のものを準備していただくと大変助かる。
- 女性として、議員として、議員という仕事はやりがいがあるというアピールをもっとしてはどうか。

提言5 議会・議員は、デジタルツールの活用や対面による意見交換等を通して、女性や若者をはじめ幅広い層の住民とのコミュニケーションを図り、その意思を把握し、議会審議や施策形成、国等への要請など議会や議員の活動に反映する

(委員の意見)

- もちろんデジタルツールというのも大事だが、対面も同様に並行してやっていったほうが、お互いの生の声が聞けて伝わると実感している。
- SNS や広報紙(誌)で議会や議員の活動を発信するというのは大切だが、まずその前に住民の意見を聞くという部分が非常に重要である。
- 議会や議員は、デジタルの活用や対面により、住民としっかりコミュニケーションを図り、その意見を聞いて、議会や議員の活動に活かしていくことが必要である。

委員県の取組事例

・広報紙等

- 広報紙の表紙を飾る写真は、地元の高校の写真部や大学生が撮影した写真の中から選定している。写真が掲載された際には、広報委員長などがその学校に赴き、表彰状の授与や生徒と交流する取組を行っている。(広島県 50 頁参照)
- 分かりやすく関心が持てる情報発信を目的に、高校生に取材や記事作成を依頼し、高校生版兵庫県議会だよりを発行している。高校生 WEB 版という形でも取組を進めているところである。(兵庫県 51 頁参照)
- 議会の広報誌をリニューアルし、高校生や高校生ぐらいのこどもを持つ親子と一緒に見られるようなものをテーマに作成した。デジタルブックでも見られるようにしている。(富山県 51 頁参照)

・SNS・テレビ等

- 若者をはじめ、より多くの方に県議会への関心を持ってもらうために、X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram 及び YouTube の導入や、議会広報の見直しを実施した。（複数県）
- YouTube で一般質問の配信などを開始している。（埼玉県 52 頁参照）
- 議員の普段の姿を SNS で発信することで、議会への関心が高まるのではないかと思い、議員紹介動画を全員分作成し、YouTube で公開している。議員に親しみを持ってもらえるような内容とするため、議員になったきっかけ、座右の銘及び好きな音楽など、議員の素顔が見えるようにしている。（秋田県 52 頁参照）
- テレビ広報番組については、一回あたりの時間を短くし、放送回数を増やした。また、議員へのインタビューを増やし、親しみやすく、分かりやすい内容に改善した。（秋田県 52 頁参照）
- 地元のラジオ番組に各会派から選出された議員が日替わりで出演し、議員活動や議会の状況をラジオパーソナリティとトークする番組を事前収録で放送した。ラジオで聞くと県議会や議員が身近に感じたというような意見もいただいた。（埼玉県 53 頁参照）

（3）開かれた議会の実現

子育て世代、勤労者、身体の不自由な方などは議会を傍聴することへのハードルが高い。各議会において、住民の方々が議会を身近に感じ、政治への参画に関心を持っていただけるような傍聴環境の整備や議会運営を実施していく必要がある。

提言 6 傍聴規則を改正し、児童・乳幼児の傍聴を認めるなど、子育て世代等が傍聴しやすい環境整備を図るとともに、委員会のインターネット中継や休日議会の開催など勤労者等の住民にも配慮した議会運営上の工夫を進める

（委員の意見）

- 子育て世代が県議会を傍聴しやすく、また、子育て世代の議員が働きやすい環境づくりが必要。

- 傍聴しやすくすることで、議員の仕事、議論の内容、住民の方々からお受けした相談ごとや陳情ごとを前に進める姿が見えて、議員という仕事は必要だと理解していただくことにつながるのではないかと。更には、自分も議員になりたいと思ってもらえるような姿勢を私たちが示していくということも非常に大事なことである。
- 議会の様子をより多くの方々に見ていただけるよう、インターネット中継などの活用が必要である。

委員県の取組事例

・傍聴しやすい環境整備

- 親子傍聴室にベビーベッド、キッズスペースの設置（埼玉県 53 頁参照）や、防音機能を持たせた親子傍聴室を整備（兵庫県 54 頁参照）し、親子で気軽に傍聴できる体制を整えている。
- 傍聴規則に、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないという規定があったが、親子傍聴席を設置したタイミングで改正した。（兵庫県 54 頁参照）
- 乳幼児及び補助犬の同伴を認めている。（茨城県）

・議会運営の工夫

- 休日議会（茨城県 54 頁参照）や通年議会（栃木県 55 頁参照）の導入を行った。
- 令和 6（2024）年度から全常任委員会（7 委員会）を YouTube で配信予定。（兵庫県 55 頁参照）

2 多様な人材が立候補しやすくするために

◎現状と取組の方向性

議会や議員に興味を持った方々や、地域の課題に取り組もうとする方々などが実際に議員への立候補を検討するには、費用、法律等のルールなど様々な情報が必要となる。

また、勤労者が立候補するに当たっては、勤務先を退職せざるを得ない場合が多く、落選時のリスクが大きい。当選できたとしても、議員の報酬だけで生活していけるのか、議員を退職した後の生活はどうするのかといった不安の声があることが懇談会で指摘された。

さらに、選挙制度についても、議員を目指す方々がチャレンジしやすい制度とはどのようなものか検討が必要という意見もあった。

ここでは、多様な人材が立候補しやすくするためには何が必要かという意見を整理した。

(1) 立候補するためのハードルを下げる方策

議員になることに興味を持った住民が実際に立候補するためには、公職選挙法（以下「公選法」という。）などの諸規定を理解することや、選挙活動のノウハウを知ることが必要となり、情報を集めるのは容易ではない。

また、勤労者が選挙活動を行う際には、勤務先の理解を得る必要があることや、女性や若者は有権者からのハラスメントを受けやすいなど、立候補には多くの解決すべき課題がある。

懇談会では、このような課題を解決するための方策について議論を行った。

提言7 地方議会議員を目指す方々の立候補の手助けとなるよう、各議会や議員、政党などが説明会、勉強会、情報提供などの支援を行う

(委員の意見)

- 選挙に出るといのは、負荷がかかるところがたくさんある。立候補したい方々のための塾が自県にはないので、そういった方々へ書類の作り方や、何が必要なのかというような、まずはイロハのイを教えてくださいのようなものがあるとよい。

- 選挙活動については、各都道府県によって地域性があるため、県内で話し合いを深めていってもらう必要がある。
- 選挙のルールのように、どの県でも共通の部分については、情報発信できるサイトを作り、都道府県議会議員を目指す方々に利用していただけたらよい。

・公選法に関する課題

- 様々なルールにおいて分かりにくいことが多いと思う。特に公選法において非常に分かりづらい部分が増えてきている。
- 立候補者当人もだが、周りの支援者や色々な活動に携わっていただく方々がルールを聞いて、そもそもなんでこうなっているのかということが理解しづらい状況がある。
- 公選法の選挙制度に関することもそうだが、政治資金の取扱い等についても非常にルールが複雑である。お金はみんな悪いというイメージにつながりやすくなってしまうのは、様々な政治にまつわるルールが分かりにくすぎるためではないか。
- 多くの方に実際に参画していただくためには、みなさんが共通理解しやすいルール作り、ルールの見直しといったものも、これからは必要になってくる。
- 公選法について、もちろん候補者陣営はしっかりと学ぶ必要があるが、有権者に対しても、候補者へ金品や飲食などを要求してはいけないということの理解促進を図ることで、クリーンな選挙が行われ、若者や女性の参入を助けてくれるのではないか。
- 例えば選挙が近づいてきたときに、公選法に関する CM や新聞広告などを選挙管理委員会や議会などから発信することにより、周知を図るのが効果的だと思う。

提言8 各議会は、地域の経済団体に企業の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けるよう働きかけを行う。

また、選挙管理委員会等と連携して立候補に係るハラスメントの防止を図る

(委員の意見)

・立候補休暇について

- 立候補時にも育児休業、育児休暇制度等のような制度を作っただき、その後も仕事を続けられるということが重要ではないか。

・立候補に係るハラスメントについて

- ハラスメントは都道府県議会にかかわらず、全ての政治家にとっての課題であるし、とりわけ女性や若手などの多様な方々の参画というときに、そこに生じる大きな障壁の一つだと思う。
- さまざまな形のハラスメントが、多様な人材の政治参画や公平・公正な政治活動を大きく阻害していると感じる。ハラスメント防止のための取組を多くの方々に知っただき、ハラスメント行為の抑止につなげることが大事。
- 女性や若い世代はハラスメントを受けやすい立場であることから、議会としてもハラスメントを根絶することによって女性や若者など多様な人材が参画しやすい環境を整備していく必要がある。
- ハラスメント防止に関して、定期的な研修というのが非常に大事ではないか。議員はもちろん、有権者の皆さんに対する周知というのも必要だと思う。
- 我が県議会では有権者ハラスメントを研究していこうという話になっている。おそらくこれからプロジェクトが立ち上がってやっていくと思う。「まだこどもができないのか」、「女のくせに」などの有権者の心ない言葉で立候補できない場合もあるので、そのような事例も広めていったらよいと思う。
- 議員はハラスメント防止研修を受講しているが、有権者に対する票ハラスメント等に関する普及啓発も必要だと思う。

提言9 議長会は、各議会等と連携し、弾力的な市と市の合区の実現、人口が少ない地域の議員定数の確保や、被選挙権年齢の引下げ、選挙ポスターの貼り出しの効率化など選挙活動の負担軽減等を検討し、国に要請を行う

(委員の意見)

・選挙区制度について

- 選挙区の定数が少なければ少ないほど無投票選挙区の割合が高い。立候補しやすい環境を整備するといふのであれば、定数が少ない選挙区を減らしていくのはどうか。
- 一人区で立候補をして現職に臨むといふのは非常にハードルが高い。立候補の段階から多様な人材が選出される制度設計が必要ではないか。
- 人口減少社会の中で、これ以上どうにもならないといふ地域だけにしか合区といふ選択肢が与えられていない。もう少しそれぞれの地域の実情に合わせて柔軟に判断できるようになるとよい。
- 有権者の皆さんに多様な選択肢を示すといふ意味では、合区についてももう少し柔軟なルール変更ができないか、引き続き検討が必要である。
- 様々な地域の事情はあると思うが、一人区だから無投票になるわけではないと思う。他の候補者が立たないのは、現職がしっかりと仕事をし、その姿を有権者の方々が認めているということでもあるのではないか。
- 一人区には様々な利害関係と人間関係が絡み合っていると思う。各地域だけでは解決できないので、国にもっと働きかけをしていただきたい。

・議員定数のあり方

- 県議会の定数のあり方として、人口と議員の定数を結びつけるといふ考え方は必要だが、地方を守る立場としては、それだけでは片付けられない問題があると思う。
- 人口減少が急速に進行する中において、議員の定数を人口割だけで考えていくことで十分と言えるか。
- 地方が持続的に発展していくためには、一部の地域のみが発展するのではなく、地域全体で均衡ある発展を遂げることが重要であり、人口の少ない過疎地域の住民の声もしっかりと議会に反映される必要がある。
- 人口割だけではなく、面積割で議員の定数を考えるなど、多様な地域の声議会に届くよう、定数のあり方を検討していくことが求められる。

- 今後の日本の人口減少を踏まえ、地方のあり方については地方が声を上げるべきである。
- 選挙区制が果たす役割はどういったものがあるかを踏まえて議論してけるとよい。
- ・被選挙権年齢の引下げ
 - 世論でも被選挙権年齢の引下げという議論は出ている。様々なご意見があると思うが、面白い議論だと思う。大学生議員がいてもよいのではないか。
 - 例えば地方議員の被選挙権は25歳からだが、通常、大学を出て就職したら23歳。いきなり二年後に仕事を辞めて選挙に出られるだろうか。
 - 成年は18歳になった。被選挙権は25歳、30歳の区切りだが、議会に多様な人材をとということであれば、年齢も多様であってよいのではないか。
- ・選挙制度のあり方
 - 議員には4年に一度の選挙があり、生活としては非常に不安定な部分がある。女性が職業として議員を選択するときに、家庭との両立についての課題や、選挙における資金の不安がある。
 - 多様な人材が立候補しやすい選挙制度の改革や政治資金のあり方の改善が必要ではないか。
 - ある程度公的資金で賄っていただいて、ポケットマネーがなくてもできる選挙が望ましい。
- ・選挙活動の課題
 - 県内が大変広いので、時間の制約というものが非常に大きい。そこをクリアできる仕組みがあったらよいのではないかと思う。
- ・選挙ポスターについて
 - 昔はお金のある人は多くの人材を雇ってポスター貼り等、色々な活動ができたが、今はお金を持っていても人材自体がない。お金があるなしに関係なく人を集めるのが難しい。
 - 選挙区にポスターを千か所くらい貼らなければならないが、新人には難しい。その時点でもうスタートラインに立たないため、みんながスタートラインに立てるような仕組みがあったらよい。
 - 選挙の前に掲示板が設置され、手分けをしてポスターを貼りに行くのが通常だが、効率が悪い。役所に置いてある掲示板にポスターをあらかじめ

貼っておき、それを各地域に立てていけば、いちいち各所に貼りに行かなくてもよいのではないか。

- デジタル化も進んでいるので、ポスターの掲示板は電光掲示板か何かにして、番号が決まったら預けたポスターのデータを表示してもらおう。表示の方法もこれからの時代に合った形にしていくべき。若い人から拒否感を示されないように、もっと努力していかなければと思う。
- 選挙ポスター掲示板のデジタル化については賛成だが、そもそも掲示板の数の見直しについて議論されてもよいのではないか。
- 選挙カーを午前8時から午後8時まで走らせる必要はあるのか。デジタルやDXなどと言われるが、非常にアナログである。選挙カー自体は否定しないが、もう少しやり方を変えるなど、国が率先して検討すべき。
- DXはまず最初に選挙制度で導入すべきだと思う。

(2) 議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度

懇談会では、議員となった後の生活面の不安が立候補を妨げる大きな要因となっているという意見が多く出た。

多様な人材の参画には、議員として活動する際や、議員退職後の生活に関する不安を軽減するための支援が必要である。

提言 10 各議会は、地域の経済団体へ働きかけ、勤労者が就業しながら議員活動を行う際の企業の理解を求める。

また、議長会等が中心となり、厚生年金などの社会保障制度への加入や、小規模の市町村議会における議員報酬のあり方について検討し、国へ要請を行う

(委員の意見)

・企業の理解

- 会社等に勤めながら議員になるためには、企業の理解も必要である。議員活動が地域の活力にもつながるという認識を共有するために、法令の整備のみならず、民間への働きかけも必要だと思う。
- 女性議員との意見交換において、「特別ではない普通の私が選挙に出ることの意義を感じ、町議選に挑戦した。勤務している会社の経営者が社員

の身分のまま立候補することを後押ししてくれ、当選後も社員として勤務をしながら議員として活動している」と発言した女性議員がいた。

同社の社長は、多様な人材の参画には、社員が社員の身分のまま立候補ができる体制が必要であり、立候補即退職という経営者の固定観念を払拭し、社員のまま議員活動可能な体制を作ることが、会社としてこの地域への社会貢献になり、社員の自己実現にもつながる。それをサポートしていくのが企業の責務だと語っている。（三重県 56 頁参照）

- 経営者の方の意識を変えていくこと。経営者の協力が会社のためにもなるということの重要性をもっとアピールしていかなければいけない。
- こういった会社をどんどん増やしていくということが多様な人材が立候補しやすくなるということに繋がると思う。
- このような取組を行っている会社については、今も既にあるが、顕彰制度の創設が必要。先進的な取組の事例を国がもっと横展開してほしい。
- 例えば予備自衛官等協力事業所や消防団協力事業所を顕彰等する制度のように、議員との兼業を認める企業を評価することが一般的なこととなるようにしていく必要がある。
- 自県でも、このような事例があるというところを広く紹介できるような方法を持つ必要があるのではと思う。
- 社員の議員活動に理解のある大企業がない過疎地域の町においては、非常に苦しい状況もあるので、そのようなところもしっかりと考えていく必要がある。

・要請活動について

- 令和5（2023）年1月26日及び3月1日に、総務省と三議長会が、経団連はじめ経済団体に立候補に伴う休暇制度の創設と兼業、副業を可能とすることを要請しているが、この取組がどれくらい広がっていくかというあたりは継続して見ていく必要がある。また、継続して要請していく必要がある。
- 社会保障や企業の協力に関しては、経団連のような大きなところに対して、議長会から要望してもらってはいかがか。
- 経済団体の要請を三議長会で実施したとのことだが、県議会もそれぞれの県の経済団体に要請していくことはできないか。

○ 47都道府県で一斉にそれぞれの県の経済団体へ要請活動を行うことを提言に入れることにより、それぞれの地域の方たちの理解を深めることができる。47都道府県横並びで、ある程度期間を決めて一斉に持っていくというようなことはできると思う。

○ 各団体が警戒しないよう、要望等の持参方法を考える必要がある。

・社会保障制度の課題

○ 年金などの社会保障、小規模市町村における議員の処遇など、議員となった後の生活面の不安が立候補を妨げる大きな要因となっている。

○ 年金などの社会保障は若手にとっては非常に重要なテーマだと思うので、今後も議論の俎上に上げていただきたい。

○ 厚生年金の問題は、国に対しての意見書発議等を行っている。これは引き続き行っていかなければ、若い人たちの参画というものはなかなか難しい。

○ 国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員加入のための法整備の実現など、社会保障制度について国において十分な検討をしていく必要がある。

・議員報酬の引上げ

○ 報酬や働きやすい環境についてもしっかりと考えていく必要がある。

○ 市町村議会で報酬が少ない。家族を養っていくには足りない。こういう環境では、議員になりたいという思いがあってもなかなか現実には立候補しづらいと思うので、何らかの方策はあってしかるべき。

3 多様な人材が働きやすい議会にするために

◎現状と取組の方向性

若者や女性など多様な人材が選挙に当選した後に必要となるのは、議員として活動しやすい環境である。

子育てや介護など様々な事情で議場等に参集できない場合でも、オンラインで委員会や本会議に参加できるように規定を整備するなどのデジタル化の推進や、子育てと議員活動の両立を図るための制度づくり及び議場等の整備などを進めるとともに、ハラスメントの防止等が重要な課題として指摘された。

(1) 議会のデジタル化の推進

オンラインによる委員会の開催や本会議での質問は、規定を整備することで可能となるが、オンラインによる本会議での質疑や議決は認められていない。多様な人材の議会参画を進めるためにも議会のデジタル化の推進が必要である。

提言 11 各議会は、議員が介護や子育てなどで議場等に参集できない際にも議会活動ができるよう、オンラインによる委員会の開催を進める。

また、議長会は、オンラインによる本会議への出席が可能となるよう国に要請を行うなど、各議会と連携し、議会のデジタル化を推進する

(委員の意見)

- コロナウイルスが流行したためにデジタル化が進み、県議会でもオンラインで委員会に出席ができるようになった。
- 家事、育児、介護という問題があるので、オンラインで本会議に出席する制度なども導入していったらよいと思う。

委員県の取組事例

- 議会のデジタル化を推進し、災害時や育児または介護のために対面で出席することが困難な場合にオンラインで委員会に出席できるという改革を行った。(茨城県 56 頁参照)
- 議会 ICT 化推進のためタブレットを導入した。(栃木県 57 頁参照)

(2) 育児・介護等と議員活動の両立支援

議長会ではこれまで、女性はもちろん、多様な人材が安心して議会活動を行うことができるよう、標準会議規則の改正等を行ってきた。

各議会においても規則改正を進めるとともに、議場等のユニバーサルデザイン化など、幅広い人材の議会参画を進めるための環境整備が必要である。

提言 12 各議会は、会議規則における欠席の規定に出産や育児、介護などを例示するとともに、議会活動における通称（旧姓）使用を認める規定整備や、保育サービスの導入及び子育てスペースの設置など子育てを行う議員への配慮、会議時間の見直しや計画的な休憩の導入など議会の働き方改革を進める

(委員の意見)

- 家事、育児、介護等と議員活動が両立できるよう、今後、議会の働き方改革に取り組む必要がある。
- 子育て世代が県議会を傍聴しやすく、また、子育て世代の議員が働きやすい環境づくりが必要。【再掲】
- 公ではどうしようもないことだが、こどもが小さいときに夜の会合等で苦労した経験があるため、昼間に物事を決めるようにすればよいと考えている。

委員県の取組事例

- 県庁内の保育所で託児サービスを受けられるようにした。保育所を設置する地方職員共済組合と託児サービスの実施等に関する協定を締結。傍聴に来た方や議員等が使用できるようにした。（茨城県 57 頁参照）
- 子育てスペース（畳の部屋）や、簡易ベッドを備えた女性議員専用休憩室を設置した。（埼玉県 58 頁参照）
- 本会議、委員会問わず計画的な休憩の導入を行った（目安として、会議 1 時間に 10 分程度の休憩を必ず取る）。（埼玉県 58 頁参照）
- 会議規則を改正し、議会の欠席事由に新たに育児や介護、出産の産前産後期間を追加した。（三重県 58 頁参照）
- 委員会条例を改正し、オンライン委員会の出席事由として、育児・介護を追加した。（三重県）
- 議員の旧姓使用を認める要綱を作成した。（富山県）

(3) ハラスメント防止対策の実施

ハラスメントの防止については、多くの委員から重要な課題であると指摘があった。懇談会では、県内市町村議会を含んだハラスメントの防止に係る条例の制定などの事例紹介も行われた。

提言 13 議会のハラスメントを防止するための条例の制定など、各都道府県でハラスメントを防止するための規定整備を進め、市町村を包含した相談窓口の設置や研修の実施など具体的な取組を行う

(委員の意見)

- ハラスメントは都道府県議会にかかわらず、全ての政治家にとっての課題であるし、とりわけ女性や若手などの多様な方々の参画というときに、そこに生じる大きな障壁の一つだと思う。【再掲】
- さまざまな形のハラスメントが多様な人材の政治参画や、公平・公正な政治活動を大きく阻害していると感じる。ハラスメント防止のための取組を多くの方々に知っていただき、ハラスメント行為の抑止につなげることが大事。【再掲】
- 女性や若い世代はハラスメントを受けやすい立場であることから、議会としてもハラスメントを根絶することによって女性や若者など多様な人材が参画しやすい環境を整備していく必要がある。【再掲】
- ハラスメントを相談しやすい環境として、誰が相談を受けるのか、そしてその対応をどうフィードバックしていくのかが重要となってくる。
- ハラスメントに関する条例を制定した。相談体制を整備し、弁護士に相談員の職を委嘱して取り組んでいる。刑事告訴まで議会としてやるということまで踏み込んだ取組をしている。
- 自県も議会内でのハラスメントの防止について組織を立ち上げ、弁護士など、専門家の方3名に相談員の職を委嘱している。議会の中のハラスメント問題は、被害者と加害者が両方存在するため、議会の中を通さずともいろいろな事例を相談できたり、また外部の専門家からいろいろな注意がいくような仕組みを作っている。
- 一般の有権者の方と候補者とはやはり意識に差があると思うので、議会内のハラスメント防止組織だけでは対応しきれないと思う。

- 議会ごとというよりは、大きな社会の流れとして何らかの意識啓発のような取組が必要なのではないかと思う。
- 有権者の方々にも、公人の議員といえども人権の問題であるというところを示すことができるものがあればよい。
- 県市町村合同の女性議員ネットワークの中で、ハラスメントについての相談があったため、それぞれの議会で一度勉強会を開くような方向性の提案をした。
- 女性が活躍するためには、まずは男性、特に年配の男性の意識を変えてほしい。変えていけるよう私たちも頑張るので、力を貸していただければと思う。
- 働きやすい議会にするために、議員間でのハラスメントを防止するガイドラインを作ったらどうかというような話もでている。
- 懇談会の委員が選出されていない議会でも面白い取組がなされている可能性があるため、広くアンテナを立てて、事例紹介としてまとめていけば、ひとつのハンドブックのような形になるのではないか。
- ハラスメント防止に関して、定期的な研修というのが非常に大事ではないか。議員はもちろん、有権者の皆さんに対する周知というのも必要だと思う。【再掲】
- 我が県議会では有権者ハラスメントを研究していこうという話になっている。おそらくこれからプロジェクトが立ち上がってやっていくと思う。「まだ子どもができないのか」、「女のくせに」などの有権者の心ない言葉で立候補できない場合もあるので、そのような事例も広めていったらよいと思う。【再掲】
- 議員はハラスメント防止研修を受講しているが、有権者に対して票ハラスメント等に関する普及啓発も必要だと思う。【再掲】
- ハラスメントの防止に関して47都道府県全体で、議長会の中でも議論の俎上にあげていただき、各県ごとに何かしらの条例を作る、また場合によっては国にも強く働きかけていただきたい。
- ハラスメント防止に関するキャンペーンやPRを議長会など大きな規模で行っていただければ大変助かる。
- デジタル化が進んでいる中で、SNSなどのネット上の誹謗中傷があり、情報の一部分だけを切り取られて、悪意をもって拡散されることもある。

国がしっかりと法改正をして、取締りを強化する必要があるのではないか。

【再掲】

- ハラスメントを受けない議会を作るため、国がガイドラインをしっかりと作成し、地方議会側はそれに則った形で推進していくことが求められる。
- ハラスメントは人権侵害だと思いつつも、なかなか公務員はそういった人権侵害に対して取り組みにくい。よって制度としてハラスメント対策に議会で行き組んでいく必要がある。

委員県の取組事例

- 議員の政治倫理に関する条例を改正し、政治倫理規準の中に、ハラスメント行為も含めた人権侵害の禁止を規定した。（三重県）
- 議会関係ハラスメントを根絶するための条例を議員提案で制定した。（福岡県 59 頁参照）
- 県議会事務局内に議会関係ハラスメント相談窓口を設置した。相談対象者は、県議会議員本人、選挙に出馬した県議会議員の候補者本人、また県内の市町村議会議員本人や議長などである。（福岡県 59 頁参照）
- 県議会議員のハラスメント防止研修を実施し、約 9 割を超える議員が参加した。内閣府の男女共同参画局局長に来ていただき、議員のハラスメントについて講演していただいた。また、県議会が主催する形で市町村議会議員を対象にハラスメント防止研修会を実施した。（福岡県 59 頁参照）

(4) 議員同士の交流

課題解決のためには、議員同士の交流も必要である。様々な立場の議員と交流し、議員が自らの意識を変えていくことが多様な人材が働きやすい環境づくりにつながるのではないかとの指摘があった。

提言 14 多様な人材が議会に参画し、生き生きと働けるよう、議員同士が連携し、意見交換などを通して課題の解決や意識改革に努める

(委員の意見)

- 議会の中での交流を増やしていく。とにかく入った後もフォローをしていくような仕組みというものをしっかり準備しているということが大事ではないか。
- 議会内で、若手の議員や女性議員が今何か困っていることがあるか、不安を解消するために何が必要なのかということ进行调查し、フィードバックしていく。そして実際に変えていくべきものは変えていくといった取組が必要である。
- 我が県で女性議員ネットワークが発足した。県内の女性地方議員のうち4割程度が入会し、情報共有する場ができた。若手議員に関するネットワークは既にあり、50名を超える県及び市町村議員がLINEグループを作り、定期的に勉強会や懇親会を実施している。悩みを分かち合う場としては貴重なものである。このような場があれば、議員になってからも働きやすいと思う。
- 意見交換の中で一人会派の議員から、「我が県議会は非常に多くの発言の機会がある。例えば常任委員会が毎月あるが、そこでは新人年長者問わずに誰もが自由に意見を述べることができる場が提供されている。また、議会ごとの一般質問においても、数は多くないが当然回ってくる。」との発言があった。自分の中では当たり前だと思っていたことが、他の人にとっては当たり前ではないということが改めて分かったため、このような交流は有意義である。

委員県の取組事例

- 9年ぶりにみえ女性議員フォーラムを開催した。多様な人材が輝く議会を目指してというテーマで超党派の女性議員で交流した。(三重県 59頁参照)

4 その他

懇談会では、これまで1～3で紹介した意見以外にも、各段階で共通して必要となる考え方や取組などの意見が出された。

多様な人材の議会への参画を進めるためには、議会や議長会だけでなく、議員それぞれが意識改革を図り、共通認識とすること。取組は社会の情勢などを見ながら改善し、継続していくことが必要である。

提言 15 少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化を踏まえて、多様な人材が輝く議会とするための取組を継続して実施する

(委員の意見)

- この議論が今回で終わることなく、今後もさらに三議長会が中心となってプロジェクトチームを設置していただき、今回のこの取組をさらに進めていただかないと今回私たちが議論していることは一過性に終わってしまう。
- 三議長会の活動を受けて、それぞれの都道府県で進めていく。やはり組織的にしっかりと組んでやっけていかないと、属人的になったり、一過性で終わってしまうので、今回のことを受けてぜひお願いしたい。

提言 16 多様な人材が輝く議会の実現のために、議会や議員、三議長会、政党、報道機関、民間団体、住民等が連携して取り組んでいく

(委員の意見)

- 役職に就くためには期数を重ねることが必要である。女性、若手も含めて期数を重ねることで、議会での役職の経験を積む大事さを伝えていく必要があるのではないか。
- 女性や若手などの新しい議員が増え、活発な議会になってきている中では、議会の規則などの理解を図ることが重要であるため、議員に対する研修などを充実させる必要があるのではないか。
- 各議会や議長会主催で女性及び若手議員対象の研修会を実施してほしい。
- 家族の理解も必要。定年退職した男性が妻に、今度近いうちに立候補しようと思っていると相談したところ、妻に、あなたが出るんだったら離婚しますと言われ、立候補するのをやめた方がいた。

- 先進事例については、議長会の方でホームページ等を通して横展開していただきたい。

委員県の取組事例

- 本県議会では、令和5（2023）年9月に県内一斉防災訓練を実施した。シェイクアウト訓練²には、より多くの方々に御参加いただくよう、各議員が地元で精力的に呼びかけを行った。結果として、594,000人の方に、シェイクアウト訓練に御参加いただいた。議員一人一人が活動に関わることによって、こういった活動もしているということをおこななお子様から高齢者の方まで知っていただけた。（埼玉県 60頁参照）

提言17 投票を通して政治への興味・参画を促し、多様な人材の議会への参画を進めるため、投票環境の整備など、だれもが投票しやすい環境の実現を国等へ働きかける

（委員の意見）

- 県内にいる大学生の7割が県外の出身で、大学生の投票率が非常に低い。小学校から高校までは主権者教育をずっと積み重ねてきたため、投票に行くと言ってくれるが、大学生になると投票所が県外であったり、投票に行く期間を忘れていたということがある。
- 学生からは、オンライン投票をとという声が多く寄せられている。こういった投票のあり方についても議論をしていかなければならないのではないかな。
- 高齢化や過疎化が進行し、移動に困難を抱え、投票所に行きたくてもいけない人達が存在する。投票率向上を目指すならば、高齢者等が投票可能な環境を確保することが重要ではないか。
- 茨城県つくば市では、投票所を乗せた車が自宅前までやってくる「オンデマンド型移動投票所」の実証実験を行っている。
- 今後の社会を見据え、投票率の向上を図るためには、誰もが困難なく投票できる環境を整備していくことが必要である。

² シェイクアウト訓練 地震を想定して参加者が一斉に身を守るための安全確保行動を実施すること。

- ショッピングセンターに投票所を置いているところがあるが、そういった取組を国策として実施していただきたい。

おわりに

「多様な人材が輝く議会のための懇談会」の開催を通して、女性や若手の正副議長が意見交換を行う機会を持てたことは大変有意義であった。

一人一人がそれぞれの経験や所属議会の取組などを基に意見発表を行い、自由闊達な意見交換を経て、様々な視点から多様な人材の議会参画に係る課題や取組の方向性を提示した。

提言 15、16 としても整理をしたが、多様な人材が輝く議会の実現は、議会や議員、三議長会、政党、報道機関、民間団体が連携し、そして住民の皆様の参加を得て成し遂げられていくものと考えている。

また、そのためには、一つ一つの取組を一過性のものとして終わらせることなく、ときには長期的な視野をもって継続して進めていくことも必要となる。

まず、各議会、議長会などがこの懇談会で行われた議論を引き継ぎ、議会や議員を知ってもらい取組に力を入れてほしい。

そして、議長会は国や政党、民間団体などへの要請活動を通して全国的な取組などを進めるとともに、各議会においても、地域レベルで主権者教育や地域団体への要請など細やかな取組が重要と考える。

私たち懇談会の委員もこの提言書の作成が終わりではなく、地域の現場に戻り、それぞれの議会などで取組をけん引していきたいと考えている。

それぞれの主体が、多様な人材が輝く議会の実現に向けて、まず意識を向け、踏み出し、実現していく。この提言書がそうした取組のきっかけとなり、取組を進める上での一助になれば幸いである。

多様な人材が輝く議会のための懇談会

委員からのメッセージ

「多様な人材が輝く議会のための懇談会」で座長を務めさせていただきました徳島県議会の岡田理絵です。

当懇談会は、全国都道府県議会議長会が創立 100 周年を迎える中、これから先の 100 年を見据え、女性や若者、勤労者など多様な人材の議会への参画をいかに進めていくかをテーマに、本音で議論できる機会を設けていただきました。

12月1日の第1回懇談会以降、計3回の議論を行い、このたび、その成果を取りまとめた提言書を提出させていただく運びとなりました。

委員をお引き受けいただいた女性・若手の正副議長の皆様には、それぞれのお立場から、主権者教育の取り組み、ハラスメント問題の対策、選挙制度のあり方など、多岐にわたり建設的かつ具体的なご意見をいただきました。大変お忙しい中にも関わらず、快くご協力いただいた委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

今回の議論をきっかけに、各都道府県議会はもとより、政府や自治体、企業・団体などにおいて具体的取組がより一層進展し、全国の地方議員の皆様や議員を志す多様な方々が、夢と希望を持って議員活動に携わることができる社会の実現に繋がるとともに、次代を担う若者や子どもたちが、議会や政治に積極的に関わってくれることを期待しております。

結びになりますが、このたびの取組のきっかけを作っていただいた中森博文三重県議会議長、そして、私たちの提案を真摯に受け止めていただき、当懇談会の貴重な場を設けてくださった山本徹会長と、事務局の皆様にご厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

各地方議会が、多様な人材が輝く議会となっていくことを願うとともに、その実現に向け、今後ともたゆまぬ努力を重ねてまいります。



懇談会座長・
前徳島県議会議長・
前議長会副会長
岡田 理絵



懇談会副座長・
前茨城県議会議員・
前地方自治委員長
石井 邦一

地域の持つ課題やニーズが多様化・複雑化する中、二元代表制の一翼を担う地方議会が、地域の様々な声を吸い上げ、その機能を最大限に発揮するためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会の実現が求められます。

多様な人材の参画のためには、議会を魅力あるものにするにより、様々な属性を持つ方々の立候補に繋げていくとともに、住民の議会への理解や関心を高めることで、投票率の向上に繋げていくことが必要です。一方、高齢化や人口減少による過疎化が進む中では、投票所までの移動に困難を抱え、投票に行きたくても行けない方々がいます。誰もが困難なく投票できる環境の整備が必要です。

議員の立候補を促す点では、企業の理解を求めるとともに、社会保障制度などの生活面の安定や、ハラスメント防止の環境整備なども求められます。

また、地方が持続的に発展するためには、一部の地域に偏ることなく、地域全体で均衡ある発展を遂げることが不可欠であり、過疎地域の住民の多様な声も、議会にしっかりと届くことが重要と考えます。

懇談会での議論はいずれも時宜を得たものでありました。議論を一過性にすることなく、全国都道府県議会議長会を中心に、今後とも多様な人材が活躍する議会の実現に向け、活動が進みますことを期待します。

地域課題が多様化・複雑化する中、地域の多様な民意を集約し、広い見地から地域のあり方を議論する役割を地方議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要であります。

本県では、今年度から議員が中学校、高校を訪問して生徒と意見交換等を行う県政ミーティングの実施や広報紙のリニューアル、SNSを活用した情報発信といった、将来の本県を担う若者に向け、県政への関心を更に高めるための取組を行っているところです。

また、令和4年度からタブレット端末を全議員に配備しており、本会議や常任委員会資料のペーパーレス化や、議員間や執行部等との連絡にSNSやメールを活用することで、資料の確認、連絡調整、情報収集をオンラインで行い、効率的に活動している議員も多く見られるようになりました。このように、様々な手段で議員として活動できる環境を整えることは、今後の多様な人材の議会への参画に大きく寄与すると考えております。

本県議会といたしましては、各議会の事例やご意見も参考にしながら、引き続き若者の県政への関心を高めるための取組と様々な年代の議員がより活動しやすい環境づくりを進めることで、多様な人材が輝く議会を目指して参ります。



懇談会副座長・
栃木県議会議員
佐藤 良



秋田県議会副議長
鈴木 健太

当懇談会に参加させていただき、地方議会で多様な人材が活躍するための課題は、各都道府県において概ね共通のものであることが分かりました。全国都道府県議会議長会が果たすべき役割は大きく、今後の取組が実効性をもって進められることを期待いたします。

また、会議で提案された選挙制度改革やハラスメント対策などの方策に加えて、同時に私たち（既存）議員の側も意識変革が必要だと思います。真に多様な人材の活躍のためには、多様な議員の自由な意見表明を担保しなければなりません。そのためには、新人議員による従来の慣習や「常識」と異なる言動等に対して安易に拒絶反応を示すことなく、広い心をもって受け入れる努力をしていきたいと思っております。

埼玉県議会では、女性議員専用休憩室及び親子傍聴室の設置、本会議や委員会における計画的な休憩の導入など、女性を含む多様な人材の議会への参画に資する取組を進めてきました。

また、本懇談会では、埼玉県議会では行われていない、様々な事例を御紹介いただき大変参考になりました。議会によっておかれている状況は異なりますが、こうした事例が、より多くの議会において、今後の活動の参考となることを期待します。

女性議員の割合は年々増えているとはいえ、世界の半分が女性であることを考えると、まだまだ少ないと言わざるを得ません。議会は、ゆりかごから墓場まで、私たちの生活にとっても身近な事柄を決めている場所です。そのことをもっと知っていただくとともに、議員という仕事に魅力を感じてもらえるような取組を進めることで、議員を志す女性や若い方が増えることを願っています。



埼玉県議会副議長
岡田 静佳

全国都道府県議会議長会創立 100 周年宣言をふまえ、「懇談会」が設置されました。設置にご尽力いただきました会長はじめ役員の皆様のリーダーシップに敬意を表します。

人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会の課題解決に向けては、女性や若者など多様な人材の議会への参画が必要であり、そのための方策を積極的に意見交換することができました。

今後は、懇談会のまとめをもとに、女性や若者が立候補しやすく働きやすい環境整備等の推進に取り組んでまいります。

2023 年日本のジェンダーギャップ指数は世界 125 位、政治分野が世界最低クラスの 138 位です。このジェンダーギャップの大きさが、日本の経済や社会全体に大きな影響を及ぼしています。まずは政治分野のジェンダーギャップ解消にむけて、頑張ってまいりましょう！



三重県議会副議長
杉本 熊野

「多様な人材が輝く議会のための懇談会」の議論を経て、改めて地方議会が抱える課題が浮き彫りとなりました。少子超高齢社会が加速する中、地方の疲弊は著しく、地方議会もまたその流れに必死に足掻いています。

「多様な人材が輝く議会」の実現には、より多くの方に政治へ興味関心を持ってもらい、政治への関わりを増やすこと、また多様な人材が立候補し、議会活動を一層充実させていくことが必要です。

議論の過程で得た先進・好事例を広く共有し取りまとめた提言をもって、各議会が取組を深化させていくことを期待します。また法改正が必要なものは、全国議長会を通じて国へ働き掛け、地方が抱える問題を地方で解決できる体制構築を望みます。



富山県議会副議長
奥野 詠子



兵庫県議会副議長
徳安 淳子

まずは多くの方々に身近な議会や議員、そして政治に関心をお持ちいただきたく思います。全国の各種選挙への投票率は高いとはいえ、逆に年々下がっている傾向であります。

一方では、教育の無償化や生活支援の一時金交付など政治が主導して有権者の生活がよくなることも多々あることを鑑みますと、いかに政治と生活が密着しているか実感します。だからこそ他人事ではなく自分の生活や将来が政治、政策に左右される等の主権者教育がこどもの成長期から必要であり、政治に参画して世の中を良くしていこうという女性や若者などの人材育成にもつながります。

学校教育の場において早期からの取組を求めるとともに、多様な人材が生き生きと活躍できる社会の構築に向けた環境整備を国へ提唱してまいりたく存じます。

今回の懇談会の開催にあたって、事前に本県議会の若手・女性議員にヒアリングを行ったところ、「そもそも議会傍聴などは行けないと思われていた」や「広島県は一人会派にも質問の場が確保されており、仕事がしやすい」など、普段、自分の中では当たり前だと思っていたことが、他の人にとっては当たり前ではないということが改めて分かりました。

また、懇談会においても、「議員はおじさんの職業と認識されていた」などの声があり、こういった認識の違いが、参画における障壁の1つになっているのではと感じています。

今後は、本懇談会で出された対策を、トライアンドエラーの気持ちで具体的に講じていくことで、多様な人材が輝く議会に繋がるのではないかと思います。

全国議長会においては、これからもこうした会を継続的に続けていただき、議論した内容を各都道府県議会へお示しいただくことをお願いし、メッセージとさせていただきます。



広島県議会副議長
緒方 直之



福岡県議会副議長
佐々木 允

昨今、SNS などを用いた誹謗中傷など様々な形のハラスメントが、政治参画や公平・公正な政治活動を大きく阻害しています。

こういったハラスメント行為を抑止するため、福岡県議会では令和4年度に全国に先駆けて「議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を制定しました。

ハラスメントの影響をもっとも受けやすい立場である女性や若い世代などが立候補しやすく、そして、当選後も活動が行いやすい議会とするためにも、相談体制、議員の研修、そして有権者の方々への周知などを一層取り組む必要があると考えています。

また、多様な人材が立候補できる環境づくりのため、各都道府県議会毎に、経済界など各種団体へアプローチを行っていくことも求められていると思います。

最後に本懇談会の開催にご尽力頂いた全ての皆様に深く感謝の意を表します。

懇談会で発言のあった各県の取組事例

目 次

1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために

(1) 主権者教育の推進

□模擬議会の実施

- ・模擬議会① 徳島県議会 「夏休み中学生県議会体験会」 ……44
- ・模擬議会② 広島県議会 「広島県子供議会」 ……44
- ・模擬議会③ 三重県議会 「みえ高校生県議会」 ……45
- ・模擬議会④ 富山県議会 「富山県青年議会」 ……45

□出前講座の実施

- ・出前講座① 栃木県議会
～とちぎの未来を考える～栃木県議会 県政ミーティング」 ……46
- ・出前講座② 富山県議会 高校への出前講座 ……46
- ・出前講座③ 兵庫県議会 県議会サテライトゼミ ……47
- ・出前講座④ 徳島県議会 大学との包括連携協定事業 ……47
- ・出前講座⑤ 茨城県議会 4大学との包括連携協定締結 ……48

□意見交換会の実施

- ・意見交換会① 三重県議会 「みえ現場 de 県議会」 ……48
- ・意見交換会② 秋田県議会 「議会活動に関する若者との意見交換会」 ……49

□議事堂見学の実施

- ・議事堂見学① 埼玉県議会 「議事堂見学会と投票体験」 ……49
- ・議事堂見学② 徳島県議会 小学生社会見学ツアー ……50

(2) 住民に伝わる広報の実施

□広報紙等の工夫

- ・広報紙等の工夫① 広島県議会 ひろしま県議会だより ……50
- ・広報紙等の工夫② 兵庫県議会
議会広報ポータルサイト“ひょうご県議会だより 高校生 WEB版” ……51
- ・広報紙等の工夫③ 富山県議会 若者向け広報誌の発行 ……51

□SNS・TV等の活用

- ・ SNS・TV等の活用① 埼玉県議会
YouTube で一般質問のダイジェスト映像を公開 ……52
- ・ SNS・TV等の活用② 秋田県議会
SNS等の運用・テレビ広報番組の見直し ……52
- ・ SNS・TV等の活用③ 埼玉県議会 ラジオ番組の活用 ……53

(3) 開かれた議会の実現

□傍聴しやすい環境整備

- ・ 傍聴しやすい環境整備① 埼玉県議会 親子傍聴室の設置 ……53
- ・ 傍聴しやすい環境整備② 兵庫県議会
防音機能を持たせた親子傍聴室の設置及び傍聴規則改正 ……54

□議会運営の工夫

- ・ 議会運営の工夫① 茨城県議会 休日議会の開催 ……54
- ・ 議会運営の工夫② 栃木県議会 通年議会の開催 ……55
- ・ 議会運営の工夫③ 兵庫県議会 全常任委員会ネット中継を開始 ……55

2 多様な人材が立候補しやすくするために

(1) 立候補するためのハードルを下げの方策

発表事例なし

(2) 議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度

□生活面の課題

- ・ 生活面の課題 議員活動への企業の理解 (三重県 万協製薬株式会社) ……56

3 多様な人材が働きやすい議会にするために

(1) 議会のデジタル化の推進

□議会のデジタル化の推進

- ・ 議会のデジタル化の推進① 茨城県議会 委員会等のオンライン開催 ……56
- ・ 議会のデジタル化の推進② 栃木県議会 議会 ICT 化の促進 ……57

(2) 育児・介護等と議員活動の両立支援

□育児・介護等と議員活動の両立支援

- ・ 育児・介護等と議員活動の両立支援① 茨城県議会
県庁内保育所を活用した託児サービスを開始 ……57
- ・ 育児・介護等と議員活動の両立支援② 埼玉県議会
子育てスペース、女性議員専用休憩室、計画的な休憩の導入 ……58
- ・ 育児・介護等と議員活動の両立支援③ 三重県議会
会議規則に議会の欠席事由として
新たに育児や介護、出産の産前産後期間を規定 ……58

(3) ハラスメント防止対策の実施

□ハラスメント防止対策の実施

- ・ ハラスメント防止対策の実施 福岡県議会
「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」 ……59

(4) 議員同士の交流

□議員同士の交流

- ・ 議員同士の交流 みえ女性議員フォーラム ……59

4. その他

□その他（議会と地域の連携）

- ・ 議会と地域の連携 埼玉県議会
シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練） ……60

模擬議会 ①

徳島県議会 「夏休み中学生県議会体験会」



ポイント

- 中学生からの意見発表後に議員から質問等を行うことにより、意見交換がスムーズに進むようにした。
- 議場では、中学生が実際に議員席に座り、自分の名前の席札をたてることで、臨場感を味わってもらった。

○取組に至る経緯

県議会や議員活動等に対する関心をより一層高めてもらうため、また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、中学生が日常で接する多様なテーマについて対話や討論による主体的な学びを実践することで、自ら課題を見つけ、解決する力を育むことを目的に実施。

○取組概要

議事堂見学、正副議長の議会活動紹介、テーマ別にグループに分かれ、中学生からの意見発表及び議員との意見交換等を実施。

○出席者（令和5年度実績）

- ・県内の中学生14名
- ・徳島県議会 正副議長ほか議員4名（3会派）

○会場

徳島県議会議事堂ほか

○連絡先

徳島県議会事務局 政策調査課
電話番号：088-621-3010

模擬議会 ②

広島県議会 「広島県子供議会」



ポイント

- 子供議員任命式では子供議員バッジを交付
- 事前の勉強会を2回開催。1回目は県議会の役割を学んだ後、6グループに分かれて質問・提案のテーマ・構成について議論。2回目は質問・提案文の作成、議場見学を実施

○取組に至る経緯

これからの未来をつくる子供たちが、社会に関心を持ち、自分たちがよりよい社会をつくるために何ができるかを考えるきっかけとするため、県と県議会の共催により開催。

○取組概要

子供議員任命式、県議会議員との交流会の後、開会。6つのグループごとに質問や提案を発表し、知事や執行部が答弁する。

○出席者

- ・県内に在住又は在学する小学5年生から中学3年生まで
- ・広島県議会正副議長、議員、広島県知事ほか

○会場

広島県議会議事堂ほか

○連絡先

広島県議会事務局 議事課
電話番号：082-513-4731

模擬議会 ③

三重県議会 「みえ高校生県議会」



ポイント

- 事前に説明会及び相談会を開催
- 当日の様子を三重県議会の録画中継ページから視聴することが可能

○取組に至る経緯

高校生に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらうとともに、高校生の意見を直接聴くことで議会での議論に反映していくことを目的として、平成 26 年度から 2 年に 1 度開催。

○取組概要

高校生が議長を務め、参加校ごとに質問し参加議員が答弁を行う。開催趣旨、当日の概要、県議会の役割と仕組み等を説明する「事前説明会」及び、質問内容（案）に対して議員からアドバイスを行う「事前相談会」を開催。

○出席者

- ・ 県内の高校生（令和 4 年度は 8 校 28 名の生徒が参加）
- ・ 県議会議員（正副議長、広聴広報会議委員、各行政部門別常任委員長・副委員長）
- ・ 知事、環境生活部長、教育長

○会場

三重県議会議事堂

○連絡先

三重県議会事務局 企画法務課 電話番号：059-224-2877

模擬議会 ④

富山県議会 「富山県青年議会」



ポイント

- 第 2 回合同学習会では、県議会議員（5 名）が委員会別に質問文の作成の仕方等について助言を行う。
- 市町村の首長、県や市町村の議員の中にも青年議員経験者がいる。

○取組に至る経緯

青年の県政に対する関心を高め、その意見を県政に反映させること、民主政治に対する理解と正しい関わり方の学習の場とすることを目的に実施を決定。（今回で 67 回目）

○取組概要

富山県、富山県教育委員会、富山県青年議会実行委員会（7 青年団体が組織）が主催

日程（令和 5 年度）

- ・ 令和 5 年 7 月 4 日 開会式、組織議会及び第 1 回合同学習会
- ・ 令和 5 年 8 月 20 日 第 2 回合同学習会
- ・ 令和 5 年 11 月 21 日 本会議及び閉会式

○出席者

- ・ 青年議員 40 名（18～40 歳）
- ・ 知事、県議会議員、教育長 他
- ・ 実行委員 17 名

○会場

富山県議会議事堂 他

○連絡先

富山県議会事務局 総務課 総務係 電話番号：076-444-3405

出前講座 ①

栃木県議会 「～とちぎの未来を考える～ 栃木県議会 県政ミーティング」



ポイント

- 生徒に分かりやすい表現での説明に努めた。
- 中学校では生徒・議員がタブレットを使用し、資料のペーパーレス化を実現

○取組に至る経緯

栃木県誕生 150 年を迎え、「新しいとちぎ」づくりが目指される中、とちぎの未来を担う子どもたちに議会に対する関心を高め、理解を深めてもらうための主権者教育の一環となるよう実施。

○取組概要

県内高校及び中学校（各 1 校）において、県議会の役割・取組の紹介、質疑応答、テーマ別意見交換などを実施。

○出席者

- ・高校 1・2 年生約 400 名、中学 2 年生約 200 名
- ・栃木県議会 正副議長ほか議員 4 名（延べ 12 名）

○会場

県内高校及び中学校の体育館

○連絡先

栃木県議会事務局 政策調査課 調査広報担当
電話番号：028-623-3772

出前講座 ②

富山県議会 高校への出前講座



ポイント

- 「出前講座」前後でアンケートをとった結果、参加生徒の政治・社会問題への関心や、投票行動の意識に変化がみられた。
- アンケート結果を基に、次回取組のブラッシュアップを図る。

○取組に至る経緯

県議会議員自ら高等学校に出向き、新たに選挙権を有することとなる高校生に対し、主権者教育を目的とした「出前講座」を実施することを決定。

○取組概要

「役所及び議会・議員の仕事について」、「税金の種類及び使い道について」等をテーマに議員と対話形式で進行。派遣する議員は超党派の議員で構成し、1 クラス 1 名から 2 名の議員が担当。

○出席者

- ・県内高等学校の学生
- ・県議会議員（超党派）

○会場

県内高等学校

○連絡先

富山県議会事務局 総務課 総務係
電話番号：076-444-3405

出前講座 ③

兵庫県議会 県議会サテライトゼミ



ポイント

- 学生と議員が直接意見交換できる場を設置
- 令和5年度は「食品ロスの問題」、「ペットボトルキャップの効果的な回収方法」、「防災のための高齢者のデジタルデバイド問題」について発表・意見交換
- 各会派政務調査会長のほか、出席希望議員の傍聴が可能

○取組に至る経緯

議員との政策議論を通して、若者の感性や発想を議会に反映させるとともに、議会が生きた学習の場となり、大学生の実習・実践に活かされることをめざして、平成29年度より実施。

○取組概要

県内の大学ゼミの学生を県議会に迎え、事務局長による地方議会に関する講義、学生から研究テーマの発表、県議会議員との意見交換等を実施。

○出席者

- ・ 地域創生の調査研究やまちづくりの実践等に取り組む県内の大学ゼミの学生
- ・ 兵庫県議会 各会派政務調査会長

○会場

兵庫県議会

○連絡先

兵庫県議会事務局 総務課
電話番号：078-362-9401

出前講座 ④

徳島県議会 大学との包括連携協定事業



ポイント

- 全国トップクラスの多彩な取り組みを展開
- 平成22年から、コンテンツを見直しながら継続実施している。

○取組に至る経緯

「政策立案機能の強化」、「若者の政治離れ」等の理由から、議会と大学が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材を育成することを目的に、平成22年に徳島文理大学、平成24年には四国大学と協定を締結し、実施を決定。

○取組概要

- ・ 大学での議員による講演
- ・ 議員活動の見学・体験等を行うインターンシップ
- ・ 県議会での大学教授による研究内容等に関する講演
- ・ 議員と学生との意見交換 等

参加学生数 308名（令和5年度実績）

○連絡先

徳島県議会事務局 政策調査課
電話番号：088-621-3009

出前講座 ⑤

茨城県議会 4大学との包括連携協定締結



ポイント

- 県内大学と連携することで、議会における政策立案機能の発揮、本県の将来を担う人材育成、大学生の投票率向上を図る。

○取組に至る経緯

県民の県議会への理解を深め、親しまれるための取組を検討している中、平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことから、大学生の県議会への理解を促進するために連携協定の締結を大学へ打診し、大学の上承を得て協定締結に至ったもの。

○取組概要

国立大学法人茨城大学(令和2年9月24日)、常盤大学及び常盤短期大学(令和3年10月25日)、流通経済大学(令和4年6月16日)、茨城キリスト教大学(令和5年6月7日)と包括連携協定を締結。協定を締結後、記念事業の一環として各大学の学長が県議会で、県議会議長が各大学で講演。

○連絡先

茨城県議会事務局 政務調査課
電話番号：029-301-5646

意見交換会 ①

三重県議会 「みえ現場 de 県議会」



ポイント

- マスコミ、県民、議員の傍聴を可とするなど、会議の公開を基本とする。

○取組に至る経緯

県民の多様な意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化するため、平成22年度から年1～2回開催。

○取組概要

設定したテーマに基づき関係団体等と議員で意見交換を実施。

《テーマ》

- 令和3年度 コロナ禍からの復興に向けて
- 令和4年度 人口減少対策 ～移住による地域おこし～
- 令和5年度 若者とこれからの地域づくり(第1回)
若者の人口流出について(第2回)

○出席者

- ・ テーマに関係する団体や一般公募の県民等(令和5年度第1回は23名が参加)
- ・ 県議会議員(正副議長、広聴広報会議委員、その他テーマに関連する委員会の委員長等)

○会場

公共施設の多目的ホール等

○連絡先

三重県議会事務局 企画法務課
電話番号：059-224-2877

意見交換会②

秋田県議会 「議会活動に関する若者との意見交換会」



議長と参加者

ポイント

- 議員と若者が少人数のグループに分かれ、ワークショップ形式で意見交換
- 若者からの意見と今後の対応について最終報告書に取りまとめ、全議員に周知

○取組に至る経緯

地方議会において、住民の議会に対する関心を高めることや、議会活動に関する情報伝達の強化、議員のなり手不足の解消等が課題となっている。これらの課題の解決に向け、若者と県議会議員による意見交換の実施を決定。

○取組概要（令和4年3月～9月：3回開催）

・検討テーマ

- 第1回：議会における情報発信のあり方
- 第2回：議員のなり手不足の解消について
- 第3回：住民の議会への関心を高めるためには

・検討方法

3グループに分かれ、ワークショップ形式で意見交換。

○参加者

若者12人（概ね20代から30代の男女各6人）、議員10人

○主な意見等

- ・議会公式ソーシャルメディアを開設してはどうか。
- ・テレビ広報番組は、時間を短くしたり、見せ方を工夫する必要があるのではないか。
- ・議員になったきっかけやプロフィールを紹介した「議員図鑑」（仮称）を作ってはどうか。

○連絡先

秋田県議会事務局政務調査課
電話番号：018-860-2087

議事堂見学 ①

埼玉県議会 「議事堂見学会と投票体験」



ポイント

- 選挙管理委員会と連携し、実際の選挙で使われる投票用紙や集計機材を用いた模擬投票も併せて実施

○取組に至る経緯

埼玉県議会を身近に感じ、関心を高めてもらうため平成26年度から実施。

○取組概要

小学生とその保護者を対象として、本会議場や議長室の見学などを実施。議長との記念撮影、自分が生まれた年の「県議会だより」の閲覧、選挙管理委員会のミニ講座や模擬投票等を通じて、県議会の仕組みや歴史を楽しく学ぶことができる機会を提供。

○出席者

- ・県内の小学校4年生～6年生
- ・埼玉県議会 議長 議会事務局および選挙管理委員会職員等

○会場

埼玉県議会議事堂

○連絡先

埼玉県議会事務局 政策調査課 広報担当
電話番号：048-830-6257

議事堂見学 ②

徳島県議会 小学生社会見学ツアー



ポイント

- バスで送迎をすることにより、参加しやすくしている。
- 小学生向けのパンフレットや質問要旨を使った説明を行っている。

○取組に至る経緯

県議会本会議の傍聴と議事堂や他の施設の見学を組み合わせたツアーにより、小学生に社会見学の機会を提供し、議会の役割や仕組みを理解してもらい、これまで以上に県議会に親しみを持ってもらうことを目的に実施を決定。

○取組概要

希望する小学校からバスで送迎し、小学5・6年生による県議会本会議の傍聴と議事堂や県庁舎、県警本部等の見学を実施。

○出席者

7校 (5・6年生 131名)
(令和5年9月定例会・11月定例会)

○会場

徳島県議会・県庁舎・県警本部

○連絡先

徳島県議会事務局 政策調査課
電話番号：088-621-3010

広報紙等の工夫 ①

広島県議会 ひろしま県議会だより(巻頭に高校生等が撮影した写真を掲載)



ポイント

- 紙面に撮影者氏名、学校名、写真タイトルを記載
- 撮影者への感謝状贈呈式の写真等も併せて掲載
- 写真展入選作品を含め出展された全作品の中から発行時の季節に合う写真を中心に選定

○取組に至る経緯

平成17年9月定例会から議会広報紙「ひろしま県議会だより」を年4回、定例会後に発行。

若者に県議会への関心を持ってもらう取組として広報委員会で決定し、第47号(平成29年2月定例会)から、県内の高校生や大学生が撮影した写真を巻頭に掲載。

○取組概要

- ・高校生等が撮影した写真(広島県高等学校写真展等に出展された作品)の中から、広報委員会の審査を経て選定
- ・撮影者の学校等を広報委員長及び同委員が訪問し、議長からの感謝状を贈呈するとともに、生徒等と交流する取組を実施

○連絡先

広島県議会事務局 政策調査課
電話番号：082-513-4743

広報紙等の工夫 ②

兵庫県議会 議会広報ポータルサイト “ひょうご県議会だより 高校生 WEB版”



ポイント

- 令和元年度～令和4年度は高校生と県議会が共同して若者目線での議会取材を行い、広報紙を制作・発行
- 令和5年度からは更なる事業の充実を目指し、若者向け議会広報ポータルサイトを開設

○取組に至る経緯

高校生をはじめとする若者に議会の役割や仕組みなどを知ってもらい、県議会に関心を持ってもらうため、令和元年より高校生に取材・記事作成を依頼している。紙面の更なる充実を図り、兵庫県議会HP内に議会広報ポータルサイト「ひょうご県議会だより 高校生 WEB版」を開設予定（令和6年3月）。

○取組概要

令和5年度は、公募により選ばれた16グループの高校生に議会の取材とデジタルコンテンツの制作を依頼。できあがった各コンテンツは順次サイトで掲載。

○コンテンツ内容一部紹介

- ・兵庫県議会の議長ってどんな人？
- ・兵庫県議員・議会の魅力大発見！
- ・高校生記者が議員さんの素顔に迫りました！
- ・教えて！政治とLGBTQ など

○連絡先

兵庫県議会事務局 調査課
電話番号：078-362-9404

広報紙等の工夫 ③

富山県議会 若者向け広報誌の発行



ポイント

- 若者にも親しみやすいテーマとデザインを設定
- SNS等のプッシュ型広告や議会ホームページからデジタルブックの閲覧が可能

○取組に至る経緯

令和元年度、今後の議会活動の広報について検討する「広報編集委員会」を設置し、主権者教育の企画・運営や議会だよりの発行など、様々な活動を展開。

○取組概要

- ・県議会発行の広報誌を、高校生が家族と一緒に見ることができるよう親しみやすいデザイン・内容となるよう工夫
- ・議員の質問・答弁ページのQRコードから、実際の議会での質問が視聴可能
- ・県内全ての高等学校、特別支援学校の生徒、教員に配布（発行部数：5万部）

○連絡先

富山県議会事務局 調査課
電話番号：076-444-3413



SNS・TV等の活用①

埼玉県議会 YouTube で一般質問のダイジェスト映像を公開



ポイント

- チャンネルでは、質問内容と議員名が一目で分かるようなサムネイル（縮小画像）を一覧にして掲載

○取組に至る経緯

若い世代を中心にインターネットで動画を閲覧する人をターゲットに広報を実施するため、令和5年度から実施。

○取組概要

- ・埼玉県議会の公式チャンネルを YouTube に設け、本会議における主な一般質問を、議員・質問ごとに分割したダイジェスト映像で公開
- ・このチャンネルでは他にも、各定例会のダイジェスト、議長・副議長や会派代表者、常任・特別委員会委員長へのインタビュー、こども向け県議会紹介動画など、県議会の役割や活動を分かりやすく知ることができるような数多くのコンテンツを提供

○掲載サイト

<https://www.youtube.com/@saitamakengikai/videos>

○連絡先

埼玉県議会事務局 政策調査課 広報担当
電話番号：048-830-6257

SNS・TV等の活用②

秋田県議会 SNS等の運用・テレビ広報番組の見直し



議員紹介動画(YouTube)

ポイント

- 議員を身近に感じてもらえるよう、議員一人ひとりの紹介動画を作成し、YouTube で公開
- テレビ広報番組は、放送回数を増やしたほか、議員インタビュー等により、親しみやすく分かりやすい内容に改善

○取組に至る経緯

若者の意見を議会活動に反映させるべく実施した「議会活動に関する若者との意見交換会」での意見等を踏まえ、県議会広報の見直しを決定。

○取組概要

SNS等

- ・X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram、YouTube の公式ソーシャルメディアを開設し、審議日程、ライブ中継の予定、一般質問や総括審査の様態等を発信
- ・「議員になったきっかけ」「座右の銘・モットー」「お気に入りの音楽」などをインタビュー形式で紹介する動画を作成・公開

テレビ広報番組

- ・放送時間の短縮(25分→15分)や、放送回数の増(4回/年→6回/年)・放送時間の固定等による視聴機会の拡大。議員へのインタビュー等により、親しみやすく分かりやすい内容に改善

○連絡先

秋田県議会事務局 政務調査課
電話番号：018-860-2087

SNS・TV等の活用③

埼玉県議会 ラジオ番組の活用



ポイント

- 各会派から選出された議員が日替わりでトークを展開。ラジオで聞くと県議会や議員を身近に感じたとの声も。

○取組に至る経緯

県議会や議員を身近に感じ、県議会への関心を高めていただくため、FM NACK5の番組「GOGOMONZ」(ゴゴモンズ)内で埼玉県議会初の広報ラジオ番組を令和5年11月に放送。

○番組の概要

議長や主要会派の議員が、落語家の三遊亭鬼丸さん・タレントの横田かおりさんと、県議会の仕組みや役割、所属会派、普段の議員活動、力を入れていることや今後取り組みたいことなどについてトークを展開。収録は議事堂で実施(写真は収録中の議長)。

○放送実績

令和5年11月27日～30日(各日15分間)

埼玉県議会ホームページにてアーカイブ配信中

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-radio/r05-radio.html#A>

○連絡先

埼玉県議会事務局 政策調査課 広報担当

電話番号：048-830-6257

傍聴しやすい環境整備①

埼玉県議会 親子傍聴室の設置



ポイント

- こどもが遊べるキッズスペースやベビーベッドを用意
- こどもも傍聴できるようベビーチェアを用意

○取組に至る経緯

開かれた県議会の取組の一環として、こどもと一緒にでも気兼ねなく傍聴ができるよう、専用スペースを設置

○取組概要

- ・本会議場に親子傍聴室を設置し、令和5年12月定例会から利用開始
- ・乳幼児、児童、保護者・引率者のほか、一般席での傍聴が困難な方と付き添いの方も利用可
- ・ガラス越しに議場を見ることができ、スピーカーで審議内容を傍聴可能。室内の音は外に漏れにくい構造となっており、こどもと一緒にでも気兼ね不要
- ・ベビーベッドやキッズスペースも用意
- ・12月定例会では5組の親子が利用

○連絡先

埼玉県議会事務局 総務課 管理担当

電話番号：048-830-6221

傍聴しやすい環境整備 ②

兵庫県議会 防音機能を持たせた親子傍聴室の設置及び傍聴規則改正



ポイント

- 記者スペースを改装し、防音機能を備えた個室スペースに。
- 令和4年度は3組の親子が利用

○取組に至る経緯

ベビーベッドを設置した親子傍聴席は、平成27年9月定例会より利用が開始されたが、他の傍聴席との共同利用となっていたため、より多くの県民が、乳幼児の泣き声などを気にせず安心して傍聴できるよう再整備。

○親子傍聴室の概要

平成30年2月定例会から防音機能を備えた個室として利用開始。防音ガラスや出入口に防音扉を設置する等の防音対策を実施。

※令和5年4月以降は議場棟の耐震性不足により、親子傍聴室を含め本会議場の使用を見合わせ

○傍聴規則改正

親子傍聴席の設置に併せて、平成27年9月定例会において兵庫県議会傍聴規則を改正し、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない規定を削除。

○連絡先

兵庫県議会事務局 総務課
電話番号：078-362-3708

議会運営の工夫 ①

茨城県議会 休日議会の開催



ポイント

- 休日議会の開催等が評価され、早大マニフェスト研究所の「議会改革度調査2022」では都道府県部門2年連続1位を獲得
- 令和5年6月に実施した休日議会(常任委員会)では、傍聴者からの発言を認めて意見を聞く試みを実施

○取組に至る経緯

茨城県議会改革推進会議の第一次答申を踏まえ、県民が傍聴しやすい休日に議会を開催することで、県議会を身近に感じてもらうとともに、議会活動へ理解と参画を推進するために実施を決定。

○取組概要

6つの常任委員会でそれぞれ身近なテーマを設定し県民との意見交換を実施。また、議長による挨拶、県警察音楽隊によるコンサート、議事堂バックヤードツアーも実施。

○実績

令和3年11月及び令和4年6月は休日に本会議を開催し、一般質問・質疑を実施。令和5年6月は、休日に常任委員会を開催。

○連絡先

茨城県議会事務局 議事課
電話番号：029-301-5634

議会運営の工夫 ②

栃木県議会 通年議会の開催



ポイント

- 自然災害等が発生した場合に、必要とされる補正予算などについての速やかな審議が可能
- 県政への監視機能の強化

○取組に至る経緯

議会の閉会期間中、知事が緊急を要すると判断した場合、議決が必要な案件でも、議会を招集せずに専決処分することが可能だが、この場合、議会の重要な役割である、県政に対する監視機能が十分に発揮できない恐れがある。

このような状況下、東日本大震災をきっかけに、災害時においても適時適切な審議機会を確保することにより、議会としての責任を果たすべきとの議論が高まり、通年議会を導入。

○取組概要

全国に先駆けて平成24年4月から、会期を概ね1年間とする通年議会を導入。また、同年9月の地方自治法改正により、年をまたぐ会期の設定が可能となったため、平成25年4月から、年度を単位とする通年会期制に移行。

震災や風水害、感染症といった突発的事態が発生した場合にも議会が主体となって本会議を開催することができ、必要とされる補正予算などについて議会で速やかに審議することが可能に。

○連絡先

栃木県議会事務局 議事課 議事担当
電話番号：028-623-3761

議会運営の工夫 ③

兵庫県議会 全常任委員会ネット中継を開始



ポイント

- 全委員会を YouTube で配信予定
- 中継業務を委託せず、事務局で運用

○取組に至る経緯

常任委員会のインターネット中継は、平成24年度より中継可能な2つの会議室を使用し、7委員会のうち2委員会を先行して実施。委員会での議論をより一層発信するため、中継する委員会数を拡大。

○取組概要

令和6年度からは、全7委員会を簡易な方法(YouTube)により配信予定。360度 Web カメラ1台で2方向を撮影できることから、各委員会室に整備し、固定アングル(委員席と説明者席)方式で撮影することで、業者に中継業務を委託することなく、事務局のみで運用が可能。

○連絡先

兵庫県議会事務局 議事課
電話番号：078-362-3714

生活面の課題

議員活動への企業の理解（三重県 万協製薬株式会社）



ポイント

- 社員のまま立候補及び議員活動可能
- 社員の有給消化率は90パーセント超え
- これまでに、会社に在籍したまま町議会議員2名が誕生（このうち1名は町議会議員から県議会議員へ）

○取組に至る経緯

阪神淡路大震災で被災し、三重県に移転し再操業した。子育てをしながら1日も休まず働き、時折涙を流す妻の姿を見て、「経営者の家族への無理解が、社員の家族をも不幸にする」と気づき、「誰もが働きやすい会社」、「地域への貢献」に注力することとした。

○取組概要

- ・ 経営者の意識改革

「立候補、即退職」という固定観念の払拭

「議会活動＝地域貢献」であり、そのサポートは企業の責務

- ・ 誰もが働きやすい環境の整備（フレックスタイム、時間休、副業可など）により、社員のまま立候補・議員活動が可能。

○会社概要 万協製薬株式会社

〒519-2179 三重県多気郡多気町仁田 725-1

URL: <https://www.bankyo.com/>

代表取締役 社長：松浦 信男

設立年月日 1960年3月

従業員数 236名（2021年12月現在）

議会のデジタル化の推進①

茨城県議会 委員会等のオンライン開催



ポイント

- オンライン委員会は、災害等発生時に全議員が議会棟に参集できないことを想定しているため、正副委員長が参集できない場合もリモート参加が可能

○取組に至る経緯

感染症の拡大や災害時、育児または介護のために対面で出席することが困難な場合にオンラインで委員会に出席できるような環境を整備。

○取組概要

令和2年第3回定例会で委員会条例を改正するとともにマニュアル整備や研修を実施。

令和3年第3回定例会からは、育児または介護のため会議に出席することが困難である場合、オンラインにより委員会出席が可能。

また、令和4年9月には、採決の取扱いや定足数の確認方法等を明記したオンライン委員会運営要綱を制定。

令和3年4月から令和5年8月の間にオンラインによる委員会等を8回開催。

○連絡先

茨城県議会事務局 議事課

電話番号：029-301-5634

議会のデジタル化の推進②

栃木県議会 議会 ICT 化の推進



ポイント

- 各議員の習熟度に合わせた操作研修の開催等により、スキルアップを図った。
- 議員のニーズに合わせたアプリ応用の動画配信等により、更なる利活用を図った。

○取組に至る経緯

近年、頻発・激甚化する災害や新たな感染症への対応など、県民の安全・安心を確保するための迅速な対応をとることが、議会にとっても不可欠。また、情報社会が進展する中、議会の役割を果たすため、効率的に必要な情報を取得し、有効活用をすることが一層重要に。

そのため、①災害時等における議会機能の維持・確保、②政策立案・監視機能の更なる充実、③ペーパーレス化、④業務の効率化を目的に、ICT化を推進。

○取組概要

- ・令和4年度よりタブレット等の情報通信端末を導入し、①資料の共有化、②情報伝達ツール、③オンライン会議の3つの機能を確保
- ・議会活動の更なる活性化やICTの活用による「気づき」による新たな取組創出、紙資料の節減等の効果を期待

○連絡先

栃木県議会事務局 総務課 総務担当
電話番号：028-623-3753

育児・介護等と議員活動の両立支援 ①

茨城県議会 県庁内保育所を活用した託児サービスを開始



ポイント

- 県庁内保育所を設置する地方職員共済組合茨城県支部と託児サービスの実施等に関する協定を締結し、県庁内保育所の運営会社と委託契約を締結

○取組に至る経緯

子育て世代の方が県議会の傍聴をしやすい、また、子育て世代の議員が働きやすい環境づくりのために、県庁内の保育所で託児サービスを開始。

○取組概要

託児サービスの利用対象者は県議会の本会議または委員会を傍聴する人、参考人、子育て中の県議会議員で、託児対象児は0歳～就学前までの乳幼児。

利用可能日は本会議又は委員会の開催日、委員会の県内調査等の公務活動日。傍聴者、参考人は無料で利用でき、県議会議員は有料。事前の手续として面談及び慣らし保育を実施。

※ 県庁内保育所を活用した託児サービスのほか、令和5年6月に開催した休日議会の際には、議事堂内に託児室を設け、託児事業者から派遣された保育士等による託児サービスを提供。

○連絡先

茨城県議会事務局 総務課
電話番号：029-301-5613

育児・介護等と議員活動の両立支援 ②

埼玉県議会 子育てスペース、女性議員専用休憩室、計画的な休憩の導入



ポイント

- 子育てスペースは、乳幼児の利用を想定して畳の部屋とした。

○取組に至る経緯

政治分野の男女共同参画の推進を目指し、県議会における女性議員の働きやすさの向上を図るため導入。

○子育てスペース

令和2年2月に警備員用の宿直室を改修して設置。乳幼児を連れた議員が、休憩中の授乳などに活用。安心して授乳できるようにカーテンを設置した。現在は一般傍聴者にも開放。

○女性議員専用休憩室

これまでも男女兼用の休憩室はあったが、女性が利用しやすいよう、令和4年3月に簡易ベッド等を備えた女性専用の休憩室を設置。

○計画的な休憩の導入

健康や個々の身体的特性に配慮し、すべての人が安心して会議に参加できるように、令和3年12月定例会から、審議1時間ごとに10分の休憩を設定。

○連絡先

埼玉県議会事務局 総務課 管理担当、議事課 議事担当
電話番号：048-830-6221、048-830-6234

育児・介護等と議員活動の両立支援 ③

三重県議会 会議規則に議会の欠席事由として新たに育児や介護、出産の産前産後期間を規定

○取組に至る経緯

女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備を図ることを目的に、三重県議会会議規則を改正。

○取組概要

会議規則を改正し、議会の欠席事由に新たに育児や介護、出産の産前産後期間を追加。

三重県議会会議規則

第一条

2 議員は、公務、疾病、出産、家族の育児、看護（出産補助を含む。）又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。【令和2年3月19日可決】

3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにし、あらかじめ議長に届け出ることができる。【令和3年3月23日可決】

○連絡先

三重県議会事務局 議事課
電話番号：059-224-2874

ハラスメント防止対策の実施

福岡県議会 「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」



ポイント

- 県議会議員の責務（高い倫理観が求められる立場とハラスメントが人権侵害行為であることを自覚し、全ての人に対してハラスメントとなる（おそれがある場合も含め）言動を慎むべきこと）を規定
- 市町村議会を含めた具体的なハラスメント事案について、弁護士等の外部有識者（第三者機関）に相談できる体制を整備（所謂票ハラも対象）
- 議員等に対する研修の実施（市町村議会議員を含む。）

○取組に至る経緯

県内某市議会における女性議員へのハラスメント事案の発生等を受け、県議会内で、女性や若者等、誰でも公職を目指し、政治に直接参画できる環境をつくるため、県内全ての地方議会から議員によるハラスメントや議員及び議員になろうとする方に対するハラスメントの根絶に取り組むことを決議（令和4年3月）。同決議を踏まえ、議員提案により「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を同年6月定例会で制定（同年7月公布）。

○取組概要

条例制定を踏まえ、令和5年4月より、議会事務局内に「議会関係ハラスメント相談窓口」を設置。県議会議員に加え、市町村議会議員からの相談にも対応。

また、県議会議員を対象としたハラスメント防止研修に加え、市町村議会議員を対象としたハラスメント防止研修も、県議会が主催する形で実施。

○連絡先

福岡県議会事務局 調査課
電話番号：092-643-3831

議員同士の交流

みえ女性議員フォーラム



ポイント

- 平成26年から実施。今回は9年ぶりの開催
- 県内の女性議員を中心に参加
- 超党派で地域及び女性議員の課題等について情報交換が可能

○取組に至る経緯

党派を超えて、共通する地域課題等について研修を深め、女性議員が抱える課題等について情報共有を行いながら、女性議員の交流を図るために実施。

○取組概要

『第16回みえ女性議員フォーラム』（12月10日開催）

- 第一部 講演 「日本の食料は大丈夫か？」
パネルディスカッション 「女性と「食」」
- 第二部 交流会 「多様な人材が輝く議会をめざして」

○参加者

- 第一部 県内女性議員（超党派）
食や食料安全保障等に関心のある方
（約120名が参加）
- 第二部 県内女性議員（超党派）
（約25名が参加）

その他（議会と地域の連携）

埼玉県議会 シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）



ポイント

- シェイクアウト訓練は、短時間でだれでもどこにいても実施できる訓練
- 県議会議員が、地元の住民や企業・団体等に参加を働きかけることで、多くの方の訓練参加につながった。

○取組に至る経緯

関東大震災から100年を契機に、県民をはじめ、県内在勤・在学者の「自助」「共助」の意識向上を図るため、県議会議員が中心となって働きかける県内一斉防災訓練を実施。

○実施日時・参加者数

令和5年9月1日 11時58分
〈関東大震災（大正12年9月1日11時58分発災）から100年〉

県民を中心に594,476人が参加登録。

○実施内容

地震を想定して、参加者が一斉に身を守るための安全確保行動（(1)まず低く、(2)頭を守り、(3)動かない）の訓練を実施。訓練後は、災害用伝言ダイヤル（171）等の体験利用も推奨。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-shakeout/index.html>

○連絡先

埼玉県議会事務局 総務課 総務・IT・情報公開担当
電話番号：048-830-6215

資料編

第1回資料

多様な人材の議会参画に向けた取組



全国都道府県議会議長会

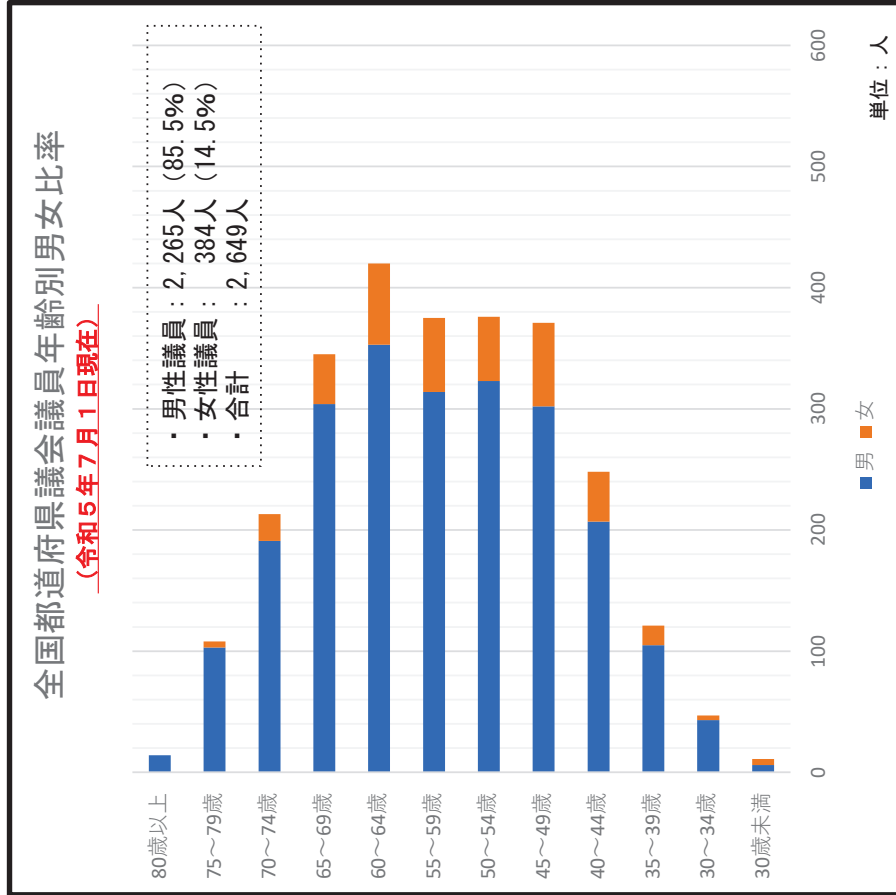
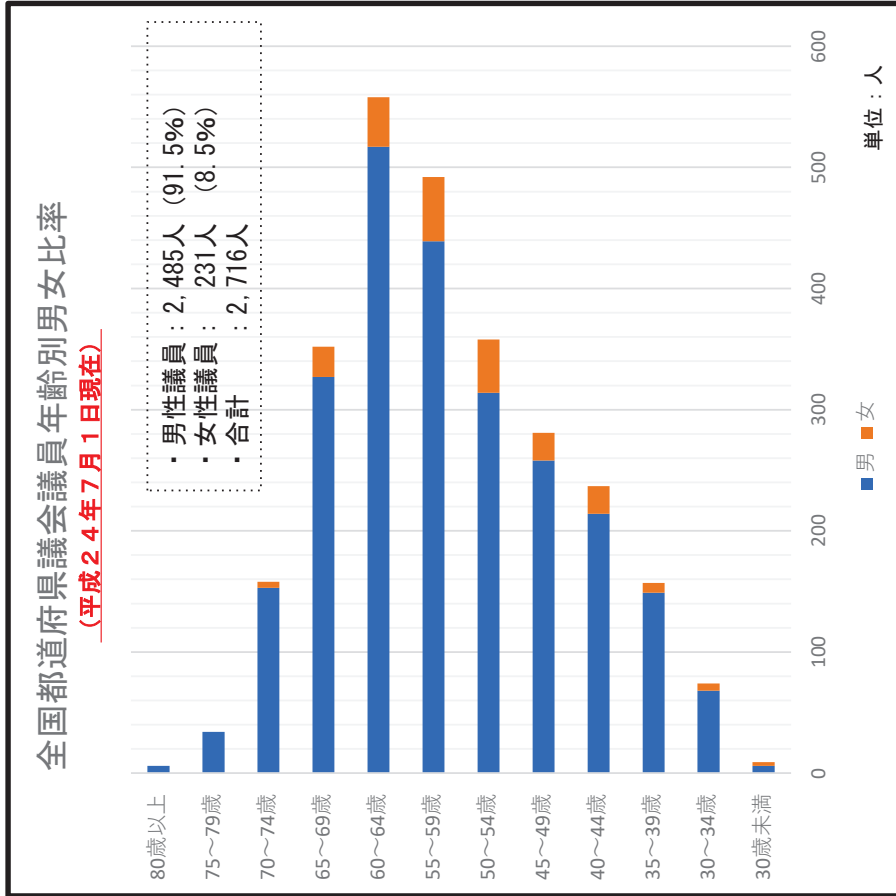
目 次

- 多様な人材の参画に関する地方議会の現状・・・・・・・・・・ 3
- 議会への多様な人材の参画を推進する答申等・・・・・・・・・・ 13
- 多様な人材の議会参画への障壁・・・・・・・・・・ 20
- 女性・子育て世代・勤労者の議会参画に向けた取組・・・・・・・・ 24
- 主権者教育の推進・・・・・・・・・・ 31
- 多様な人材の参画に向けた議会のデジタル化・・・・・・・・・・ 39

多様な人材の参画に関する地方議会の現状

全国都道府県議会議員 年齢別男女比率

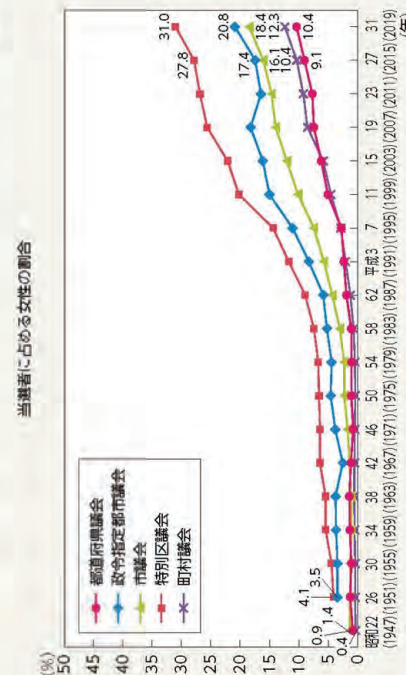
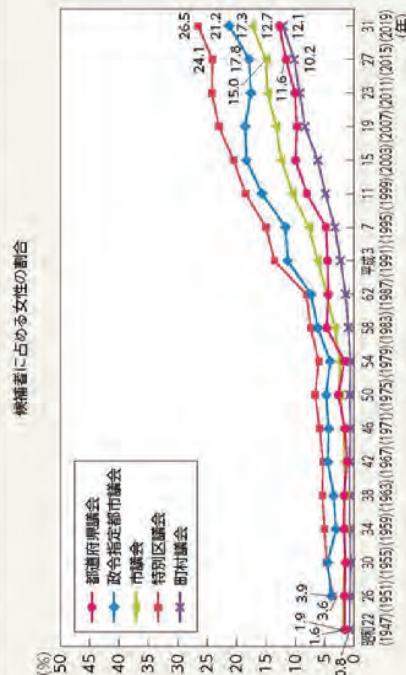
○ 令和5年の女性議員の比率は、平成24年と比較して6%増加しているものの14.5%と低く、30代以下の若年層議員の割合は低いままであり、全体としては依然として多様性を欠く状況が続いている。



地方議会における女性議員の割合の推移

1-4 図 統一地方選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

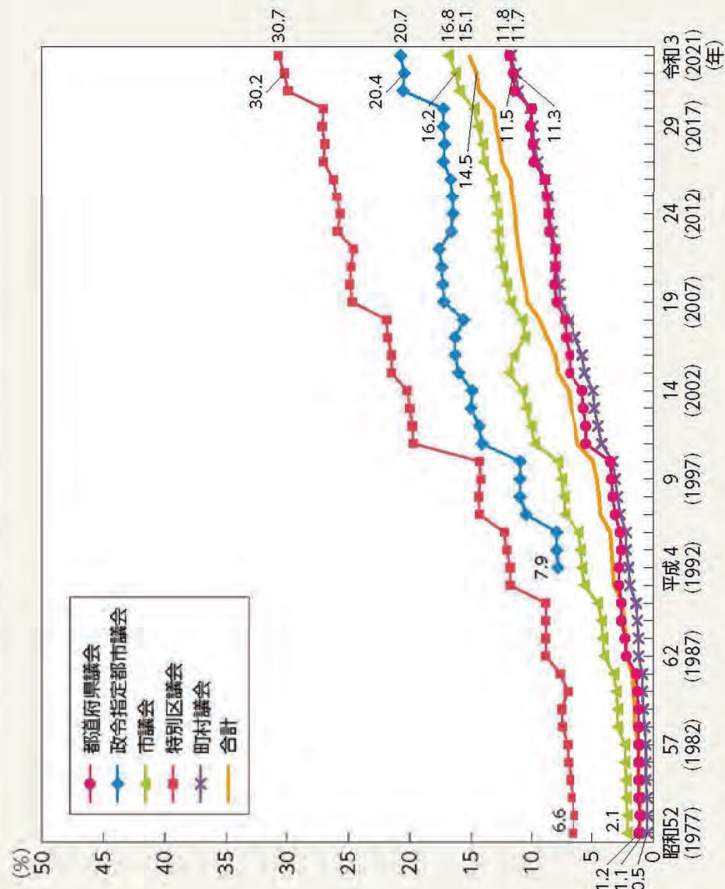
○統一地方選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は、上昇傾向。
 ○平成31（2019）年の統一地方選挙では、候補者に占める女性の割合は、特別区議会が26.5%と最も高く、町村議会が12.1%と最も低くされており、全体で16.0%。
 ○当選者に占める女性の割合は、特別区議会が31.0%と最も高く、都道府県議会が10.4%と最も低くなっている。



(備考) 1. 総務省「地方選挙結果集」より作成。
 2. 昭和22（1947）年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。
 ※ 第5次男女共同参画基本計画において、統一地方選挙における女性の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党等への要請、「男を元来」の推進、実態の調査や好事例の模倣普及及び環境の整備等に取り組むとともに、政党を始め、国会、地方公共団体、地方公共団体の様々な関係主体と連携することにより、全体として進捗することが期待される目標数値であり、各団体の自発的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら進捗を目指す目標ではない。

1-5 図 地方議会における女性議員の割合の推移

○令和3（2021）年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で30.7%、次いで、政令指定都市の市議会20.7%、市議会全体16.8%、都道府県議会11.8%、町村議会11.7%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。
 2. 各年12月末現在。
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

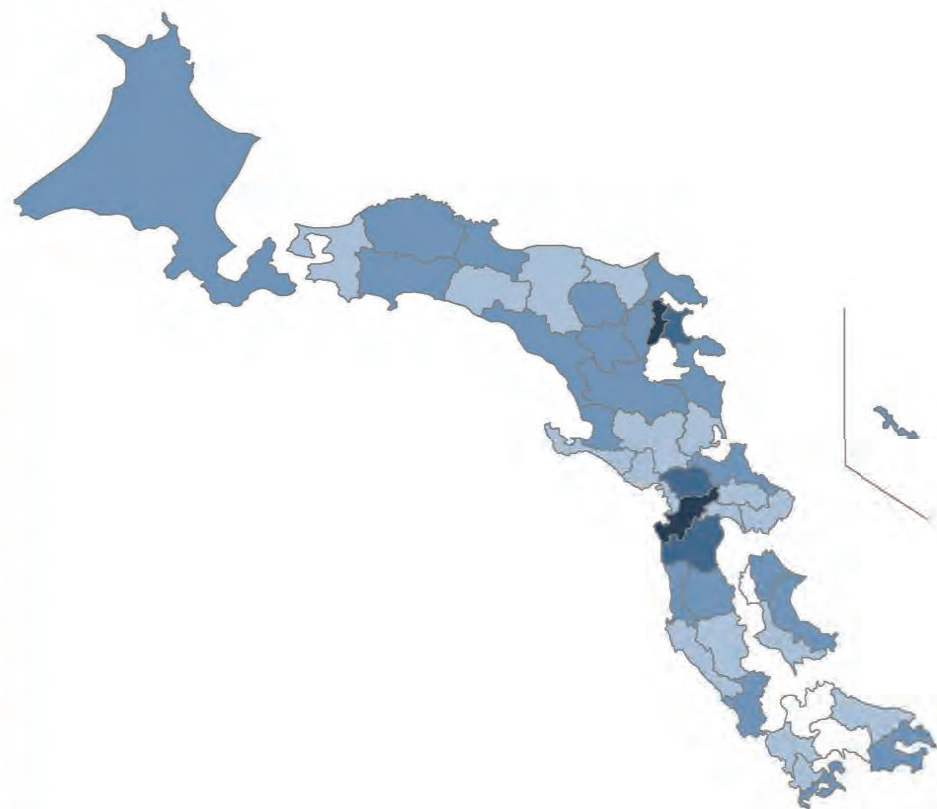
(内閣府作成資料から引用)

全国女性の参画マップ2023①

都道府県議会議員に占める女性の割合

都道府県	議員 現員数 (人)		女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	20%以上 2回体	15%以上～20%未満 3回体	10%以上～ 15%未満 21回体	5%以上～ 10%未満 17回体	5%未満 4回体
	女性 (人)	男性 (人)								
北海道	123	85	38	85	30.9					
東京都	60	13	47	21.7	21.7					
神奈川県	101	19	82	18.8	18.8					
埼玉県	43	7	36	16.3	16.3					
千葉県	79	12	67	15.2	15.2					
山梨県	47	7	40	14.9	14.9					
静岡県	54	8	46	14.8	14.8					
東京都	34	5	29	14.7	14.7					
千葉県	48	7	41	14.6	14.6					
長野県	56	8	48	14.3	14.3					
高知県	36	5	31	13.9	13.9					
栃木県	44	6	38	13.6	13.6					
静岡県	67	9	58	13.4	13.4					
岩手県	45	6	39	13.3	13.3					
千葉県	84	11	73	13.1	13.1					
東京都	46	6	40	13.0	13.0					
埼玉県	86	11	75	12.8	12.8					
北海道	96	12	84	12.5	12.5					
宮城県	58	7	51	12.1	12.1					
新潟県	51	6	45	11.8	11.8					
秋田県	43	5	38	11.6	11.6					
群馬県	45	5	40	11.1	11.1					
群馬県	36	4	32	11.1	11.1					
富山県	38	4	34	10.5	10.5					
三重県	49	5	44	10.2	10.2					
鹿児島県	49	5	44	10.2	10.2					
茨城県	62	6	56	9.7	9.7					
愛媛県	45	4	41	8.9	8.9					
鳥取県	34	3	31	8.8	8.8					
岐阜県	46	4	42	8.7	8.7					
福島県	58	5	53	8.6	8.6					
福岡県	82	7	75	8.5	8.5					
宮崎県	37	3	34	8.1	8.1					
奈良県	41	3	38	7.3	7.3					
和歌山県	41	3	38	7.3	7.3					
大阪府	84	6	78	7.1	7.1					
石川県	43	3	40	7.0	7.0					
広島県	56	4	54	6.9	6.9					
兵庫県	46	3	43	6.5	6.5					
愛知県	98	6	92	6.1	6.1					
福岡県	34	2	32	5.9	5.9					
佐賀県	37	2	35	5.4	5.4					
山形県	39	2	37	5.1	5.1					
香川県	41	2	39	4.9	4.9					
大分県	43	2	41	4.7	4.7					
山梨県	35	1	34	2.9	2.9					
熊本県	46	1	47	2.1	2.1					
全国 合計	2,570	303	2,267	11.8	11.8					

(備考) 1. 資料出所は「総務省 地方公共団体の選挙の議員及び長の所属党派別人員調」(令和4年12月31日現在)。
 2. 女性割合は小数点第2位を四捨五入したものを示す。
 3. テーブルの表記の都合上、島の省庁などを行っているものがある。



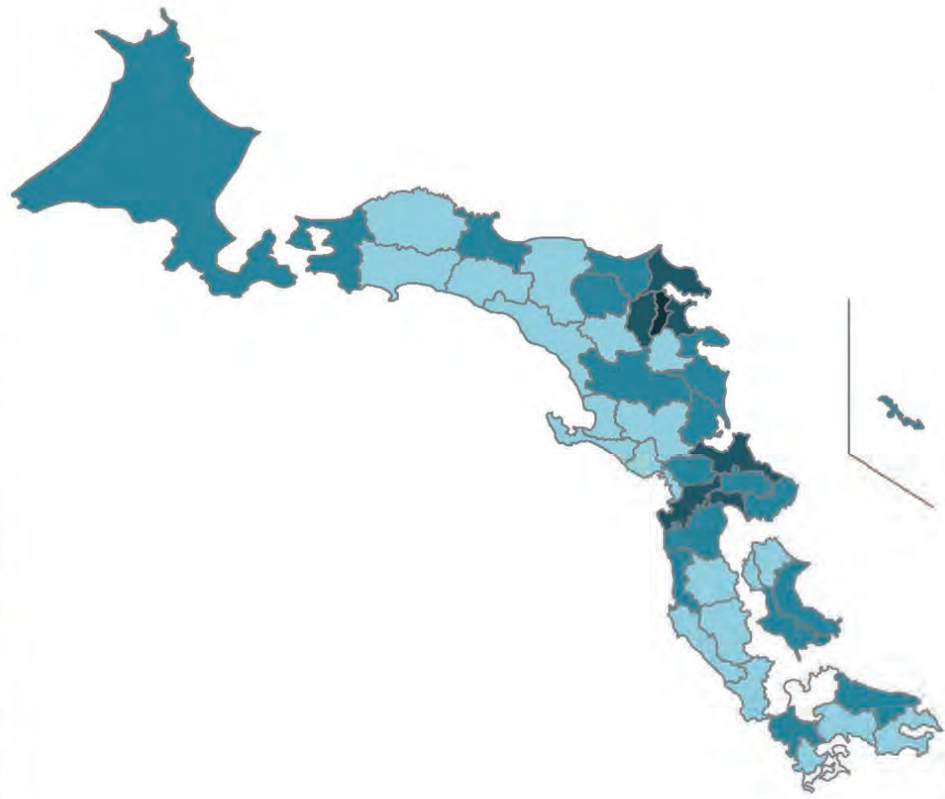
(内閣府作成資料から引用)

全国女性の参画マップ2023②

市区議会議員に占める女性の割合（都道府県別）

都道府県	議員 現員数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	注
東京都	1,501	474	1,027	31.6	25%以上 1回体
埼玉県	949	233	716	24.6	
千葉県	357	84	273	23.5	
神奈川県	572	132	440	23.1	20%以上~25%未満
大阪府	781	174	607	22.3	6回体
三重県	303	65	238	21.5	
三重県	910	186	724	20.4	
長野県	398	79	319	19.8	
兵庫県	680	133	547	19.6	
北海道	701	136	565	19.4	
鳥取県	89	17	72	19.1	
愛知県	914	165	749	18.1	
滋賀県	281	51	230	18.1	
静岡県	509	90	419	17.7	
高知県	189	33	156	17.5	
宮城県	328	55	273	16.8	15%以上~20%未満
奈良県	220	37	183	16.8	18回体
富山県	192	32	160	16.7	
青森県	224	37	187	16.5	
和歌山県	165	27	138	16.4	
福井県	631	103	528	16.3	
栃木県	327	52	275	15.9	
愛媛県	258	40	218	15.5	
茨城県	631	96	535	15.2	
沖縄県	287	43	244	15.0	
群馬県	283	42	241	14.8	
岩手県	313	45	268	14.4	
岐阜県	396	57	339	14.4	
佐賀県	209	30	179	14.4	
鹿児島県	384	55	329	14.3	
岡山県	333	47	286	14.1	
山形県	235	35	200	13.7	
新潟県	446	61	385	13.7	
香川県	179	24	155	13.4	10%以上~15%未満
徳島県	171	22	149	12.9	20回体
山梨県	243	31	212	12.8	
福井県	187	24	163	12.8	
広島県	348	43	305	12.4	
島根県	178	21	157	11.8	
山口県	306	36	270	11.8	
秋田県	272	31	241	11.4	
富山県	202	23	179	11.4	
石川県	201	22	179	10.9	
福島県	324	34	290	10.5	
熊本県	308	32	276	10.4	
大分県	292	29	263	9.9	10%未満2回体
長崎県	282	23	259	8.2	
合	18,509	3,341	15,168	18.1	

(備考) 1.資料出所は「総務省 地方公共団体の調査 議員及び市長の所属党派別人員調」(令和4年12月31日現在)。
 2.女性割合は小数点第2位を四捨五入したものを示す。
 3.フーナーの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。



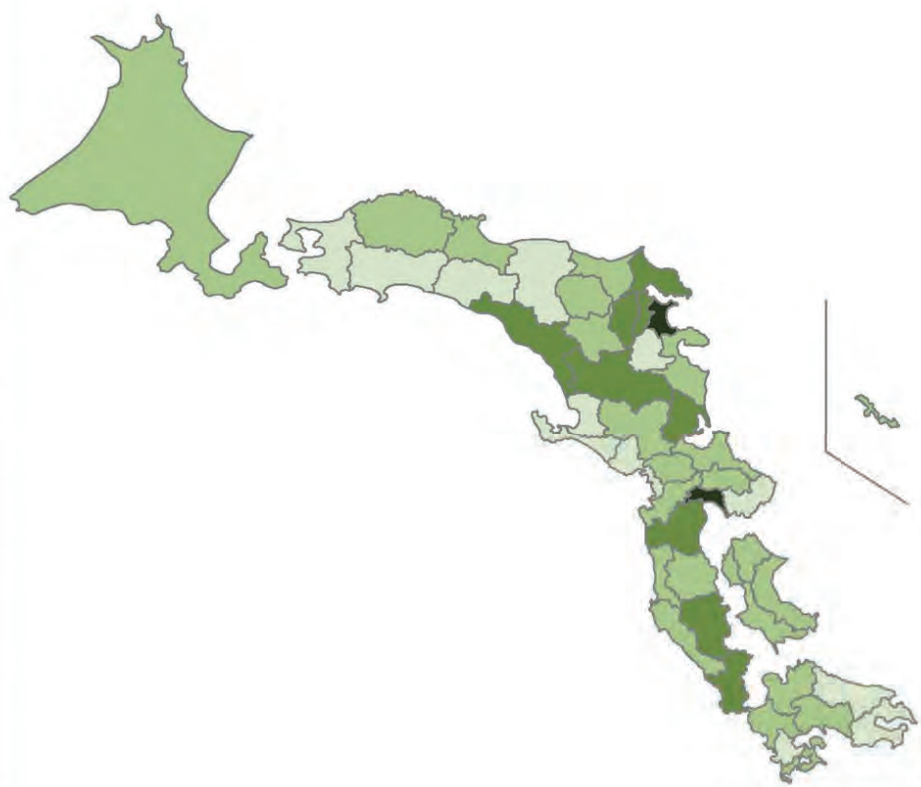
(内閣府作成資料から引用)

全国女性の参画マップ2023③

町村議会議員に占める女性の割合（都道府県別）

都道府県	議員 現員数 (人)		女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)
	女性	男性			
大 阪 府	112	78	30.4		20%以上 2回体
神 奈 川 県	180	45	135	25.0	
埼 玉 県	289	55	234	19.0	
山 口 県	65	12	53	18.5	
新 潟 県	113	19	94	16.8	
愛 知 県	203	34	169	16.7	
長 野 県	622	102	520	16.4	15%以上～20%未満 9回体
兵 庫 県	165	26	139	15.8	
広 島 県	116	18	98	15.5	
千 葉 県	221	34	187	15.4	
東 京 都	124	19	105	15.3	
京 都 府	130	18	112	13.8	
栗 原 県	253	35	218	13.8	
岩 手 県	249	34	215	13.7	
三 重 県	180	24	156	13.3	
岐阜 県	202	26	176	12.9	
福 岡 県	388	49	339	12.6	
大 分 県	49	6	43	12.2	
鳥 取 県	164	22	142	12.0	
島 根 県	123	15	110	12.0	
沖 縄 県	351	42	309	12.0	
茨 城 県	155	18	137	11.6	10%以上～15%未満 24回体
静 岡 県	146	17	129	11.6	
愛 媛 県	114	13	101	11.4	
北 海 道	1,530	173	1,357	11.3	
宮 城 県	293	33	260	11.3	
栃 木 県	150	17	133	11.3	
徳 島 県	186	21	165	11.3	
香 川 県	115	13	102	11.3	
滋 賀 県	73	8	65	11.0	
高 知 県	236	26	210	11.0	
熊本 県	363	36	325	10.5	
群 馬 県	264	27	237	10.2	
岡 山 県	127	13	114	10.2	
長 崎 県	99	10	89	10.1	
佐 賀 県	121	12	109	9.9	
和 歌 山 県	229	22	207	9.6	
宮 崎 県	182	17	165	9.3	
山 形 県	237	21	216	8.9	
福 島 県	524	46	478	8.8	
富 山 県	57	5	52	8.8	10%未満 12回体
福 井 県	102	9	93	8.8	
秋 田 県	147	12	135	8.2	
石 川 県	99	8	91	8.1	
鹿 児 島 県	279	20	259	7.2	
山 梨 県	157	9	148	5.7	
青 森 県	340	18	322	5.3	
合 計	10,646	1,295	9,351	12.2	

(備考) 資料出所は「総務省 地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」(令和4年12月31日現在)
 2.女性割合は小数点第2位を四捨五入したものを。
 3.データの表記の種類上、島の省籍などを行っているものがある。



(内閣府作成資料から引用)

直近の国政／統一地方選挙における政党別女性議員の割合

国会議員、直近の国政／統一地方選挙の候補者・当選者に占める女性割合

政党名	国会議員数 (R4.7現在)			R4 参議院議員通常選挙 (R4.7.10執行)						R3 衆議院議員総選挙 (R3.10.31執行)						R5 統一地方選挙 (R5.4.9 都道府県、政令指定都市執行 R5.4.23 市区町村執行)					
	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	候補者			当選者			候補者			当選者			候補者			当選者		
				総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)
自由民主党	381	43	11.3%	82	19	23.2%	63	13	20.6%	336	33	9.8%	259	20	7.7%	2,757	238	8.6%	2,410	208	8.6%
立憲民主党	135	30	22.2%	51	26	51.0%	16	8	50.0%	240	44	18.3%	96	13	13.5%	819	245	29.9%	671	221	32.9%
日本維新の会	62	8	12.9%	46	14	30.4%	12	3	25.0%	96	14	14.6%	41	4	9.8%	516	102	19.8%	359	74	20.6%
公明党	59	8	13.6%	24	5	20.8%	13	2	15.4%	53	4	7.5%	32	4	12.5%	1,555	529	34.0%	1,543	527	34.2%
日本共産党	21	7	33.3%	58	32	55.2%	4	2	50.0%	130	46	35.4%	10	2	20.0%	1,396	597	42.8%	1,077	498	46.2%
国民民主党	21	4	19.0%	22	9	40.9%	5	2	40.0%	27	8	29.6%	11	1	9.1%	186	38	20.4%	138	29	21.0%
れいわ新選組	8	3	37.5%	14	5	35.7%	3	0	0.0%	21	5	23.8%	3	1	33.3%	66	23	34.8%	39	17	43.6%
社会民主党	2	1	50.0%	12	5	41.7%	1	1	100.0%	15	9	60.0%	1	0	0.0%	56	20	35.7%	42	13	31.0%
政治家女子 48党	2	0	0.0%	82	19	23.2%	1	0	0.0%	30	10	33.3%	0	0	0.0%	28	28	100.0%	1	1	100.0%
参政党	1	0	0.0%	50	17	34.0%	1	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	230	67	29.1%	100	35	35.0%
その他 (無所属、 諸派等)	- (注)	- (注)	-	104	30	28.8%	5	3	60.0%	103	13	12.6%	12	0	0.0%	11,035	1,699	15.4%	8,438	1,320	15.6%
全体	-	-	-	545	181	33.2%	124	34	27.4%	1,051	186	17.7%	465	45	9.7%	18,644	3,586	19.2%	14,818	2,943	19.9%

(注) 国会議員数のうち、政党別の議員数は内閣府が各政党に対して調査した結果であり、その他(無所属、諸派等)については調査を実施していない

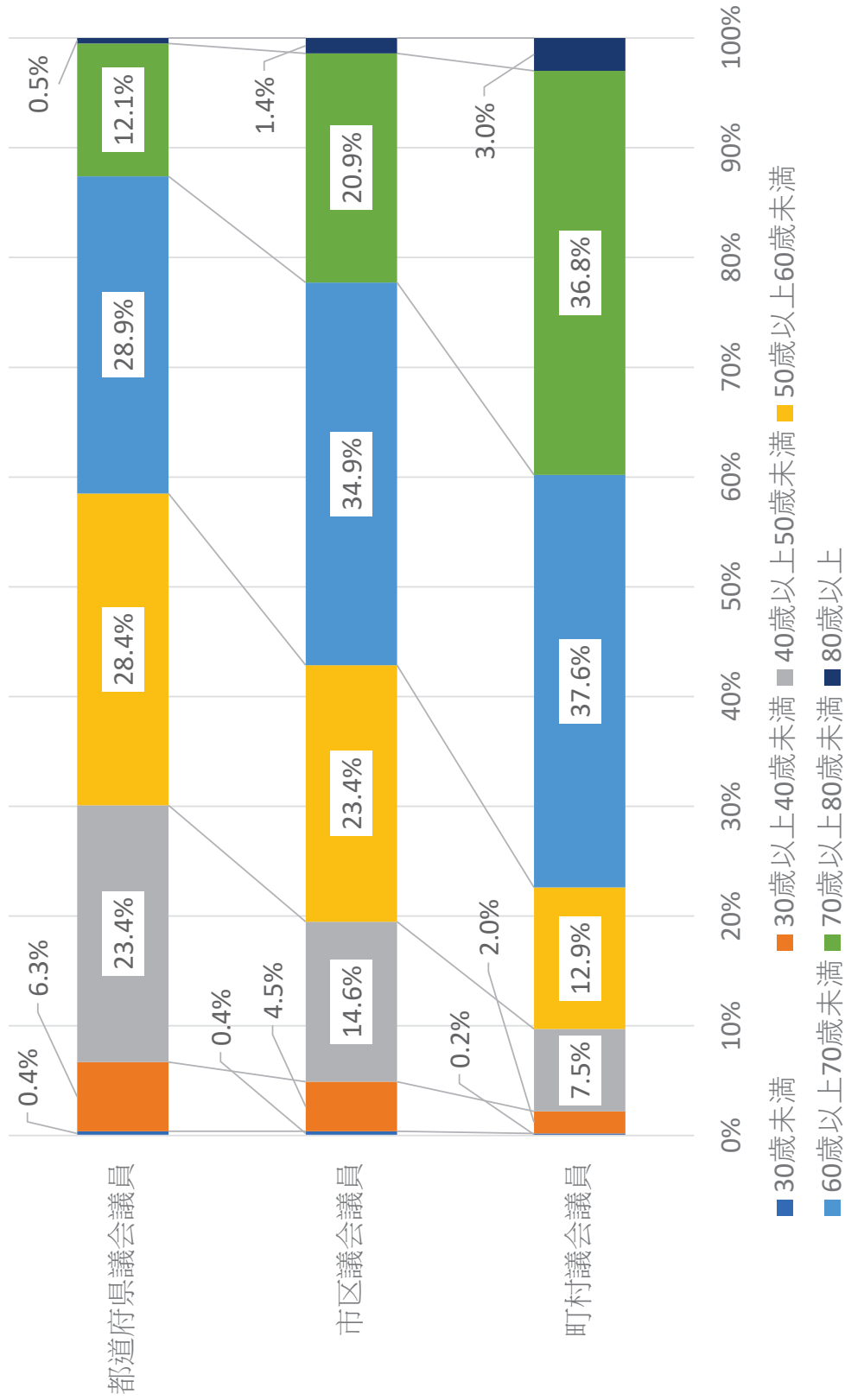
(備考) 1. 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、統一地方選挙については、総務省提供資料より内閣府において作成

2. 統一地方選挙は、総務省「統一地方選挙結果の概要(速報)」(令和5年4月28日現在)より作成。候補者・当選者の数は、都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

3. 政党名は、令和5年3月9日現在のもの

(内閣府作成資料から引用)

地方議会議員の概要（年齢別）



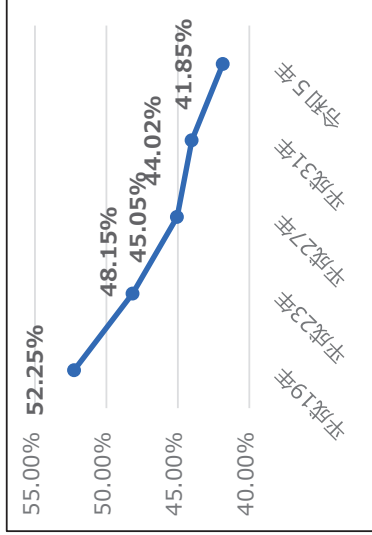
出典：各議長会調（都道府県議会議員：令和5年7月1日現在、市区議会議員：令和4年7月1日現在、
 町村議会議員：令和4年7月1日現在）
 注：小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%とならない場合がある。

令和5年統一地方選挙（道府県議会議員選挙）の結果

投票率の推移

投票率 **41.85%**（過去最低）

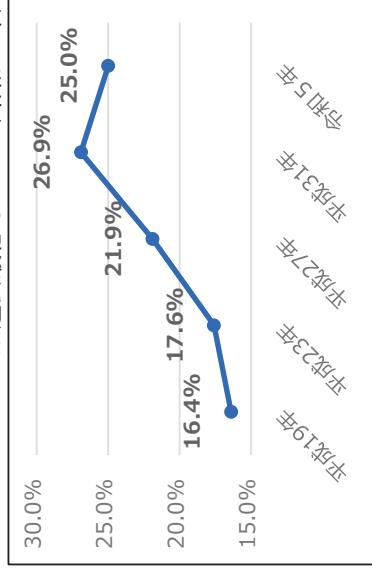
※過去最高は82.99%（昭和26年）



無投票当選者の推移

無投票当選者の割合 **25.0%**（過去2番目に高い）

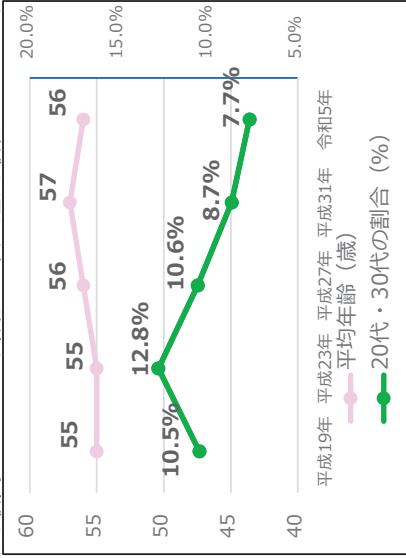
※過去最低は2.8%（昭和30年）



候補者全体に占める若者の割合の推移

候補者全体に占める20代及び30代の割合 **7.7%**

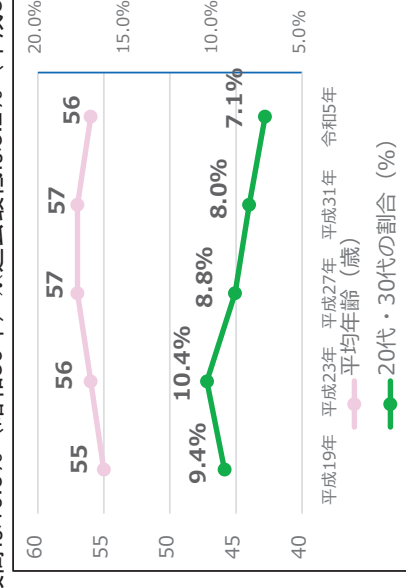
※過去最高は17.0%（昭和58年）過去最低は6.9%（平成3年）



若者の割合の推移

当選者全体に占める20代及び30代の割合 **7.1%**

※過去最高は10.6%（昭和30年）※過去最低は5.2%（平成3年）



地方議会議員の概要（職業別）



注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、
 和歌山県、高知県、大分県は除かれている。
 出典：全国都道府県議会議員会「全国都道府県議会議員職業別調」（令和3年7月1日現在）
 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」（令和3年7月1日現在）
 全国町村議会議員会「第67回町村議会実態調査の概要」（令和3年7月1日現在）

（総務省作成資料から引用）

議会への多様な人材の参画を推進する答申等

第33次地方制度調査会答申「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方針に関する答申」概要 (令和4年12月28日総理大臣に提出)

1. 議会についての現状認識と課題

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見られた議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7%、【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.3%、町村76.9%
 【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%
 ※女性議員が少なく、議会や議員の平均年齢が高い、議会において無投票当選者割合が高い傾向

2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

- 勤労者等の議会参画
 - ➔ 夜間・休日等の議会開催等
- 女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画
 - ➔ ハラスメント相談窓口の設置
- 会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等
- 小規模市町村における処遇改善
 - ➔ 議員報酬の水準のあり方を議論

③ 議長会等との連携・国の支援

- ➔ ハラスメント対策に関する議長会の調査

② 住民に開かれた議会のための取組

- デジタル技術を活用した情報発信の充実
 - ➔ SNSの活用、タブレット端末によるバーバーレス化
 - に合わせた情報公開の充実等
- 住民が議会に参画する機会の充実
 - ➔ 住民と政策や議会運営を考ええる場
 - (例：政策サポーター、議会モニター)

- ➔ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。

※就業規則における対応

- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。

- ・ どのような場合に可能とするか。

- ① 事由を問わず幅広く可能
- ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
- ③ 引き続き議場での出席を前提しつつ、議事定足数を緩和し、オンラインで「参加」

- ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。

※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(4.1.1現在)

- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

(総務省作成資料から引用)

「第2 議会における取組の必要性」

1 多様な人材の参画を前提とした議会運営

- 現在は、平日の日の中の会議開催が一般的であることや、議員や有権者からのハラスメントが指摘される等、必ずしも女性や若者、勤労者等が参画しやすい状況にはなっていない。各議会において議会運営上の工夫を行い、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるような環境を整備することが必要である。
- 勤労者等が議会に参画しやすくなるようにする等の観点から、一部の議会では夜間・休日等の議会開催や通年会期制の活用等により、柔軟に会議日程を設定する取組が見られるが、こうした取組を含め、各地域の実情を踏まえて会議運営上の工夫を行うていくことが考えられる。
- また、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する方策としては、議員活動等を行う上でのハラスメント防止のため、第三者による相談窓口を設置し、性別や年齢を問わず幅広く相談を受け付けることや、会議規則において育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること等の対応が考えられる。

2 住民に開かれた議会のための取組

- 住民に開かれた議会を実現するためには、各議会において、議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を進めていくことが必要である。こうした取組は、多様な人材を議員のなり手として長期的・継続的に涵養していくことにもつながる。
- その際は、デジタル技術等を活用し、住民への情報発信を多様化し、更に充実させていくことも重要である。近年、SNSを活用した議会情報の発信や字幕付き映像等による議会中継の配信等を行っている事例や、住民との意見交換会等をオンラインにより行っている事例も見られる。また、タブレットによる番議のペーパーレス化も進んでいるが、議会資料の住民への情報公開の契機にしていくことも考えられる。

3 議長の全国的連合組織等との連携・国の支援

- 多様な人材の参画を促すための議会運営上の工夫や住民の議会に対する理解を促進する取組については、一部の議会において取組が進んでいるものの、未だ広がりが限定的なものも多い。取組を広げていく上では、議長の全国的連合組織において、人的支援や先進的な事例・手法の共有、研修等の取組を積極的に進めていくことが重要である。
- また、議会におけるデジタル技術の活用を進めていくためには、技術的・財政的な課題があるとの指摘があり、特に小規模団体において取組が進んでいない状況にあることから、国や議長の全国的連合組織において必要な支援を行い、デジタル化の取組を促すことも検討すべきである。
- また、経済的・社会的つながりが深い地方公共団体の議会間においても連携・交流を進めることも必要である。都道府県議会において第三者を交えたハラスメント相談体制を整備し、管内市町村議会の事業を含めて相談を受け付ける事例も出てきており、広域連携による専門人材の共同活用や共通する地域課題に関する共同研修の取組を進めていくことも有効と考えられる。

結 び

近年、我が国では、様々な分野で多様な人材の社会への参画を進めることの必要性が指摘されている。例えば、男女共同参画の観点からは、官公庁のほか、企業、教育機関、自治会、消防団などにおいて女性の登用・採用を進めるための取組が行われている。

このような中、当調査会では、議会についての現状認識と課題を踏まえ、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現に向けた対応方策について調査審議を行った。本答申を踏まえ、各議会、議長の全国的連合組織や国において、それぞれ必要な対応が行われることが期待される。

そもそも、議会は、住民自身の権利として、また、住民自身の責任において団体の運営を行うという住民自治の根幹をなす存在であり、多様な人材が参画し住民に開かれた議会を実現するのは、住民の基本的な役割である。今後、人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中で、住民自身が地域社会のあり方について十分に考えることが求められ、その関心と注視と責任の下で、議会が役割を発揮していくことが望まれる。

デジタル技術は、そのための効果的な手法になり得る。議会運営の合理化や利便性の向上のために導入するにとどまらず、多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するよう積極的に活用されることが期待される。

「全国都道府県議会議長会創立100周年宣言」（令和5年7月18日）

前文

本会は、大正12(1923)年3月16日、各都道府県議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的として創立され、本年で100周年を迎えた。

戦前から、中央集権を危惧し、真の地方自治の確立に向けた制度改正を訴えるとともに、地方財政が窮乏する中、地方税財源の安定的確保を実現してきた。個別の政策分野においても、住民福祉に立脚した公書行政、後進地域の特例措置など国土の均衡ある発展、災害復旧対策の強化を強く訴え、制度の拡充を実現してきた。

平成12年には地方分権一括法の施行により、本会が主張してきた機関委任事務制度の廃止が実現し、地方議会の役割と責任がますます重要となったが、議長が議会を招集できる制度とするなど、真の地方自治を実現するための更なる議会制度の改革が必要である。

本年4月には地方自治法が改正され、これまで組織や役割が明確でなかった地方議会について、

- 議員は、住民が選挙した議員をもって組織されること
 - 議会は、議決により地方公共団体の重要な意思を決定すること
 - 議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うことが明文化されたこと
- 地方議会が意思決定を行うという重要な役割と重い責任が明文化されたことをつかり受け止め、議会及び議員活動に取り組んでいかなければならない。一方で、地方議会は、議員のなり手不足や議員の性別、年齢構成の偏りなどの課題を抱えており、議会活動について、更なる改革に努めるとともに、議会とは何かを住民にしっかりと御理解いただくことが必要である。

議員の構成が、住民の構成と比較し著しく多様性を欠く状況は、住民の関心が薄れることにつながりやすい。女性や若者、勤労者などの多様な人材の地方議会への参画を進めるため、国に対して、立候補に伴う休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入などを要請してきたが、立候補環境の改善のための取組を強化していく必要がある。

また、社会のデジタル化が進む中で、デジタルツールを活用し、議会から住民へのわかりやすい情報提供や、議会と住民との双方向コミュニケーションを進め、政策議論を更に活性化させていかなければならない。

今、まさに時代の転換期にあり、少子化対策や社会保険の充実、人材不足の解消など、我が国が抱える構造的な問題を地方の目線で解決すべく、地方の思い、現場の声を国に直接届け、政策の実現につなげていかなければならない。

新たな100年に向けて各都道府県議会議長会が一致結束し、住民自治の根幹をなす地方議会としての役割を果たしていくという強い決意の下、特に重要な次の事項について、全力を尽くすことをここに宣言する。

宣言事項

- 1 活発な政策議論を通して地方公共団体の重要な意思を決定し、広く住民に対する説明責任を果たすとともに、主権者教育の一層の促進など議会に対する関心を高め、理解を深める取組を強化する。
- 2 紙面による広報や対面による意見交換会などに加え、デジタルツールを活用した議会活動に係る情報発信の充実、多様な住民の意思の把握等に努めるなど、住民に開かれた議会のための取組を推進する。
- 3 女性や若者、勤労者など多様な人材が参画できるよう、議員活動と家庭生活との環境整備に取り組み。
- 4 多様な人材が参画し住民に開かれた活力ある地方議会を実現するため、議会審議の活性化や政策立案機能の強化等を図る調査研究を絶えず行い、先進的な事例と併せて情報の共有を図る。
- 5 時代の転換期であることを十分認識し、危機的状況にある少子化への対策、疲弊した地域の活力の維持、東京圏一極集中の是正、慢性的な人材不足の解消など山積する重要課題の解決に向けて、地域の持続性と魅力を高めるための政策の実現に向け、国に対しあらゆる機会を通じ要請を行っていく。

地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた多様な人材が参画するための環境整備に関する決議 (令和5年10月26日・第176回全国都道府県議会議長会議定例総会)

前文

先の通常国会において、本会をはじめとする三議長会が最重要課題として国に要請を行ってきた「地方議会の役割及び議員の職務等の明確化などを内容とする改正地方自治法」が成立し、

- 議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること
- 議会は、議決により地方公共団体の重要な意思を決定すること
- 議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うことが明文化された。

地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏りなどの課題を抱えており、この法改正を踏まえて、議会とは何かを住民にしっかりと理解いただき、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進めていくことが必要である。

そのためには、本年7月18日に採択した創立100周年宣言に基づき、各議会が更なる改革に努め議会の活性化を図り、議会の重要な役割について将来の地方自治を担うこともたちを含め、広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。

中でも、いわゆる主権者教育の取組は重要であり、地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育に国民運動として、三議長会が連携して取り組んでいくことが必要である。

また、デジタル化が進む中で、より住民に開かれた議会を実現するため、デジタルツールを活用し、議会から住民へのわかりやすい情報提供、議会と住民との双方向コミュニケーションにより政策議論が更に活性化するよう取り組むとともに、多様な議員が活躍できる環境整備を行っていくことが一層重要となっている。

これまで三議長会では、多様な人材の地方議会への参画のため、経済団体に企業等の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けることについて要請するとともに、国に対して、立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など立候補環境の改善のための法整備を行うことなども要請してきた。

また、地方分権改革により地方議会の役割がますます高まっており、議会がその責任を果たしていくためにも、議長が議会を招集することを可能とするなど、更なる議会制度の改革も必要である。

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、住民自治の根幹をなす地方議会として、多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画するための環境整備等を図るため、特に重要な次の事項について、早急に実現するよう強く求める。

決議事項

- 1 議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「地方議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したものとすること。
- 2 いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。
- 3 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。
- 4 オンラインによる本会議への出席については、第33次地方制度調査会答申で指摘された課題について検証と検討を行い、その実現に向けて所要の措置を講ずること。
- 5 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 6 議長への議会招集権の付与、予算修正権の制約の見直しなど、更なる議会制度改革を行うこと。

総務省自治行政局長通知（令和5年9月15日付け総行行第397号）
「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」

■ 本通知は、昨年12月に第33次地方制度調査会が取りまとめた「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」等を踏まえ、下記の事項にも留意の上、各議会において多様な人材が参画し住民に開かれた議会に向けた一層の取組について、地方自治法に基づく技術的な助言として要請するもの。

① 女性や若者、育児・介護に携わる者等の議会参画

■ 女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する観点から、会議規則において欠席事由として育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること、議員活動等を行う上でのハラスメント防止のための研修や相談体制の整備等を行うことなどが考えられること。

② 勤労者等の議会参画

■ 勤労者等が議会に参画しやすい環境を整備する等の観点から、地域の実情に応じて会議運営上の工夫を行うに当たって、夜間・休日等の議会開催や通年会期制の活用により柔軟に会議日程を設定する等の取組を参考とすることが考えられること。

③ 議会HPにおける議員の個人情報の取扱い

■ 議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合がありますが、個人情報への配慮が必要との指摘もあることから、住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できるとはならず、公表する連絡先住所として自宅ではなく事務局や議会事務局等を選択できるようなことなども考えられること。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）】

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2（略）

④ デジタル技術を活用した住民への情報発信

■ 議会における取組の事例については、総務省ウェブサイト※においても、例えば、議会活動に対する住民の関心を高める観点から、デジタル技術を活用した住民への情報発信の多様化・充実化の方策として、SNSを活用した議会情報の発信や議会中継の配信等の取組、また、住民が議会により積極的に参画する機会として、議会と住民が共同して政策づくりを行う取組や議会運営等に関する取組として、議会と住民から広く意見・提言を聴取する場を設ける取組、女性や少年を対象とした模擬議会等の取組などを紹介しており、これらを参考とすることが考えられること※

※ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihogikai.html

⑤ 総務省・三議長会から経済団体への立候補休暇に係る協力要請

■ 勤労者の議会議員選挙への立候補環境の整備に関しては、総務省において、全国都道府県議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、各企業の自主的な取組として就業規則において立候補休暇制度を設けること等について経済団体に対して要請を行っていること。

⑥ 一部議会における障害を理由として傍聴を禁止する規定の見直し

■ 財産区や一部事務組合等の議会を含む一部の議会の傍聴規則等において、「精神に異常があると認められる者」等の傍聴を認めない旨を規定している例があるとの指摘があるが、障害者に対し正当な理由なく、障害を理由として傍聴を禁止する旨を規定することは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項※に違反すると考えられることから、規定の見直しを行うことが適当であること。

多様な人材の議会参画への障壁

女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書（概要） 抜粋①

女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書（概要）

令和3年3月
内閣府男女共同参画局

【調査の概要】

1. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、具体的な行動（身近な人に話す、政治家に話を聞く等）を起こしたが、断念した者を対象としてインターネットモニター調査を実施（調査期間：令和2年12月24日～令和3年1月31日）。合計994人（男性500人、女性494人）から回答を得た。

2. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査

地域、議会の種類等を考慮して抽出した1,144の地方議会の男女議員10,100人を対象として、紙媒体の調査票又はウェブによる調査を実施（調査期間：令和2年12月25日～令和3年1月31日）。合計5,513人（男性3,243人、女性2,164人）から回答を得た（回収率54.6%）。

1. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果

(1) 立候補を断念した理由

◆ 立候補を断念した理由の上位3項目は、男女共に、「立候補に係る資金の不足」、「仕事や家庭生活（家事、育児、介護等）のため、選挙運動とその準備にかかる時間が長い」、「知名度がない」となった。
上位10項目についてみると、「自分の力量に自信が持てない」、「当選した場合、家庭生活との両立が難しい」で男女の差が大きくなっており、女性にとって大きな障壁となっていることが分かる。【表1-1】

【表1-1】立候補を断念した理由（「大いにはまはる」及び「ややあてはまる」の合計、女性の上位10項目）

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	立候補にかかる資金の不足	68.0%	63.6% (1位)	5	選挙運動とその準備の方法が分からない	49.6%	42.2% (9位)
2	仕事や家庭生活（家事・育児・介護等）のため、選挙運動とその準備にかかる時間が長い	61.7%	62.4% (2位)	7	自分の力量に自信が持てない	48.0%	38.4% (11位)
3	知名度がない	60.9%	62.4% (2位)	8	当選した場合、家庭生活との両立が難しい	47.8%	38.8% (10位)
4	当選の見込みが低く感じられた	56.3%	56.6% (4位)	9	当選した場合、仕事をやめなければならない	47.2%	44.2% (7位)
5	家族の理解やサポートが得られない	49.6%	51.2% (5位)	10	政党や団体のポスティング支援、金銭的助成等の支援が得られない	45.3%	46.2% (6位)

※全7項目についてそれぞれとの順位あてはまはるかを算出。 ※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不斉等記載。

(内閣府委託事業者作成資料から引用)

女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書（概要） 抜粋②

(2) 議員・首長として活動する際の課題

◆ 当選後、議員・首長として活動する際に課題となりそうな事項について、女性の上位3項目は、「活動に係る資金の不足」、「専門性や経験の不足」、「人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足」となった。上位12項目についてみると、「政治は男性が行うものだ」という周囲の考え」等で男女の差が大きくなっており、女性にとっても大きな障壁となっており、女性にとっても大きな障壁となっていることが分かる。【表1-2】

【表1-2】議員・首長として活動する際に課題となる事項（「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目）

順位	項目		順位	項目	
	女性	男性		女性	男性
1	67.6%	67.0% (1位)	7	49.8%	22.8% (12位)
2	63.2%	51.2% (3位)	8	48.8%	33.8% (11位)
3	58.5%	51.0% (4位)	9	47.0%	42.8% (8位)
4	56.9%	52.2% (2位)	10	46.2%	40.4% (9位)
5	52.6%	36.4% (10位)	11	46.2%	43.0% (7位)
6	51.2%	49.2% (5位)	12	45.5%	44.8% (6位)

※全14項目についてそれぞれどの程度課題かを選択。 ※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

(内閣府委託事業者作成資料から引用)

国民の地方議会・議員に関する意識調査について

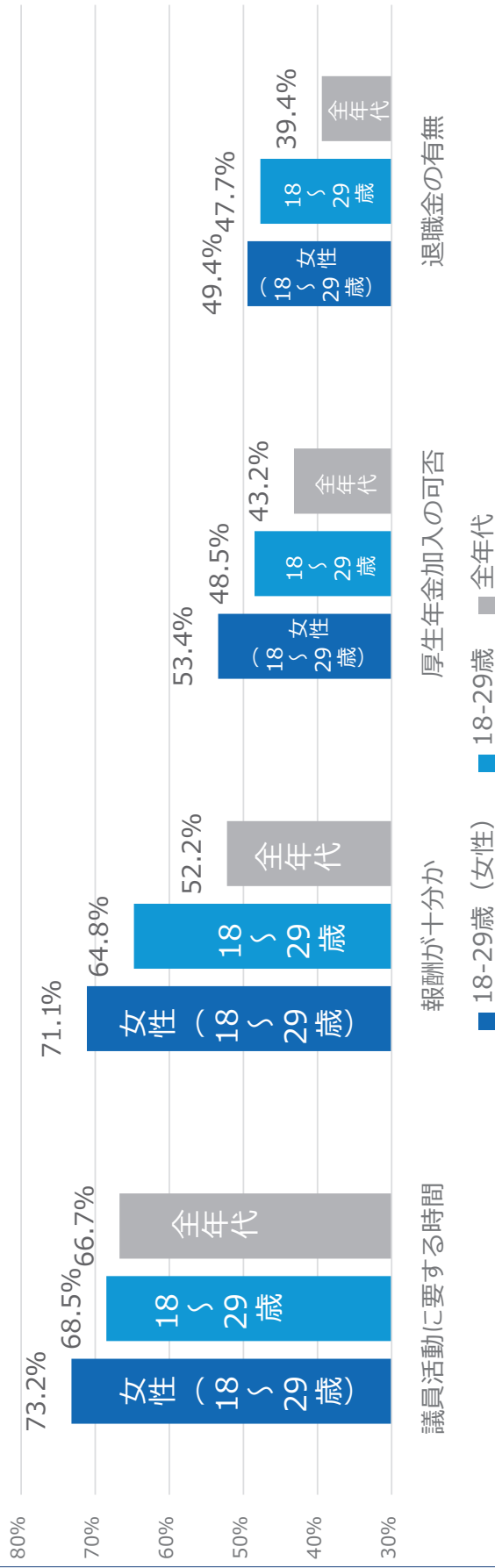
【調査の概要】

- 国民の地方議会・議員に関する意識調査（全国都道府県議会議長会）
- 実施期間 令和3年11月30日～12月2日（インターネット調査）
- サンプル数 3,227人

（年齢、性別のほか、市の規模や町村などを考慮して、調査対象を40に分類し、それぞれの人口割合を反映させた。）

議員を目指すとした場合に特に重視する課題について、18歳から29歳までの若年層では、議員活動に要する時間や報酬などの待遇面を重視すると答えた割合が高かった。特に18歳から29歳までの女性では、7割以上が議員活動に要する時間や報酬を重視していた。

議員を目指すとした場合に特に重視する課題について



女性・子育て世代・勤労者の議会参画に向けた取組

女性・若者等に対する障壁の除去(会議規則における育児・介護等の取扱の明確化)

□ 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、令和3年1月以降(※)、標準会議規則の一部を改正し、欠席事由として育児、介護等を明文化するとともに、出産について産前、産後期間にも配慮した規定の整備を実施。

※ 全国都道府県議会議長会は令和3年1月27日付で、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は令和3年2月12日付でそれぞれ改正施行。

○標準都道府県議会会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

○標準市議会会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

○標準町村議会会議規則

第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(総務省作成資料から引用)

議会のハラスメントの防止について

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

○令和3年6月16日に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第67号）で、**国及び地方公共団体は、ハラスメントの発生の防止を図るとともに、研修の実施、相談体制の整備などの施策を講ずるものとされた。**

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」

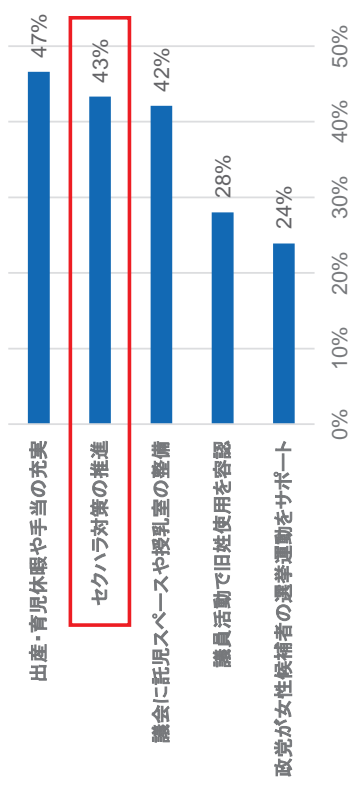
(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

対策の必要性

- 都道府県議会議員における女性比率は**11.8%**(令和4年7月現在)
- 福岡県議会が、令和5年4月の「統一地方選挙」立候補者を対象に実施した「ハラスメント被害」の調査結果によると、県議会議員の候補者のうち、**4分の1**の回答者がハラスメント被害を受けていたことが明らかになった。
- 東北大学河村和徳准教授の全市区議会議員を対象とした意識調査では、女性地方議員を増やすために有効な取組として、**43%**がセクハラ対策の推進を選択

女性地方議員を増やすために有効な取組



東北大学河村和徳准教授の地方議員のあり方等に関する調査（令和4年2月）全市区議会議員(18,967人)を対象とし有効回答数7,704

福岡県議会及び大阪府議会による議会関係ハラスメントを根絶し 多様な住民の議会参画を促進する条例制定の取組

条例制定の主な背景

- 諸外国では政治分野における女性の政治参画が進んでいるが、日本ではいまだに政治の場の女性の数が少ない
 - ※日本は世界190か国中166位（2021年1月時点）、OECD諸国中最下位の水準。
 - メキシコ（下院）48.2%、フランス（下院）39.5%、イギリス（下院）33.9%、アメリカ（下院）27.3%、韓国（一院制）19.0%、日本（衆議院）9.9%
- 令和3年6月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、セクハラ等の問題の発生防止と当該問題の適切な解決を図るため、研修の実施や相談体制の整備を国・地方公共団体の責務として規定
- 内閣府の実態調査により、地方議会でも有権者、支援者、議員等からのハラスメント事案が多発している実態が判明（女性議員の57.6% 男性議員の32.5% が経験／内閣府の専用投稿サイトに1か月で1,324件の事例が集まる）

福岡県議会及び大阪府議会が、域内全ての地方議会の議員及び議員候補者に対するハラスメント等を根絶し、多様な住民の議会参画を促進することを目指した条例を制定

福岡県議会：
「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」
R4.6定例会制定（R4.7.5公布）

大阪府議会：
「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」
R5.2定例会制定（R5.2.28公布）

条例のポイント

- 県（府）議会議員等の責務（高い倫理観が求められる立場とハラスメントが人権侵害行為であることを自覚し、全ての人の対して「ハラスメントとなる（おそれがある場合も含めて）言動」を慎むべきこと）を規定
 - 県（府）民に対しても本条例の趣旨の理解とハラスメント根絶への協力を要請
- 市町村議会を含めた議員等に対する研修の実施
- 市町村議会を含めた具体の議会関係ハラスメント事案について弁護士等の外部有識者（第三者機関）に相談できる体制（右図）を整備
- 必要があると認められた場合は議長からハラスメントをした相手方に対して勧告等の被害防止措置を実施（※1）

（※1） 県（府）議会事案が対象（市町村議会事案の場合は、相談員から相談者その他当該市町村議会関係者への必要な助言を実施）。

相談対応のスキーム



（※2） 福岡県議会の条例では代表者会議の議を、大阪府議会の条例では協議会（正副議長・議会運営委員の所属する会派から推薦された議員各一名で構成）の議を促る必要があることをそれぞれ規定

全国都道府県議長会によるハラスメント防止研修会

○本会では、各都道府県における取組の一助として、都道府県議会議員を対象とした研修会を開催

研修会の概要

＜実施日時等＞

日時：令和4年9月8日（木）オンライン開催

参加者：都道府県議会議員等

＜講師＞

三浦まり 上智大学法学部教授



慶應義塾大学法学部卒業後、カリフォルニア大学バークレー校にて博士号（政治学）取得。専門は現代日本政治論、福祉国家論、ジェンダーと政治。内閣府「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会構成員

＜内容＞

議会におけるハラスメントについて、内閣府の映像教材を織り交ぜながら、問題と防止について学ぶ。

- ① 固定的な性別分担意識に基づく行為
女性議員に対するお茶くみの強要
- ② 性的なハラスメント
本会議で質問に立った女性議員への性的なヤジ
懇親会におけるアルコールの強要、体の密着
- ③ マタニティハラスメント
妊娠した議員への批判や議会出席の強要
- ④ パワーハラスメント
会議における人格を否定するような罵声・恫喝



内閣府「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」から

- 「現職の議員又は立候補者若しくは立候補予定者であっても保育所等に入所申込みが可能であることについて、議会事務局への周知なども含め適切な方法により該当する者に周知を図りたい。」とすること
も家庭庁の通知が发出 (令和5年8月10日 事務連絡)。

保育所等の利用について

○子ども・子育て支援制度において、市町村は、保護者のいづれもが、就労、疾病など、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5各号に規定する事由に該当し、これにより、こどもが家庭において必要な保育を受けることが困難であると認める場合に、保護者の申請に基づき、保育の必要性の認定を行うこととされている。

○議員として政治活動を行うことや、議員になるために選挙活動を行うことは、一般的に、同条各号に規定されている事由のうち「就労」、「求職活動」又は「前各号に類するもの」に該当するものと考えられる。

○議員としての政治活動又は議員になるための選挙活動が、一般的な被用者の労働形態とは異なることのみをもって保育の必要性が認められないと判断することは適切ではなく、各市区町村において個々の就労実態、活動実態等を踏まえ対応いただきたい。さらに、こうした点を踏まえ、現職の議員又は立候補者若しくは立候補予定者であっても保育所等に入所申込みが可能であることについて、貴自治体の議会事務局への周知なども含め適切な方法により該当する者に周知を図りたい。

放課後児童健全育成事業の利用について

○放課後児童健全育成事業の利用対象は、児童福祉法に基づき、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」とされており、市区町村が個別に判断する仕組みとなっている。

○議員として政治活動を行うことや、議員になるために選挙活動を行うことは、一般的に、「労働等」に該当するものと考えられる。その上で、議員としての政治活動又は議員になるための選挙活動が、一般的な被用者の労働形態とは異なることのみをもって「労働等」に該当しないと判断することは適切ではなく、各市区町村において個々の就労実態、活動実態等を踏まえ対応いただきたい。さらに、こうした点を踏まえ、現職の議員又は立候補者若しくは立候補予定者であっても放課後児童クラブに利用申込みが可能であることについて、貴自治体の議会事務局への周知なども含め適切な方法により該当する者に周知を図りたい。

(令和5年8月10日こども家庭庁成育局保育政策課、こども家庭庁成育局成育環境課 事務連絡より抜粋)
(注) 下線は事務局加筆

総務省、三議長会による立候補環境の整備に係る経済団体への要請活動

日 程	令和5年1月26日（木） （※全国商工会連合会への要請は3月1日(水)）
要請者	<総務省> ○尾身朝子 総務副大臣 <三議長会> ○柴田正敏 本会会長 ○清水富雄 全国市議会議長会会長 ○南雲 正 全国町村議会議長会会長 （※本会は全国商工会連合会への要請は事務総長が対応）
要請先	<日本経済団体連合会> ○藤原清明 専務理事、岩崎一雄 常務理事 <全国中小企業団体中央会> ○佐藤哲也 専務理事、佐久間一浩 事務局次長、大谷武士 労働政策部長 <日本商工会議所> ○久貝卓 常務理事、荒井恒一 理事・事務局長、五十嵐克也 理事・企画調査部長、大下英和 産業政策第二部長 <全国商工会連合会> ○後藤廉 常務理事

要請内容

総務省

勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

貴団体におかれましては、(略) 各企業が次の事項に取り組んでいただけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、**就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うこと**により、議員との副業・兼業を可能とさせていただきます。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、**就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うこと**により、議員との副業・兼業を可能とさせていただきます。

三議長会

地方議会議員の立候補環境の整備について

— 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けて —

○女性や若者等多様な人材の地方議会への参画につなげるため、第33次地方制度調査会答申で明記された、次の事項について、格別の配慮をお願いしたい。

企業の就業規則において、

- 1 **立候補に伴う休暇制度を設けること。**
- 2 **議員との副業・兼業を可能とすること。**

◎ 要請を受けた経済団体の主な反応

- ・ 要請内容を傘下団体、企業に対する周知を行いたい。議会に参画しやすい環境を双方で整えていくことが重要

主権者教育の推進

主権者教育の推進に係る取組方針（令和5年8月24日・三議長会会長申し合せ）

趣旨

- 地方自治法の改正により、地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことを踏まえ、地方議会に対する理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すために、主権者教育を国民運動的に進めることを目的として、次の通り取り組む。

三議長会共同の取組

議会の主権者教育に係る好事例の横展開

- 主権者教育をテーマにした出前講座、模擬議会等の好事例を各議会に情報提供するとともに、積極的な実施を要請

議会主催の出前講座や模擬議会の取組について現地取材を含む調査を行い、令和6年夏を目途に事例集として取りまとめる予定

国への主権者教育の取組の推進に係る要請

- 三議長会連名で総務省・文部科学省等に予算化や主権者教育のさらなる実施、議長会の事業に対する支援等を要請

主権者教育用の学習教材の作成

- 主権者教育に供することを目的として、議会の役割及び議員の職務等を分かりやすく説明した学習教材（リーフレット）を三議長会で作成

学校関係全国団体への主権者教育の取組の推進に係る協力要請

- 三議長会で学校関係全国団体（校長会、教育委員会、私学連盟）に地方自治法改正を踏まえた主権者教育の一層の推進について説明及び協力要請を行うとともに、傘下団体への周知を要請

本会の取組

- 教科書会社等に対する法改正等の説明と教科書への反映の依頼
- 主権者教育をテーマに研究交流大会を開催
- その他必要な事業を実施

＜参考＞

総務省「主権者教育優良事例普及推進事業」

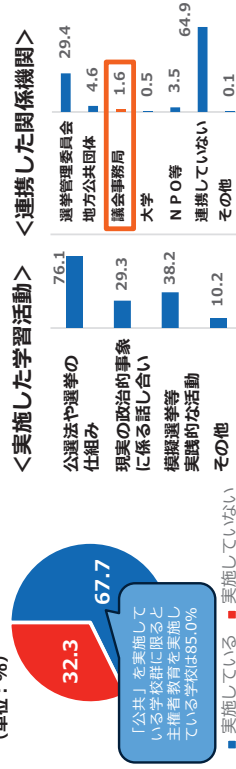
更なる主権者教育の推進を目的に、都道府県・市区町村選挙管理委員会が実施する主権者の発達段階に応じた取組、地域の機関の協力による長期的計画の策定、出前授業等における部局横断的・広域的・組織横断的な取組等について、その手法や効果を他の選挙管理委員会等に周知・普及することにより、全国的な主権者教育の充実に繋げていく取組を行う。

予算額	400万円
補助額	10万～100万円 (1件あたり)

(総務省資料等を基に作成)

令和4年度高等学校第1学年の生徒に対する主権者教育の実施状況 (令和4年12月～令和5年3月 文部科学省調査)

- ①実施状況 (n=1,306校) (単位：%)
- ②実施内容 (複数回答可)



(文部科学省資料を基に作成)

地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議（案）

前文

先の通常国会において、三議長会が最重要課題として国に要請を行ってきた「地方議会の役割及び議員の職務等の明確化などを内容とする改正地方自治法」が成立し、

○ 議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること

○ 議会は、議決により地方公共団体の重要な意思を決定すること

○ 議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うことが明文化された。

地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏りなどの課題を抱えており、この法改正を踏まえて、議会とは何かを住民にしっかり理解いただき、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進めていくことが必要である。

そのためには、各議会が、更なる改革に努め議会の活性化を図り、議会の重要な役割について将来の地方自治を担う子どもたちを含め、広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。

中でも、いわゆる主権者教育の取組は重要であり、三議長会では、これまで、教科書会社や校長会などの学校関係全国団体に改正地方自治法の内容について情報提供を行い、同法を踏まえた主権者教育が推進されるよう取り組んできた。

今後は、各議会の主権者教育に係る好事例の横展開を一層推進するとともに、議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を国民運動として取り組んでいく必要がある。

さらに、各議会の主権者教育の取組については、議員自らが積極的に携わり、議会・議員の活動を伝えていくことで、子どもたちの記憶に残るものとしていくことが重要である。

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、将来の地方自治を担う子どもたちに、住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進するため、次の事項を早急に実現するよう求める。

決議事項

一、 議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「地方議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したものとすること。

一、 いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

令和5年 月 日

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

年内を目的に三議長会会長による政府への要請活動を実施

主権者教育の推進①

国に対する主権者教育の取組の推進に係る要請 主権者教育用教材の作成等

1 主権者教育の推進に係る要請活動

- 7月及び11月に実施した役員会、地方自治委員会及び社会文教委員会
の要請活動において、本年4月の地方自治法改正を踏まえ、議会への関
心を高め、理解を深める主権者教育の取組に対する支援について政
府・与党に対して要請



役員会要請
右から4人目が教生田政務調査会長



地方自治委員会要請
中央が内藤総務事務次官



社会文教委員会要請
左から2人目が青山文部科学副大臣
(要請活動の写真は11月のもの)

要請活動における政府・与党幹部の主な反応

総務省

- 議会への関心を高める観点か
ら、主権者教育は非常に重要で
あり、文部科学省とも連携し、
取組の充実を図りたい。
- 議員と若者との交流会などの
取組を周知し横展開を推進する。
都道府県議会でも積極的に取り
組んでいただきたい。

文部科学省

- 学校における学習指導要領を通
じた発達段階に応じた教育にあ
わせて、地方と連携しながら充
実に努めていきたい。
- 副教材や子ども議会の事例集を
作って広報している。総務省と
連携しながら主権者教育の取組
を進めていきたい。

2 主権者教育用教材の作成等

- 令和6年夏を目的に小中高等学校の主権者教育に供
することを目的として、本会事務局において議会の
役割及び議員の職務等を分かりやすく説明した学習
教材（リーフレット）を作成し、各都道府県議会等
に提供予定
- 全ての高校1年生に無償配付されている主権者教育
に係る副教材について、議会に関する記述が今回の
法改正を踏まえたものとなるよう、本会事務局と
発行機関である総務省・文部科学省との間で修正を
調整中

▼ 高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」 (右図は県の仕組み等を説明した箇所)

有権者として求められる力を
身に付けるために

総務省 文部科学省

(2) 地方議員（都道府県議会議員、市区町村議会議員）
地方の政治では、議会を構成する議員（知事・市長など）を解き
に有権者が選挙で選ぶ二代表制をとっています。これは、議会と行政が互いに制衡関係
を持ち、地域のために政治を行うための仕組みです。地方議会は構成する議員の主な役割
は次のとおりです。

A. 議員には、条例案や予算案等の議決権がある。
B. 議案（条例案等）を議決議員と共に提出することができます。
C. 選挙で選ばれた市長（知事、市区町村長）への不信任の議決ができる。

議会の仕組み

主権者教育の推進②

地方自治法改正内容の教科書会社への情報提供 学校関係の全国団体への主権者教育の取組の推進に係る協力要請

3 教科書会社への情報提供

- 小中高等学校の教科書で「地方議会が意思決定を行っていること」が記述されているのは1冊のみだった*。
(※令和3年度に本会事務局が教科書19冊を調査)
- このため、児童、生徒に議会の役割及び議員の職務等に係る理解が深まるよう、本会事務局から教科書会社等に法改正内容について説明・情報提供を行い、地方議会の役割等の教科書への反映の促進を図っている。

▼教科書における地方議会に係る記述例

小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による選挙で選ばれた市議会議員が、市民の代表として市の税金や予算、条例などを話し合っで決定するところ。市議会で決定することを「議決」といい、それが市全体の意思決定となるので、市民は、選挙によって自分の意見を政治に反映させることとなります。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・自治の主たる担い手は、住民によって直接選ばれた地方公共団体の首長（執行機関）と議会（議決機関）である（第93条）。
高校	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、議決機関としての議会と、執行機関としての長（都道府県知事・市町村長）によって構成されている。（略）地方議会は、（略）条例の制定・改廃、予算、地方税の徴収などに関する議決を行い、また、地方政治に関する行政の大綱を決定する。

4 学校関係の全国団体への主権者教育の取組の推進に係る協力要請

- 左の取組と併せ、主権者教育を行う各学校の現場にも地方議会の役割及び議員の職務等に関する理解が深まるよう、学校関係の全国団体に法改正内容について説明・情報提供を行い、会員への情報提供等を依頼
- ▼説明・情報提供を行った学校関係の全国団体

◆ 校長会の全国団体

- ・ 全国連合小学校長会
- ・ 全日本中学校長会
- ・ 全国高等学校長協会

◆ 教育委員会の全国団体

- ・ 全国都道府県教育委員会連合会
- ・ 全国市町村教育委員会連合会

◆ 私立学校の全国団体

- ・ 日本私立小学校連合会
- ・ 日本私立中学高等学校連合会

◎ 各団体の対応

- ・ 法改正内容について、会議での説明やメール等により会員に情報提供を行う。

主権者教育の推進③

議会の主権者教育に係る好事例の横展開

- 本会では、平成13(2001)年以降、都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行う「都道府県議会議員研究交流大会」を毎年開催。また、総務省でも、平成25(2013)年以降、「地方議会活性化シンポジウム」を毎年(平成29(2017)年を除く)開催しており三議長会も共催している。本年の都道府県議会議員研究交流大会では富山県議会及び奈良県議会が、また、地方議会活性化シンポジウムでは群馬県議会が、若者の政治への関心を高める取組に係る事例発表を行った。
- また、三議長会事務局で議会展の「出前講座」や「模擬議会」の取組に係る事例集として取りまとめ(都道府県・市町村合わせて20件程度の取組を掲載する想定)、三議長会HPに掲載するとともに、各議会に提供する予定

本会「第23回都道府県議会議員研究交流大会」開催概要

- 開催日：令和5年11月14日(火) 10時45分～
- 開催方法：対面とオンラインのハイブリッド方式
※会場：都市センターホテル(東京都千代田区)
- 日程：

時間	内容
10:45～10:50	主催者挨拶
10:50～12:20 (90分)	基調講演 「今こそ主権者教育を」 講師 与良 正男 毎日新聞社客員編集委員
13:20～15:00 (100分)	第1分科会「主権者教育の促進」 コーディネイター 黒崎 洋介 横浜瀬谷高等学校教諭 パネリスト 山本 徹 富山県議会議長(本会会長) 池田 慎久 奈良県議会副議長
15:20～17:00 (100分)	第2分科会「デジタルツールの活用による住民との信頼関係の構築」 コーディネイター 河村 和徳 東北大学大学院准教授 アドバイザー 高 寛圭 大邱大学招聘教授 パネリスト 金澤 克仁 茨城県取手市議会議長 勸場 永子 株式会社 電通 ハブリック・アカウント・センター社会創発室 チーフ・プロデューサー

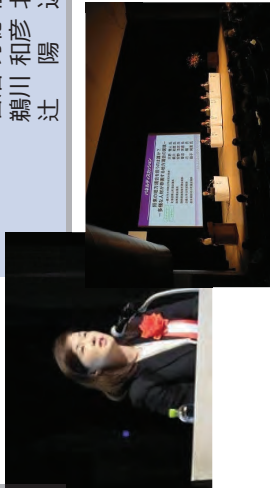


大会の様相

総務省「地方議会活性化シンポジウム2023」開催概要

- 主催：総務省 共催：三議長会
- 開催日：令和5年11月13日(月) 14時～ ※議員研究交流大会の前日
- 会場：イイノホール(東京都千代田区)
※「YouTube Live」にてライブ配信
- テーマ：将来の地方議会を担うのは誰か？
-多様な人材が参画する地方議会の実現-
- 日程：

時間	内容
14:00～14:05	主催者挨拶
14:05～15:05 (60分)	基調講演 谷口 尚子 慶應義塾大学大学院教授
15:20～17:00 (100分)	パネルディスカッション コーディネイター 只野 雅人 一橋大学大学院教授 パネリスト 狩野 浩志 群馬県議会基本条例推進委員会 委員長 菅沼 芳徳 静岡県御殿場市議会議長 鵜川 和彦 北海道栗山町議会議長 辻 陽 近畿大学法学部教授(ほか)



シンポジウムの模様

都道府県議会における主権者教育の主な取組

- 投票率の低さに見られるように若者の地方議会に対する関心の低さや議員のなり手不足が問題となっている。
- このような状況を踏まえ、**ほぼ全ての都道府県議会（約94%）において、若者の議会に対する関心を高め、主権者としての政治参加意識の醸成を図ること等を目的して、以下のような取組が行われている。**

① 出前講座

- 議員が学校等を訪問し、若者に議会の役割や仕組みを教えるとともに、意見交換等を行うもの
- ▼大阪府議会「出前授業」
若者に関係する条例の紹介などを行うとともに、政治に対する参加意識向上を図るため模擬投票体験を実施
- ▼沖縄県議会「高校出前講座」
議員が生徒から質問を受けるとともに、生徒が設定したテーマについて意見交換し、情報（陳情）書の作成を体験



② 模擬議会

- 若者に議場等で地域課題の解決に向けた提言をしてもらい、若者の意見を行政に反映する機会とするもの
- ▼神奈川県議会
「ハイスクール議会」
参加高校生で各委員会を構成して議論を行い、知事に直接問題提起・政策提言
- ▼福井県議会「高校生議会」
高校生が執行部と質疑を行った上で提言書を作成し、執行部に提出。その後、議場で提言書を発表



③ 若者向けの議会広報

- ▼東京都議会
都議会HPに小中学生を対象にアニメやクイズを用いて議会の役割を教える「キッズページ」を創設



④ 大学との連携

- ▼宮崎県議会
学生を県議会事務局に派遣し、委員会の補助業務や議会広報に対する若者目線の改善提案等の体験を通じて県議会の役割を学んでもらうとともに、大学で県議会と共同した授業を実施



⑤ 議場見学

- ▼北海道議会
小中高生の修学旅行に係る議場見学において、議会の歴史・意義等を説明



（北嶺中・高等学校HPより）

富山県（会長県）議会における主権者教育の取組

- 平成30（2018）年度、富山県議会「議会改革推進会議」において、今後の議会活動の広報について検討する「広報編集委員会」の設置を決定し、令和元年7月設置後主権者教育の企画・運営や議会広報紙の発行など、様々な活動を展開

高校生への「出前講座」

- 県議会議員が自ら高等学校に出向き、新たに選挙権を有することとなる高校生に対し、主権者教育を目的とした「出前講座」を実施
- 派遣する議員は超党派の議員で構成し、1クラス1名から2名の議員が担当
- 「役所及び議会・議員の仕事について」、「税金の種類及び使い道について」等をテーマに議員と対話形式で進行

▼出前講座の様子（南砺平高校） ▼出前講座前後のアンケート結果比較（高岡向陵高等学校）



▲南砺平高校における「出前講座」の様子 (Youtube)

質問・回答	事前 (135名)	事後 (131名)
01 政治や社会問題に関心があるか		
関心がある・少しある	50%	80%
あまりない・全然ない	50%	20%
02 政治家に対してどのようなイメージを持っているか (複数回答可)		
住民のために頑張っている	43件	84件
どんな活動をしているのかわからない	49件	21件
住民の声がかなかとどかない	22件	9件
03 18歳になって初めての選挙、投票に行くか		
投票に行く・たぶん行く	56%	76%
投票に行かない・たぶん行かない	21%	11%
わからない	23%	10%

「TOYAMAジャーナル」の発行

- 県内全ての高等学校、特別支援学校の生徒、教員に配布 (発行部数：5万部)
- 新たに選挙権を持つ18歳の若者をはじめ、県民の皆さんに議会の活動や議員の仕事について興味・関心を持ってもらえるよう、親しみやすいデザイン・内容
- 冊子のほか、議会ホームページやSNS等を活用したブッシュ型広告でデジタルブックでも閲覧可能

▼VOL.3（最新号）



▼各議員の紹介ページ



◀TOYAMA ジャーナル デジタルブック QR

多様な人材の参画に向けた議会のデジタル化

デジタル社会における地方議会と住民との関係の再構築に向けて（概要）①

令和5年4月21日 都道府県議会デジタル化専門委員会

報告書

① 議会のデジタル化推進に係る基本的な考え方に係る報告書

（令和3年6月）

【ポイント】

- ・議会のデジタル化の大きな目的は、行政の高度化に対応しつつ、平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮し、住民とのコミュニケーションを確保すること
- ・デジタル・インクルージョン（デジタル化により、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人を包摂すること）の視点をもち、根拠・データに基づく政策提案や政策評価を意識することが重要

② 委員会のオンライン開会による意義や留意すべき事項に関する報告書（令和4年4月）

【オンライン開会の意義】

- ・コロナ禍や災害時などにおいても、審議を実質的に深める場である委員会を開会できるようになる
- ・育児、介護等の理由により委員会審査に出席したくてもできない議員が委員会に出席できるようになる

<デジタル化推進本部>

本部長	小西 隆紀	兵庫県議会議長
副本部長	中屋敷慎一	埼玉県議会議長
	渡辺 義信	福島県議会議長
	前野 和美	三重県議会議長
	溝口 幸治	熊本県議会議長
専門員	河村 和徳	東北大学大学院情報科学研究科准教授

<デジタル化専門委員会>

座長	河村 和徳	東北大学大学院情報科学研究科准教授
	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
	谷口 尚子	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
	廣川 聡美	関東学院大学法学部客員教授
	湯淺 壺道	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

※本部・専門委員会は令和5年4月21日現在

③ DCを議会が活用するにあたっての意義や留意点に係る報告書（令和5年4月）

【ポイント】

- ・若年層を中心に情報入手をデジタルツールに頼る住民が増え、情報発信や意見の把握、意見交換にDCを取り入れることが必要
- ・遠隔地の住民などとの双方向の議論や即時の情報伝達ができることなど、DCの利点を生かして、これまでつながらなかった住民を含め幅広い人々の参画を進め、議会と住民がともに歩む地方自治を目指す
- ・デジタル技術を活用して、効率化や経費削減だけでなく、多様な住民の参画など不変の改革を進め、議会への信頼性の向上を図る

※DC：デジタル・コミュニケーション（パソコンやスマートフォン等を用いてオンライン上で行われるコミュニケーション）

<構成>

はじめに

- 1 地方議会の役割と住民との関係
- 2 地方議会がDCに取り組み必要性・背景
- 3 都道府県議会における住民への情報提供等の現状
- 4 地方議会におけるDC活用の意義
- 5 DCの活用にあたっての留意事項
- 6 議会のデジタル化とDCの推進
- 7 韓国の広域市・道議会の取組
おわりに

※韓国の広域市・道議会は日本の都道府県議会に相当

デジタル社会における地方議会と住民との関係の再構築に向けて（概要）②

令和5年4月21日 都道府県議会デジタル化専門委員会

地方議会の役割

- 持続可能な個性豊かな地域社会を形成していくためには、**地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要**
- コミュニティ組織やNPO、企業等の**多様な主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要であり、これらの多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要**

※第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日）（以下「地制調査申」という。）

地方自治法の改正

- 地制調査申では、これらの地方議会の役割の重要性が改めて認識されるよう、地方議会の位置付け、議員の職務等を地方自治法に規定することも考えられるとした
- これを踏まえ、政府は、令和5年3月3日、地方議会の活性化等を図るため、地方自治法第89条を改正すること等を内容とする「地方自治法の一部を改正する法律案」を第211回通常国会に提出

地方議会と住民自治

- 議会は、住民自身の権利として、また、住民自身の責任において**団体の運営を行うという住民自治の根幹**をなす存在
- 住民の関心と注視と責任の下で、議会が役割を發揮していくことが望まれる。デジタル技術は、そのための効果的な手法になり得る。**議会運営の合理化や利便性の向上のため**に導入するにとどまらず、**多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するよう積極的に活用される**ことが期待

※地制調査申

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

- ② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- ③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

※ 下線部が改正部分（新たに条文として追加される部分）

地方議会と住民とのコミュニケーションのあり方

- 住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすため、**議員は、選挙時に限らず、常に住民とコミュニケーションをとりながら活動**していくことが必要
- 議会から住民とのコミュニケーションは、①議会から住民へのわかりやすい**情報提供**、②議会と住民との（双方向の）**コミュニケーション**（住民からの意見聴取を含む）、③議会と住民が協働する（ともに歩む）の段階で**進化**

参考

第2回「多様な人材が輝く議会のための懇談会」資料



全国都道府県議会議長会

目 次

- 都道府県議会議員の選挙区制度（合区）・・・・・・・・・・・・・ 3
- 厚生年金への地方議会議員の加入について・・・・・・・・・・・・・ 9
- 主権者教育の推進・・・・・・・・・・・・・ 15
- 政治分野における男女共同参画・・・・・・・・・・・・・ 22
- 立候補環境の整備・・・・・・・・・・・・・ 25
- 女性・若者等に対する障壁の除去
（会議規則における育児・介護等の取扱の明確化
／議会活動における旧姓使用）・・・・・・・・・・・・・ 29

都道府県議会議員の選挙区制度（合区）

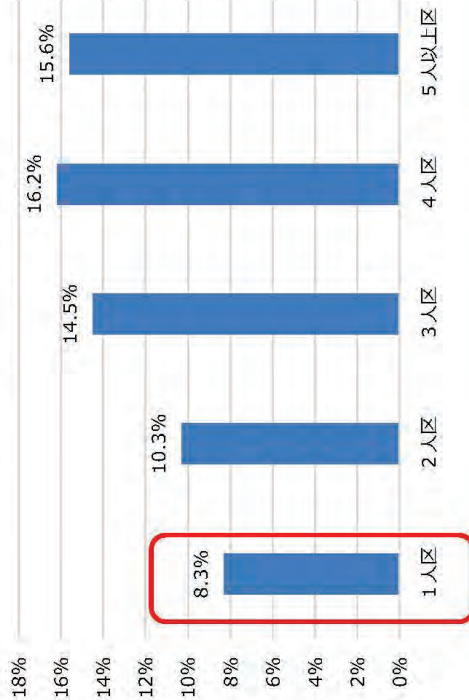
都道府県議会議員の選挙区制度（合区）①

1. 議会についての現状認識と課題

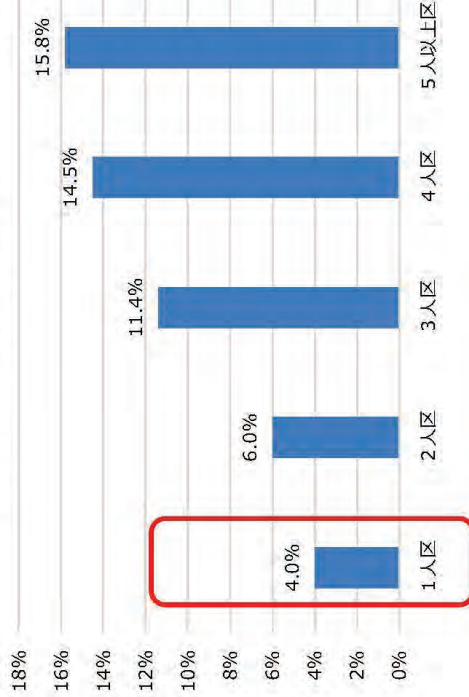
平成31年統一地方選挙 立候補者・当選者に占める女性の割合（都道府県）

- 平成31年統一地方選挙（都道府県議会議員選挙）における立候補者・当選者に占める女性の割合は以下のとおり。
- 1人区をはじめ、定数が少ない選挙区において女性の割合が小さい傾向が見られる。

立候補者に占める女性の割合



当選者に占める女性の割合



選挙区種別	立候補者数		当選者数（括弧内は無投票当選者数）	
	全体	女性	全体	女性
1人区	569	47	372	15 (2)
2人区	824	85	600	36 (8)
3人区	504	73	378	43 (8)
4人区	333	54	248	36 (2)
5人以上区	832	130	679	107 (4)
合計	3,062	2,673	2,277	237 (24)
			全体	女性の割合
			372	8.3%
			600	10.3%
			378	14.5%
			248	16.2%
			679	15.6%
			2,277	12.7%
			15	4.0%
			36	6.0%
			43	11.4%
			36	14.5%
			107	15.8%
			237	10.4%

（第33次地方制度調査会第8回専門小委員会 資料2「地方議会の課題に係る対応等について（関係資料）」より引用）

都道府県議会議員の選挙区制度（合区）②

①現在の選挙区設定について（平成25年公職選挙法改正）

◆都道府県議会議員の選挙区は、明治11年の府県会規則以来、郡市の区域によることとされていたが、大正10年の「郡制廃止に関する法律」により郡制が廃止された結果、「郡」には行政単位の実質はなく、さらに合併の進行によって地域代表の単位としての郡の存在意義は大きく変化していることから、右表の内容を基本とする改正公職選挙法案が議員立法により提出され、平成25年12月4日に成立した。

改正後	改正前
都道府県の議会の議員の選挙区は、 ①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。	都道府県議会議員の選挙区は、 郡市の区域による。

②市と市の合区のルールについて

- ◆配当基数が1以上である市は、原則として単独で選挙区を構成
 - ◆ただし、配当基数が0.5未満の市は、隣接する市と合区しなければならない（強制合区）。
 - ◆配当基数が0.5以上1未満の市は、隣接する市と合区できる（任意合区）。
- ※ここでは町村との合区は考慮しない

【配当基数について】

- ・「配当基数」：当該区域の人口／議員1人当たりの人口
- ・「議員1人当たりの人口」：
 （都道府）県の人口／議員の定数

（参考）徳島県鳴門市の配当基数を計算する場合
 ○徳島県の人口：719,559人（令和2年国勢調査人口）
 ○徳島県の議員定数：38人
 ○徳島県の議員1人当たり人口（※）：18,936人
 ※徳島県の人口／議員定数
 （719,559 ÷ 38 ≒ 18,936）

○鳴門市の人口：54,622人（令和2年国勢調査人口）
 ◎鳴門市の配当基数（※）：2.885
 ※鳴門市の人口／徳島県の議員1人当たり人口
 （54,622 ÷ 18,936 ≒ 2.885）

(1) 配当基数が1以上である市は、原則として単独で選挙区を構成

A市 1.2	B市 1.5	合区できない
-----------	-----------	--------

(2) 配当基数が0.5未満の市は、隣接する市と合区しなければならぬ（強制合区）。

A市 0.4	B市 1.5	合区しなければならぬ
-----------	-----------	------------

(3) 配当基数が0.5以上1未満の市は、隣接する市と合区できる（任意合区）。

A市 0.7	B市 1.5	合区できる
-----------	-----------	-------

5

都道府県議会議員の選挙区制度（合区）③

③平成25年の公職選挙法改正までの経緯

日程	内容
平成21年10月	本会の第134回定例総会で、都道府県議会議員の選挙区について、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを求める「公職選挙法の改正を求める緊急要請」（右図④）を決定
22年5月	本会が、全国的なルールとして想定している事項などを取りまとめた「公職選挙法改正に対する本会の考え方について」（次頁⑤）を原口一博総務大臣に提出
11月	本会長から各都道府県議会議長あてに、「意見書の議決」及び「地元選出国会議員への要請」を文書で依頼
23年2月	自民党総務部会「地方議会の機能強化に関するP T」（以下「自民党P T」という。）が設置され、本会長が公職選挙法の改正について要請
24年7月	自民党選挙制度調査会・総務部会合同会議が開催され、「公職選挙法改正案」について村田吉隆選挙制度調査会長に対応を一任
8月	自民党及び公明党が、第180回通常国会に「公職選挙法改正案」を提出
11月	衆議院解散により審査未了・廃案
25年6月	自民党及び公明党が、第183回通常国会に「公職選挙法改正案」を再提出
12月	第185回臨時国会で「公職選挙法改正案」が成立

④「公職選挙法の改正を求める緊急要請」

公職選挙法の改正を求める緊急要請

都道府県議会議員の選挙制度は、明治11年の府県会規則以来、一貫して郡市という歴史的行政単位が選挙区とされており、郡市の地域代表という性格を強く有している点に特徴がある。

しかしながら、大正10年の「郡制廃止に関する法律」によって郡制が廃止された結果、現在「郡」には行政単位の実質はなく、さらに合併の進行によって地域代表の単位としての郡の存在意義は大きく変化している。

第29次地方制度調査会の答申では、議員定数の法定上限を撤廃し各地方公共団体の自主性に委ねることにより議会制度の自由度を高めるとされた。さらに、自由度を高めるとともに地域間格差を是正する観点からは、都道府県議会議員の選挙区の設定も全国一律の基準とするのではなく、地域代表と人口比例を調和させながら地域の実情に応じて自主的に選挙区を設定できることとすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることが喫緊の課題となっている。

よって、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第15条)を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを強く要請する。

平成21年10月27日

全国都道府県議会議長会

都道府県議会議員の選挙区制度（合区）④

⑤ 「公職選挙法改正に対する本会の考え方について」

公職選挙法改正に対する本会の考え方について

平成 22 年 5 月 19 日
全国都道府県議会議員会

本会が、平成 21 年 10 月 27 日開催の第 134 回定例総会で決定した「公職選挙法の改正を求め緊急要請」では、「全国的なルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにする」ことを求めている。
緊急要請が求めているのは、選挙区の設定について議会の自由度を高めることであるが、恣意的な選挙区設定ではなく、一定の全国的なルールを踏まえることとしている。
本会が想定している全国的なルールは、次のとおりである。

【全国的なルールとして想定している事項】

- 選挙区の設定は、市町村(政令市の区を含む)を基準とする。現行制度における任意合区の制度は廃止し、配当基数に拘わらず合区を可能とすることにより、広域選挙区の設定も可能とする。
- 選挙区の設定にあたっては、当該選挙区の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数を超えるようにする。
- 選挙区の設定(合区)にあたっては、現行制度における選挙区割り(特に北海道、東京都における支庁の枠組み)、地勢、歴史的経緯などを踏まえ、合理性を判断したうえで決定するものとする。飛び地を同一選挙区とすることも、合理性の範囲において可能とする。

【公職選挙法改正にあたって配慮していただきたい事項】

- 定数配分にあたって人口比例を基礎とすることは当然であるが、地域代表を確保するため、人口以外の要素も総合的に考慮できる仕組みの実現についても、検討・配慮されたい。
- 特別選挙区の存廃については、現在(又は今後)特別選挙区を抱える当該団体の意向を十分配慮されたい。
- 各都道府県における周知・準備のために、改正法の適用までの十分な期間を設定するとともに、適用は早くとも平成 27 年統一地方選挙からとされたい。

⑥ 本会の決議（令和 2 年 5 月 27 日、同年 7 月 14 日）

◆市と市の合区が弾力的にできるようにすることについては、本会では、有識者で構成する都道府県議会制度研究会（座長：中野章明治大学名誉教授）の提言を受け、次のとおり決議

※令和2年5月27日、同年7月14日の2回決議

今後の地方議会・議員のあり方に関する決議
-地方議会が直面する喫緊の課題への対応-
(略)

地方議会が直面する喫緊の課題について検討するため、本会は、令和元年5月、有識者を委員とする「都道府県議会制度研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、令和2年3月、23の提言事項を内容とする報告書を取りまとめた。本会は、研究会から提出された報告書等を踏まえ、喫緊の課題への対応として、以下の事項を決議し、早急に実現すること強く求める。

- 1 議会・議員のあり方 (略)
- 2 議会審議のあり方等 (略)
- 3 立候補環境の改善
(1) 市と市の合区が弾力的にできるようにすること【公職選挙法改正事項】

道府県議会議員選挙においては、無投票当選者数の割合が増加しており、とりわけ1人区において顕著である。このため、1人区を解消できるようにするための方策として、選挙区の設定は現行どおり市町村(指定都市の区を含む。)を単位とした上で、条例により、市と市の合区が弾力的にできるようにすること。

- (2) ~ (4) (略)
- 4 議会・議員活動への支援等 (略)

以上、決議する。
令和2年5月27日

全国都道府県議会議員会

都道府県議会議員の選挙区制度（合区）⑤

【参考】公職選挙法

○公職選挙法

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

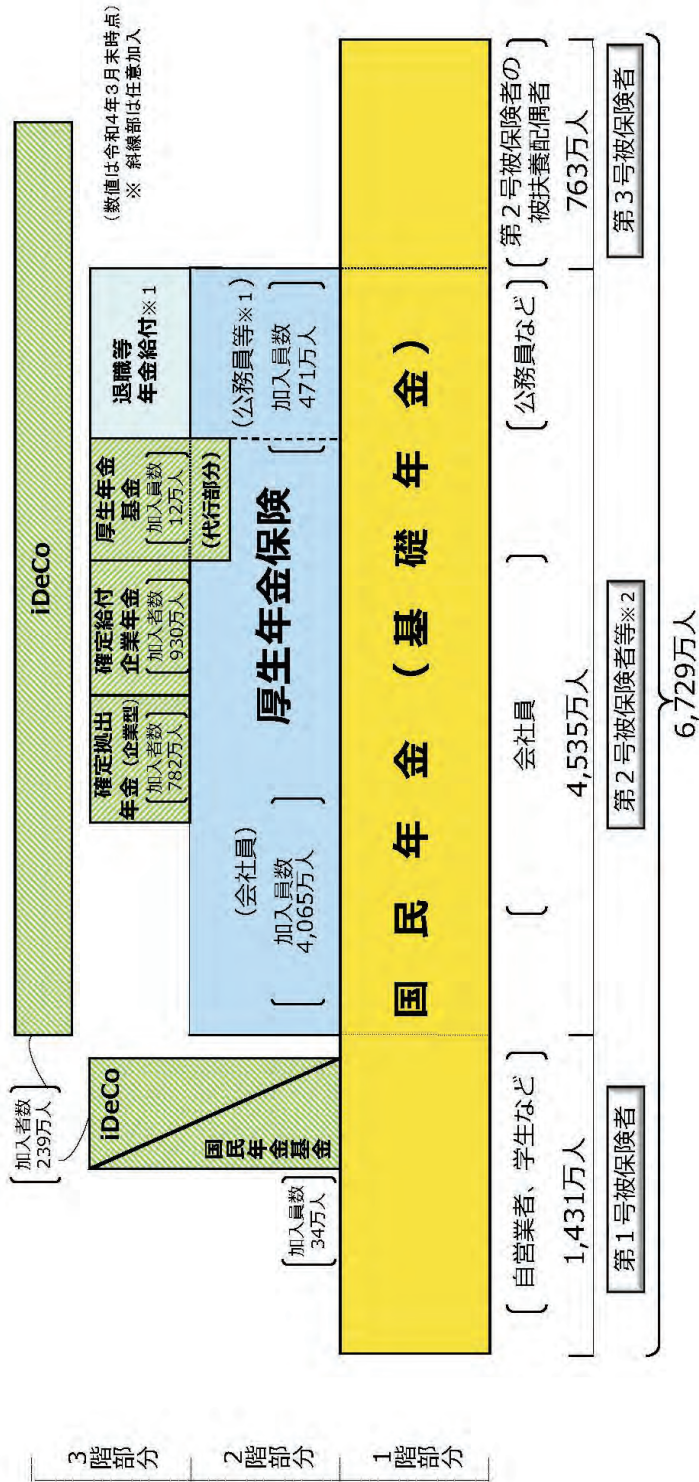
- 15 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。
- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の議会の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

厚生年金への地方議会議員の加入について

公的年金制度について

年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。

ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことという（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

(厚生労働省年金局「年金制度基礎資料集」(2023年10月)より引用)¹⁰

厚生年金への地方議会議員の加入について

①これまでの主な経緯

日程	内容
平成23年6月	地方議会議員年金制度が廃止
27年2月	自民党総務部会の中に「地方議会議員年金検討プロジェクトチーム」（座長：伊藤忠彦衆議院議員）を設置
28年7月	本会の第154回定例総会で、地方議会議員の被用者年金制度加入（厚生年金への加入）についての決議を決定し、国に要請 ※以降、令和2年10月まで定例総会ごとに同内容の決議（計9回）を決定し国に要請
9月	役員会を開催し、「地方議会議員の厚生年金加入に向けた活動方針」を決定し、各都道府県議会に通知。 方針には、本年9月から10月を目的に意見書（※②参照）を提出する等記載
29年12月	大阪府議会が、地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書を可決※令和元年10月も同内容の意見書を可決
30年4月	自民党総務部会「地方議会議員年金検討PT」で、地方議会議員の厚生年金加入に係る改正法案について協議し、総務部会長、PT座長に対応一任
同	自民党総務部会で、地方議会議員の厚生年金加入に係る改正法案について協議したが、党内で反対意見があり、部長一任を取り付けられず。 ※以降、改正法案についての議論は再開されず。
令和元年11月	市議長会が中心となり三議長会で「厚生年金への地方議会議員の加入を求める全国大会」を開催し要請活動 ※令和2～4年度は、地方議会の役割等を明確化する地方自治法改正の実現をメインテーマとした三議長会大会を開催し要請活動（令和2、3年度は厚生年金への加入も決議事項の一つとして盛り込み）

※②地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙では、道府県議会議員選挙の平均投票率が過去最低となったほか、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が大きき問題となった。

こうした中、選挙権年齢の引下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、サラリーマンの議員立候補が行われやすいように、年金制度を時代に相応しいものとするのが、人材の確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
○○○議長 ○○○○

平成28年 月 日

③意見書の可決・採択状況

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

○都道府県議会 (33/47) **70.2%** (令和5年1月23日現在)

○市区議会 (382/815) **46.9%** (令和5年10月31日現在)

地方議会議員の年金制度に関する意見書の採択状況

○町村議会 (706/926) **76.2%** (令和5年2月6日現在) 11

厚生年金の現行制度

「被用者」のみが70歳になるまで加入できる制度であり、**個人事業主本人は対象外**となっている。
加入要件は、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上となっている。

強制適用事業所

- 国、地方公共団体又は法人事業所(代表者含む)
- 常時5人以上の従業員を抱える法定17業種の個人事業所

【法定17業種】

①物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業、②土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業、③鉱物の採掘又は採取の事業、④電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業、⑤貨物又は旅客の運送の事業、⑥貨物積みおろしの事業、⑦焼却、清掃又はと殺の事業、⑧物の販売又は配給の事業、⑨金融又は保険の事業、⑩物の保管又は賃貸の事業、⑪媒介周旋の事業、⑫集金、案内又は広告の事業、⑬教育、研究又は調査の事業、⑭疾病の治療、助産その他医療の事業、⑮通信又は報道の事業、⑯社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業、⑰※弁護士、税理士、社会保険労務士等の**土業の個人事業所**

※令和4年10月から5人以上の従業員を抱える土業の個人事業所(弁護士、税理士、社会保険労務士等の事務所)が法定16業種に追加。

任意適用事業所

- 法定17業種以外の農業や漁業、旅館や飲食店などを営む個人事業所で、半数以上の従業員が加入に同意した場合に適用となった事務所

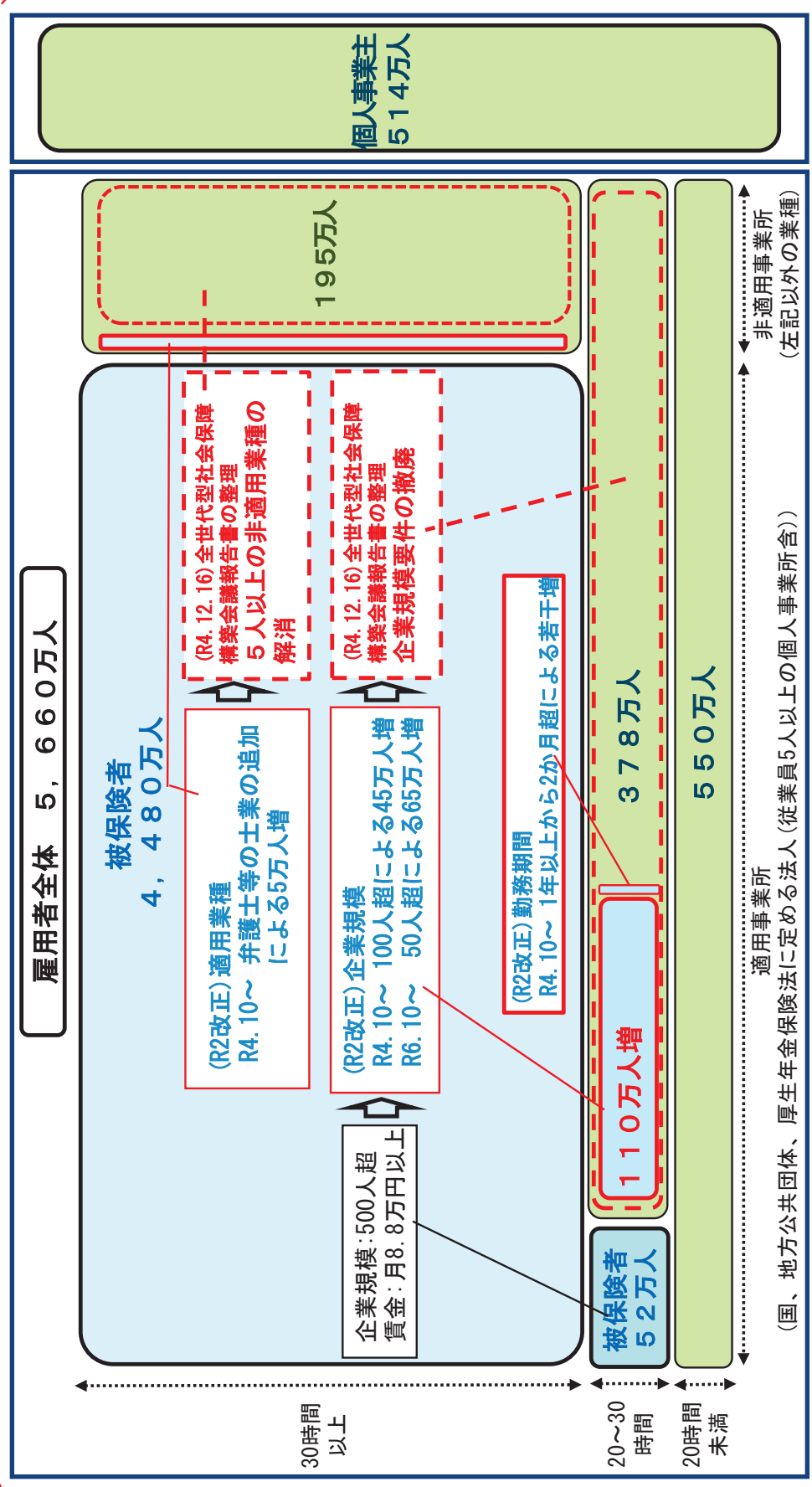
これまでの厚生年金の適用拡大の動き(短時間労働者)



(厚生労働省 社会保障審議会(年金部会)の資料を基に作成) 12

厚生年金保険の適用拡大の動向

(R4.12.16) 全世代型社会保障構築会議報告書
 フリーランスなどの社会保険の適用のあり方の整理
 ① 被用者性が認められる労働者は適用を検討
 ② ①以外の者は、諸外国の例など参考として検討



(厚生労働省「2019(令和元)年財政検証結果レポート」を基に作成、「個人事業主514万人」は総務省統計局「労働力調査2022年平均」より引用)

(参考)

全世代型社会保障構築会議報告書概要(年金部分)

令和4年12月16日、「全世代型社会保障構築会議(座長：清家篤 日本赤十字社社長・慶應義塾学事顧問)」が、「**勤労者皆保険の実現に向けた取り組み**」の提言を取りまとめ、同構築本部(本部長：岸田内閣総理大臣)に提出。岸田内閣総理大臣が同報告書に基づき、課題克服のための取組を着実に進めるよう、担当大臣に指示。

現在、厚生労働省の「社会保障審議会(年金部会)」において、被用者保険の適用拡大の次期法改正に向け検討開始。

今後の改革の工程

(次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目)

実施すべき項目

○短時間労働者(週20時間以上)への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃)

- ・勤め先の企業の規模によって被用者保険の適用に違いが生まれる状況の解消を早急に図るべき。

【令和2年法改正に基づく適用拡大】

企業規模要件 賃金月額88,000円以上、500人超から
(R4.10月から)・常時100人超の事業所

⇓

(R6.10月から)・常時50人超の事業所

○常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消

- ・被用者保険の強制適用の有無が異なる状況の解消を早急に図るべき。

【令和2年法改正に基づく適用拡大】

(R4.10月から)
弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務所
を取り扱う士業を適用業種に追加

検討すべき項目

○週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大

- ・週労働時間20時間未満の短時間労働者についても、中立的な被用者保険を提供する観点から適用拡大を図ることが適当と考えられることから、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべき。
- ・5人未満の個人事業所についても、被用者保険の適用を図る道筋を検討すべき。

○フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

- ・「被用者性」が認められる現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、被用者保険の適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべき。
- ・「労働者性」が認められない方々については、実態や諸外国の例なども参考としつつ、被用者保険の適用を図ることについて引き続き、検討を深めるべき。

(令和4年12月16日、「全世代型社会保障構築会議報告書」を基に作成)

主権者教育の推進

主権者教育の推進に係る取組方針（令和5年8月24日・三議長会会長申し合せ）

趣旨

- 地方自治法の改正により、地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことを踏まえ、地方議会に対する理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すために、主権者教育を国民運動的に進めることを目的として、次の通り取り組む。

三議長会共同の取組

国への主権者教育の取組の推進に係る要請

- 三議長会連名で総務省・文部科学省等に予算化や主権者教育のさらなる実施、議長会の事業に対する支援等を要請

主権者教育用の学習教材の作成

- 主権者教育に供することを目的として、議会の役割及び議員の職務等を分かりやすく説明した学習教材（リーフレット）を三議長会で作成

議会の主権者教育に係る好事例の横展開

- 主権者教育をテーマにした出前講座、模擬議会等の好事例を各議会に情報提供するとともに、積極的な実施を要請

学校関係全国団体への主権者教育の取組の推進に係る協力要請

- 三議長会で学校関係全国団体（校長会、教育委員会、私学連盟）に地方自治法改正を踏まえた主権者教育の一層の推進について説明及び協力要請を行うとともに、傘下団体への周知を要請

本会の取組

- 教科書会社等に対する法改正等の説明と教科書への反映の依頼
- 主権者教育をテーマに研究交流大会を開催
- その他必要な事業を実施

＜参考＞

総務省「主権者教育優良事例普及推進事業」

更なる主権者教育の推進を目的に、都道府県・市区町村選挙管理委員会が実施する主権者の発達段階に応じた取組、地域の機関の協力による長期的計画の策定、出前授業等における部局横断的・広域的・組織横断的な取組等について、その手法や効果を他の選挙管理委員会等に周知・普及することにより、全国的な主権者教育の充実に繋げていく取組を行う。

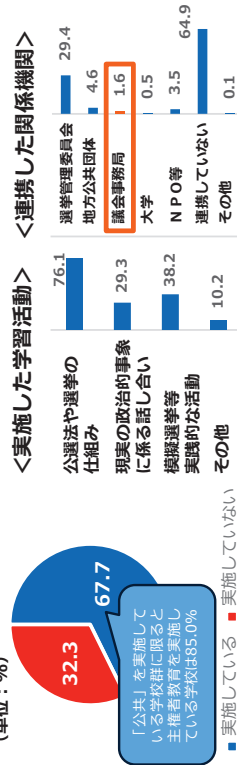
令和6年度予算案（令和5年度予算と同額）	
予算額	400万円
補助額	10～100万円 （1件あたり）

令和5年度採択事業（1件）
鳥取県－投票率低下防止等
に向けた政治参画のあり方
に係る研究

（総務省資料等を基に作成）

令和4年度高等学校第1学年の生徒に対する主権者教育の実施状況
（令和4年12月～令和5年3月 文部科学省調査）

①実施状況（n=1,306校） ②実施内容（複数回答可）
（単位：％）



（文部科学省資料を基に作成）

三議長会会長による総務大臣及び文部科学大臣等に対する主権者教育の推進に係る要請活動

日程

令和5年12月21日

要請者

- 全国都道府県議会議長会
山本 徹 会長（富山県議会議長会）
- 全国市議会議長会
坊 恭寿 会長（神戸市会議長）
- 全国町村議会議長会
渡部 孝樹 会長（北海道厚真町議会議長）

要請先

- 総務省 松本 剛明 総務大臣
- 文部科学省 盛山 正仁 文部科学大臣
- 自由民主党・地方議会の課題に関するPT
石田 真敏 座長
橘 慶一郎 幹事長
あかま 二郎 事務局長【議員会館事務所に持参】



◀右から2人目が
松本総務大臣



◀左から2人目が
盛山文部科学大臣

地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた 主権者教育の推進に関する決議 (令和5年12月21日・三議長会)

(略)

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、将来の地方自治を担うこどもたちに、住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進するため、次の事項を早急に実現するよう求める。

決議事項

- 一、議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「地方議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したものとすること。
- 一、いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

要請活動における政府の主な反応

総務省

- ・主権者教育を議会が先頭に立ってやっていくことは重要
- ・文部科学省と連携して取り組んでいく必要がある。
- ・主権者教育を通じ、議会が頑張っている様子を伝えていただくことは政治家のためにもなるが、最終的には国民の皆さんが、議会が社会をよくしていくためのものだということとを理解してもらえらるものだと思います。
- ・我々も一生懸命サポートしていく。

文部科学省

- ・成人年齢も18歳となり、自分たちの将来に関わる議会、政治というものの仕組みを理解していただくことが重要となる。
- ・高校生向けの主権者教育の補助教材や、事例集を作成している。総務省とも連携しながら、三議長会とともに、主権者教育の推進について取り組んでいきたい。
- ・議員自らが、議会や議員の役割や活動をお伝えになることは、とても良いことである。

議会の主権者教育に係る好事例の横展開

議会の主権者教育に係る好事例の横展開

出前講座や模擬議会の取組に係る事例集の作成

- 三議長会で議会主催の出前講座や模擬議会の取組について現地取材を含む調査を行い、令和6年夏を目途に事例集として取りまとめ、三議長会HPに掲載するとともに、各議会に提供予定（事例集イメージ：20頁）

都道府県議会議員研究交流大会等における事例発表

- 本会主催「都道府県議会議員研究交流大会」では富山県議会及び奈良県議会が、また、総務省主催「地方議会活性化シンポジウム」では群馬県議会が、若者の政治への関心を高める取組等に係る事例を発表

本会「第23回都道府県議会議員研究交流大会」開催概要

- 開催日：令和5年11月14日（火）

時間	内容
10:45～10:50	主催者挨拶
10:50～12:20 (90分)	基調講演 「今こそ主権者教育を」 講師 与良 正男 毎日新聞社客員編集委員
13:20～15:00 (100分)	第1分科会「主権者教育の促進」 コーディネーター 黒崎 洋介 横浜瀬谷高等学校教諭 パネリスト 山本 徹 富山県議会議長（本会会長） 池田 慎久 奈良県議会議長
15:20～17:00 (100分)	第2分科会「デジタルツールの活用による住民との信頼関係の構築」 コーディネーター 河村 和徳 東北大学大学院准教授 アドバイザー 高 選圭 大邱大学招聘教授 パネリスト 金澤 克仁 茨城県取手市議会議長 勤場 永子 株式会社 電通 パブリック・アカワント・センター 社会創発室 チーフ・プロデューサー



【録画配信URL】
<https://bit.ly/3RA0M6H>
(Bitlyにより短縮したURL)

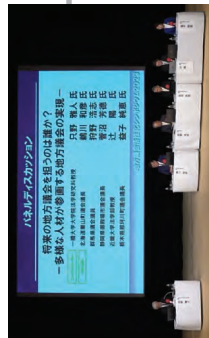


▲第1分科会の模様

総務省「地方議会活性化シンポジウム2023」開催概要

- 主催：総務省 共催：三議長会
- 開催日：令和5年11月13日（月）
- テーマ：将来の地方議会を担うのは誰か？
－多様な人材が参画する地方議会の実現－

時間	内容
14:00～14:05	主催者挨拶
14:05～15:05 (60分)	基調講演 谷口 尚子 慶應義塾大学大学院教授 パネルディスカッション コーディネーター 只野 雅人 一橋大学大学院教授 パネリスト 狩野 浩志 群馬県議会議長 (群馬県議会基本条例推進委員会委員長)
15:20～17:00 (100分)	菅沼 芳徳 静岡県御殿場市議会議長 鶴川 和彦 北海道栗山町議会議長 辻 陽 近畿大学法学部教授 (ほか)



【録画配信URL】
<https://www.youtube.com/@user-yi4qq8vj1u>



▲パネルディスカッションの模様



大阪府議会出前授業（事例集イメージ）

議会データ(令和5年7月)	近畿地方
議員定数: 79名 現議員数: 79名(男性66名、女性13名) 事務局職員数: 60名 議会費: 2,699,206(単位:千円)▶	



ポイント

- ◎ 府内の高校等を広報委員会正副委員長等4名が訪問
- ◎ 授業では議員が議会の役割等を説明した後、生徒との意見交換等を実施
- ◎ 授業内容は学校ごとの状況や希望等を考慮し判断

出前授業をはじめたきっかけ

- 平成28年6月からの選挙権年齢引き下げを踏まえ、大阪府内の高校生等に政治への関心や政治参加意識を高めてもらうため、平成28年5月から実施

開催に向けた準備

議会における実施に向けた検討

- 平成27年12月に議会運営委員会理事会で検討を開始し、平成28年3月に同理事会で実施を決定

学校の選定方法

- 毎年度、府教育庁を通じて取組の周知とともに申込を募り、原則申込順で学校を選定（対象学年は学校が決定）

参加議員数等

- 広報委員会正副委員長及び委員（複数会派で構成）計4名
※ 学校所在地の選挙区選出議員以外から選定

学校との事前打合せ

- 職員が学校に出向き、出前授業の趣旨や希望テーマを聴取するとともに、事前学習の実施等を依頼

報道発表

- 原則、開催一週間前に開催概要等の報道資料を大阪府政記者会に提供（取材申込があれば対応）

開催内容（令和5年第3回の例）

日時	令和5年12月22日（金）	13：30～15：30
場所	大阪府立水都国際中学校・高等学校	
参加者	中学1年～高校3年生52名、大阪府議会議員4名（ほか）	
日程	13:30 校長開会あいさつ・議員紹介 13:35 3名の議員による講義 ①大阪府議会の役割と仕組み ②生徒のみなさんに関する条例の紹介 （インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例） ③政治に関心を持つことや政治参加の重要性 13:50 生徒からの政策提案 （20名の生徒が4グループ（G）を編成し各G発表の後、議員がコメント） （休憩） 14:45 意見交換（生徒から議員への質問・議員から生徒への質問） 15:25 生徒代表あいさつ・広報委員長閉会あいさつ	

工夫点・留意点

学校の実情に応じた授業の実施

- 議会活動や政治への理解が深まるよう、学校ごととの状況に応じて授業内容や進め方を丁寧に調整

政治的中立性の確保

- 参加議員に対し、事前に所属政党・会派の主張を出さず、政治的中立性を確保しながら対応いただくよう依頼

開催後アンケートの実施

- 開催後に出席授業への理解等のアンケート調査を行い、次回以降の開催の参考としている

令和5年度予算

予算額：243千円
（内訳）

- 資料作成費 55千円
- 郵送費 16千円
- 会場借上費 172千円

取組の効果

- 開催後アンケートでは出席授業への評価が非常に高く議会への関心が高まったと回答が多い。

都道府県議会における主権者教育の主な取組

- 投票率の低さに見られるように若者の地方議会に対する関心の低さや議員のなり手不足が問題となっている。
- このような状況を踏まえ、**ほぼ全ての都道府県議会（約94%）において、若者の議会に対する関心を高め、主権者としての政治参加意識の醸成を図ること等を目的して、以下のような取組が行われている。**

① 出前講座

- 議員が学校等を訪問し、若者に議会の役割や仕組みを教えるとともに、意見交換等を行うもの
- ▼ **大阪府議会「出前授業」**
議員が若者に関する条例の紹介等を行うとともに、生徒との意見交換等を実施
- ▼ **沖縄県議会「高校出前講座」**
議員が生徒から質問を受けるとともに、生徒が設定したテーマについて意見交換し、情報（陳情）書の作成を体験



② 模擬議会

- 若者に議場等で地域課題の解決に向けた提言をしてもらい、若者の意見を行政に反映する機会とするもの
- ▼ **神奈川県議会「ハイスクール議会」**
参加高校生で各委員会を構成して議論を行い、知事に直接問題提起・政策提言
- ▼ **福井県議会「高校生議会」**
高校生が執行部と質疑を行った上で提言書を作成し、執行部に提出。その後、議場で提言書を発表



③ 若者向けの議会広報

- ▼ **東京都議会**
都議会HPに小中学生を対象にアニメやクイズを用いて議会の役割を教える「キッズページ」を創設



④ 大学との連携

- ▼ **宮崎県議会**
学生を県議会事務局に派遣し、委員会の補助業務や議会広報に対する若者目線の改善提案等の体験を通じて県議会の役割を学んでもらうとともに、大学で県議会と共同した授業を実施



⑤ 議場見学

- ▼ **北海道議会**
小中高生の修学旅行に係る議場見学において、議会の歴史・意義等を説明



（北嶺中・高等学校HPより）

政治分野における男女共同参画

政治分野における男女共同参画①

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日公布・施行）概要

一 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

二 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

基本原則にのっとり

三 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女それぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

四 基本的施策

基本的施策

1. 実態の調査及び情報の収集等（第5条）
2. 啓発活動（第6条）
3. 環境の整備（第7条）
4. 人材の育成等（第8条）

五 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

法律の制定理由

民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる。

「民主主義に関する普遍的宣言」（1997年（平成9年）IPU（列国議会同盟）、内閣府男女共同参画局にて仮訳）

日本の状況は、国民が男女半々であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ない「過少代表」とも言える状況であり、諸外国との格差が大きい。

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

政治分野における男女共同参画の推進が重要

（内閣府作成資料を基に作成） 23

政治分野における男女共同参画②

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正について（令和3年6月16日公布・施行）概要

改正の背景

○ 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。

* 国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.9%で、世界193か国中166位〔列国議会同盟（令和3年1月1日時点）〕

* 本法施行後の選挙における女性候補者の割合は、

参（2019）：28.1%、統一地方選（2019）：16.0%

○ 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。

① 政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する

② 国・地方公共団体の施策を強化する

等の必要がある。

改正の概要 附帯決議に書かれていた項目を中心に、改正内容を検討

政党その他の政治団体の取組の促進（第4条）

取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、

■ 候補者の選定方法の改善

■ 候補者となるにふさわしい人材の育成

■ セクハラ・マタハラ等への対策を明記

国・地方公共団体の施策の強化

① 環境整備（新第8条）

■ 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記

② セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（新第9条）

■ 防止に資する研修の実施

■ 相談体制の整備などの施策を講ずるものとする

③ 実態調査（新第6条）

■ 調査対象として、社会的障壁の状況を明記

④ 人材の育成等（新第10条）

■ 施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

関係機関の明示（第2条第4項）

政党その他の政治団体の取組のほか、

■ 衆議院・参議院・地方公共団体の議会

■ 内閣府・総務省その他の関係行政機関等

が適切な役割分担の下で積極的に取り組む

ことを明記

国・地方公共団体の責務等の強化（第3条等）

「努めるものとする」を「ものとする」に改める

など

（内閣府作成資料を基に作成）

立候補環境の整備

第33次地方制度調査会答申「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」概要 (令和4年12月28日総理大臣に提出)

1. 議会についての現状認識と課題

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見られた議会の魅力の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町11.7%、[60歳以上の議員の割合]都道府県13.0%、市56.5%、町76.9%
 【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町23.3%
 ※女性議員が少なく、議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

- 勤労者等の議会参画**
 ➤ 夜間・休日等の議会開催等
- 女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画**
 ➤ ハラスメント相談窓口の設置
 会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等
- 小規模市町村における処遇改善**
 ➤ 議員報酬の水準のあり方を議論

③ 議長会等との連携・国の支援

- ハラスメント対策に関する議長会の調査

② 住民に開かれた議会のための取組

- デジタル技術を活用した情報発信の充実**
 ➤ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化
 にあわせた情報公開の充実等
- 住民が議会に参画する機会の充実**
 ➤ 住民と政策や議会運営を考える場
 (例：政策サポーター、議会モニター)
- デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるとい
う位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を
明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切なる行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を
行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
 ・ どのような場合に可能とするか。
① 事由を問わず幅広く可能
 ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
 ③ 引き続き議場での出席を前提しつつ、議事定数を緩和し、オンラインで「参加」
- ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等どのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(2021.1.1現在)
- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

総務省、三議長会による立候補環境の整備に係る経済団体への要請活動

日 程	令和5年1月26日（木） （※全国商工会連合会への要請は3月1日(水)）
要請者	<p>〈総務省〉</p> <p>○尾身朝子 総務副大臣</p> <p>〈三議長会〉</p> <p>○柴田正敏 本会長 ○清水富雄 全国市議会議長会会長 ○南雲 正 全国町村議会議長会会長</p> <p>（※本会は全国商工会連合会への要請は事務総長が対応）</p>
要請先	<p>〈日本経済団体連合会〉</p> <p>○藤原清明 専務理事、岩崎一雄 常務理事</p> <p>〈全国中小企業団体中央会〉</p> <p>○佐藤哲也 専務理事、佐久間一浩 事務局次長、大谷武士 労働政策部長</p> <p>〈日本商工会議所〉</p> <p>○久貝卓 常務理事、荒井恒一 理事・事務局長、五十嵐克也 理事・企画調査部長、大下英和 産業政策第二部長</p> <p>〈全国商工会連合会〉</p> <p>○後藤準 常務理事</p>

要請内容

総務省

勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

貴団体におかれましては、(略)各企業が次の事項に取り組み、いただけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、**就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこと**としていただくこと。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、**就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うこと**により、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

三議長会

地方議会議員の立候補環境の整備について

— 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けて—

○女性や若者等多様な人材の地方議会への参画につなげるため、第33次地方制度調査会答申で明記された、次の事項について、格別の配慮をお願いしたい。

企業の就業規則において、

- 1 **立候補に伴う休暇制度を設けること。**
- 2 **議員との副業・兼業を可能とすること。**

◎ 要請を受けた経済団体の主な反応

- ・ 要請内容を傘下団体、企業に対する周知を行いたい。議会に参画しやすい環境を双方で整えていくことが重要

**総務省自治行政局長通知（令和5年9月15日付け総行行第397号）
「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」**

■ 本通知は、昨年12月に第33次地方制度調査会が取りまとめた「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」等を踏まえ、下記の事項にも留意の上、各議会において多様な人材が参画し住民に開かれた議会に向けた一層の取組について、地方自治法に基づく技術的な助言として要請するもの。

① 女性や若者、育児・介護に携わる者等の議会参画

■ 女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する観点から、**会議規則において欠席事由として育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること、議員活動等を行う上でのハラスメント防止のための研修や相談体制の整備等を行うこと**などが考えられること。

② 勤労者等の議会参画

■ 勤労者等が議会に参画しやすい環境を整備する等の観点から、地域の実情に応じて**会議運営上の工夫を行うに当たり柔軟に会議日程を設定する等の取組を参考とすること**が考えられること。

③ 議会HPにおける議員の個人情報の取扱い

■ 議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合がありますが、個人情報への配慮が必要との指摘もあることから、**住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できず、住所事務所や議会事務局等を選択できるようにはならず、住所事務所や議会事務局等を選択できること**が考えられること。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）】
（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）
第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者とならざる差別取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
2（略）

④ デジタル技術を活用した住民への情報発信

■ 議会における取組の事例については、総務省ウェブサイト※において、例えば、議会活動に対する住民の関心を高める観点から、デジタル技術を活用した住民への情報発信の多様化・充実化の方策として、**SNSを活用した議会情報の発信や議会中継の配信等の取組**、また、住民が議会により積極的に参画する機会として、**議会と住民が共同して政策づくりを行う取組や議会運営等に関して住民から広く意見・提言を聴取する場を設ける取組、女性や少年を対象とした模擬議会等の取組**などを紹介しており、これらを参考とすることが考えられること※

※ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihogikai.html

⑤ 総務省・三議長会から経済団体への立候補休暇に係る協力要請

■ 勤労者の議会議員選挙への立候補環境の整備に関しては、総務省において**全国都道府県議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、各企業の自主的な取組として就業規則において立候補休暇制度を設けること等について経済団体に対して要請を行っていること。**

⑥ 一部議会における障害を理由として傍聴を禁止する規定の見直し

■ 財産区や一部事務組合等の議会を含む一部の議会の傍聴規則等において、「**精神に異常があると認められる者**」等の傍聴を認めない旨を規定している例があるとの指摘があるが、障害者に対し正当な理由なく、障害を理由として傍聴を禁止する旨を規定することは、**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項※に違反すると考えられることから、規定の見直しを行うことが適当であること。**

女性・若者等に対する障壁の除去

女性・若者等に対する障壁の除去（会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化）

2. 議会における取組の必要性
(1) 多様な人材の参画を前提とした議会運営

女性・若者等に対する障壁の除去（会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化）

- 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、令和3年1月以降（※）、標準会議規則の一部を改正し、欠席事由として育児、介護等を明文化するとともに、出産について産前、産後期間にも配慮した規定の整備を実施。
- ※ 全国都道府県議会議長会は令和3年1月27日付で、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は令和3年2月12日付でそれぞれ改正施行。

○標準都道府県議会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

○標準市議会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

○標準町村議会議規則

第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

女性・若者等に対する障壁の除去（議会活動における旧姓使用）

2. 議会における取組の必要性
 (1) 多様な人材の参画を前提とした議会運営

女性・若者等に対する障壁の除去（議会活動における旧姓使用）

- 国会議員については、参議院においては、平成9年6月9日の議院運営委員会理事会（第140回国会）において使用を認める旨の決定があり、これを先例として同年9月の第141回国会の第141回国会から通称(旧姓)使用が認められている。衆議院においては、それ以前から認められているが、特段明文の規定はない。
- 地方議員の通称使用については、要綱等で認めている事例があるが取扱いは各議会によって異なっており、各議会において適切な措置を執ることについて、令和2年3月に3議長会から通知を发出。

<地方議会の例>

新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱

平成11年5月26日議会運営委員会制定

(趣旨) この要綱は新潟県議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。

第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。

(承認の申請)

第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

(中止届)

第6条 議長は、旧姓を使用して旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

(報告)

第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

(責務)

第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。（疑義の決定）

第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附則

(適用期日)
 この要綱は、平成11年5月14日から適用する。

<全国市議会議長会通知>

全議 M1 第7号
 令和2年3月13日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
 会長 野尻 哲雄

議員の通称使用について

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は、本会の運営につきまして特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、標記の件につきましては、これまで本会に、議員任期中に婚姻等により姓を改めたことに伴う旧姓使用に関する照会がなされておりますが、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想されます。
 また、先の統一地方選挙後には通称で当選した議員の当選後の通称使用に関する照会がなされております。今後、日頃通称で活躍して当選した議員が、その通称のまま議員活動を行うことを希望する場合も想定されることと見做しております。
 西院において、既に一定の手続のもと認められております（資料1及び2参照）。
 地方議会に關しては、本年2月28日の衆議院総務委員会において両市総務大臣が、「総務省としても、地方議会における旧姓使用について二議長会と連携して取り組んで参ります。」と答弁しているほか、同月21日に開催された総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会（第5回）でも、地方議会において通称が使用できるよ上問題提起がされております（資料2及び3参照）。
 ついては、議員の通称使用に関する先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましては、その趣旨をご理解いただき、議員の通称使用について必要な措置など、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。
 なお、本件については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会において、同趣旨の対応がなされていることを申し添えます。

※都道府県議会議長会、町村議会議長会においても同趣旨の通知を发出。

総括報告

Ⅰ 検討した事項と方向性 – 都道府県議会が直面する喫緊の問題 –

5 女性議員や若手議員の不足

都道府県議会を始め、地方議会では女性議員や若手議員の占める割合が低い。

都道府県議会議員の中で女性が占める割合は10.1%にとどまる(全国都道府県議会議長会調(平成30(2018)年))。他の地方議会における女性議員の割合を示すと、指定都市議会17.3%、市区議会(指定都市議会を除く。)15.0%、町村議会10.0%である(全国市議会議長会、全国町村議会議長会調(平成30(2018)年))。

また、40歳未満の議員が都道府県議会議員に占める割合は8.1%である(全国都道府県議会議長会調(平成27(2015)年))。他の地方議会における40歳未満の議員の割合を示すと、指定都市議会12.2%、市区議会(指定都市議会を除く。)6.4%、町村議会2.3%である(全国市議会議長会、全国町村議会議長会調(平成27(2015)年))。

多様な意見を集約することが必要とされる議会で、選挙によって選ばれる議員の構成が、現実の住民の構成と大きく乖離していることには大きな問題がある。女性や若い住民の意見を地方議会にどのように反映していくか、早急に検討する必要がある。

(略)

我が国においては「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30(2018)年5月に施行され、これによって政党等に男女の候補者の数をできる限り均等とすることが求められるようになった。その他、国及び地方公共団体に男女の政治参画をできる限り実効性のあるものとするために必要な施策を策定し、それを実施する等努力義務が課されることにもなった。この先、都道府県議会としても、女性が立候補しやすく、議員となった後も活動しやすい環境を整備することが求められる。

(略)

(下線が本提言書「はじめに」引用部分)